

御殿場市の環境

平成26年度版

環境水道部

環境課

リサイクル推進課

目 次

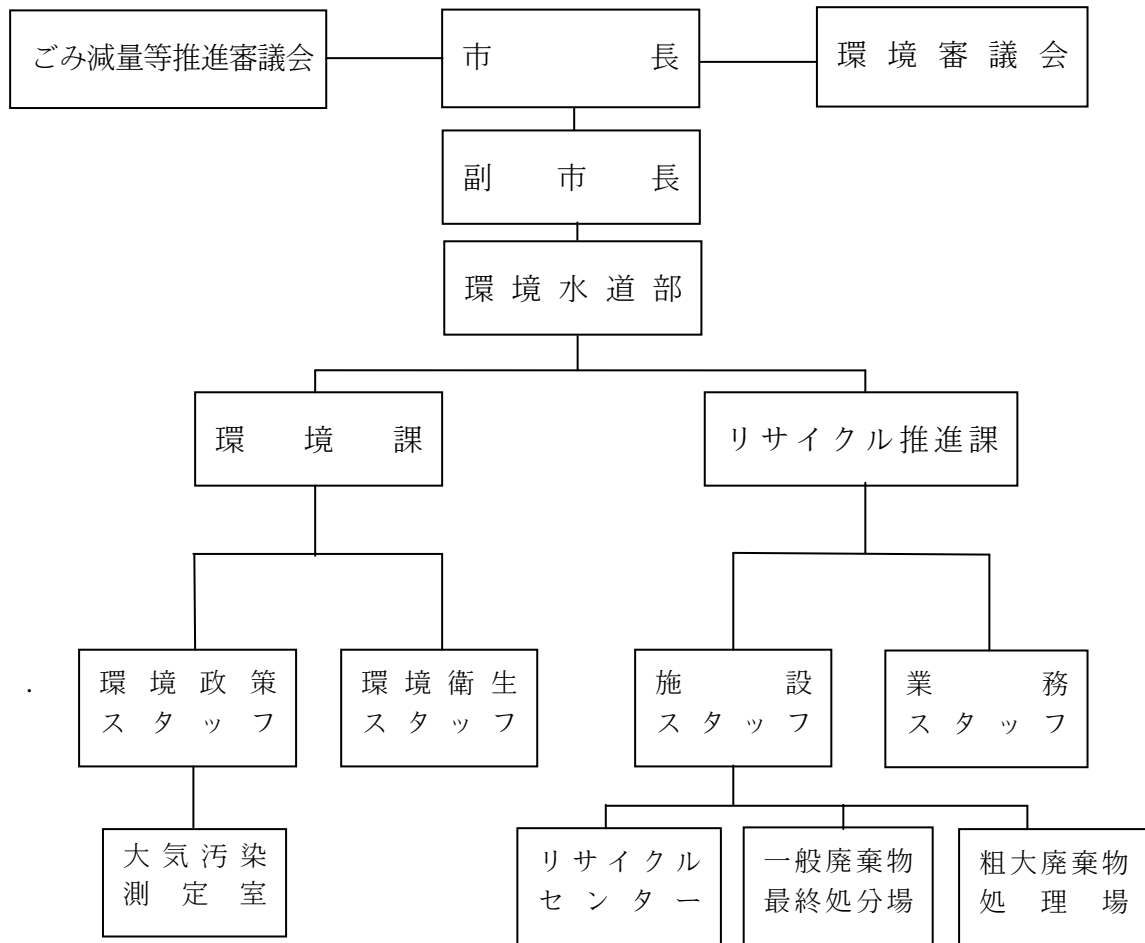
第1章 御殿場市環境基本計画	1
1 御殿場市環境基本計画の概要	1
2 御殿場市環境基本計画の点検・評価結果	3
第2章 環境への各種施策	31
1 環境行政のあゆみ	31
2 御殿場市環境マネジメントシステム	32
3 御殿場市地球温暖化対策実行計画	33
4 御殿場市地域省エネルギービジョン	35
第3章 自然環境の保全と創造	37
1 自然環境の保全	37
(1) 富士箱根伊豆国立公園	37
(2) 富士山麓植生保護	37
(3) 富士山基金	37
① 基金の概要	
② 活用事業	
2 野生生物の保護等	39
(1) 傷病鳥獣の保護	39
(2) 野鳥の捕獲の許可と飼養登録	39
(3) 有害鳥獣捕獲許可	39
3 自然とのふれあい	40
(1) 富士山自然誌リレーセミナー	40
(2) 富士山自然観察会	41
(3) トンボ池の整備事業	41
(4) 野鳥とのふれあい	42
(5) 水辺での活動	42
第4章 生活環境の現状と対策	43
1 環境法令等のあゆみ	43
2 公害苦情	48
3 大 気	49
(1) 環境基準と当市の現況	49
(2) 大気汚染の状況	50
① 二酸化硫黄	
② 二酸化窒素	
③ 浮遊粒子状物質	
④ 光化学オキシダント	
⑤ 風向・風速	
(3) 大気汚染防止対策	56
①排出基準（硫黄酸化物、ばいじん、有害物質）	
②ばい煙発生施設の届出状況	

(4) 環境放射線量の測定	60
4 水質	61
(1) 環境基準	61
①生活環境の保全に関する環境基準 ② 人の健康の保護に関する環境基準	
(2) 水質汚濁の状況	63
① 黄瀬川水系 ② 鮎沢川水系	
(3) 水質汚濁防止対策	69
① 工場・事業場の監視及び指導 ② 排水基準（静岡県条例の排水基準）	
③ 届出状況 ④ 生活系排水対策	
5 騒音・振動	76
(1) 騒音・振動の概要と環境基準	76
(2) 騒音・振動の防止対策	77
① 工場、事業場の規制基準 ② 建設作業の規制基準	
③ 道路交通騒音 ④ 自動車騒音の常時監視 ⑤ 届出状況	
6 悪臭	82
(1) 悪臭防止対策	82
① 悪臭の概要 ② 悪臭の規制 ③ 届出状況	
7 地下水	85
(1) 地下水の利用状況	85
① 水循環と地下水 ② 揚水状況と地下水障害	
③ 地下水位の経年変化	
(2) 地下水の保全対策	88
(3) 環境基準	88
(4) 地下水汚染防止対策	89
① 対策の概要 ② 汚染井戸の状況	
8 ダイオキシン類	91
(1) 概要と環境基準	91
(2) 汚染の状況	92
① 大気環境の調査結果 ② 土壌の調査結果	
(3) ダイオキシン類汚染防止対策	94
① 特定施設の届出状況 ② 規制基準	
第5章 廃棄物等	95
1 廃棄物処理基本方針	95
2 廃棄物行政のあゆみ	96
3 ごみ処理の状況	101
(1) ごみ発生量（年度別）	101
4 ごみ減量に関する取組み	102
(1) 生ごみ処理容器等購入事業補助金交付制度	102
(2) マイバッグ持参率	103

5	ごみ資源化の状況	103
(1)	資源ごみの再資源化実績	103
	① ビン・缶 ② 古紙 ③ ペットボトル・トレイ・発泡スチロール	
	④ 使用済小型家電（拠点回収） ⑤ 使用済小型家電（施設回収）	
(2)	資源ごみ以外の再資源化実績	105
	① 収集ごみの再資源化実績 ② 有害ごみ（乾電池）	
	③ 使用済蛍光管（拠点回収）	
6	資源回収団体による資源ごみ回収	106
7	ごみ収集	106
(1)	ごみ収集体系	106
(2)	ごみ集積場設置数	107
(3)	粗大ごみ出張収集	107
8	不法投棄	108
9	河川清掃	108
10	道路上における動物の死体処理件数	108
11	墓地、埋葬等に関する許可	109
12	犬の登録	109
13	廃棄物処理施設	110
(1)	御殿場市リサイクルセンター	110
(2)	御殿場市粗大廃棄物処理場	113
(3)	御殿場市一般廃棄物最終処分場前処理施設	115
(4)	廃棄物処理手数料徴収事務	117
14	一般廃棄物最終処分施設	119
(1)	御殿場市一般廃棄物最終処分場	119
(2)	御殿場市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設	120
(3)	新大野原不燃物最終処分場	120

＜組織と事務分掌＞

(1) 組織（平成 27 年 4 月 1 日現在）



(2) 事務分掌（平成 27 年 4 月 1 日現在）

環 境 課	リサイクル推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全の企画、調査及び調整 ・環境審議会 ・環境保全意識の普及及び啓発 ・環境マネジメントシステム ・地球温暖化対策 ・自然保護 ・鳥獣保護、捕獲許可及び飼養の登録 ・地下水 ・富士山基金及び同委員会 ・公害対策の企画、調査及び調整 ・大気汚染の防止指導 ・水質汚濁の防止指導 ・騒音、振動等の防止指導及び勧告 ・悪臭の防止指導及び勧告 ・公害除去資金等の貸付け ・公害苦情相談 ・水質保全協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の処理計画 ・ごみ減量等推進審議会 ・ごみ減量等推進員 ・一般廃棄物の減量 ・一般廃棄物の再資源化等の計画 ・ごみの指定袋 ・一般廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可 ・その他廃棄物 ・火葬場、ごみ処理場及びし尿処理場に係る御殿場市・小山町広域行政組合との連絡調整 ・衛生自治推進協会 ・公衆衛生 ・公衆トイレ（他の課に属するものを除く。）の維持管理
	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の収集及び処分 ・特定資源物の収集及び再資源化 ・廃棄物処理手数料（指定袋に係る一般廃棄物の廃棄物処理手数料は除く。） ・リサイクルセンター ・最終処分場 ・粗大廃棄物処理場 ・廃棄物の不法投棄の監視及び指導 ・へい死動物の処理 ・環境美化奨励金

※それぞれの事務分掌の末尾に「に関すること。」を付ける。

第1章 御殿場市環境基本計画

1 御殿場市環境基本計画の概要

(1) 計画の内容等

この計画は、御殿場市環境基本条例に基づいて策定し、環境分野のマスタープランとして位置付けています。また、この計画では、市が実施する施策だけでなく、市民・事業者・滞在者の方々が環境問題に取り組む姿勢や具体的な取り組み内容を示しています。計画の目標年次は平成27年度(2015年度)までとしています。

(2) 目指す環境像

「富士・人・未来 はぐくむ^{エコトピア}自然郷 御殿場」
「富士」市の最大の象徴で、全ての環境に通じるものとしてとらえます。
「人」歴史文化をはぐくみ、豊かな自然を守ってきました。
「未来」これまでの豊かな歴史文化、自然を子どもたちに託します。
豊かな自然と歴史・文化を持つ御殿場市を悠久に伝え、はぐくんでいく固い決意を“^{エコトピア}自然郷”という言葉に込めました。

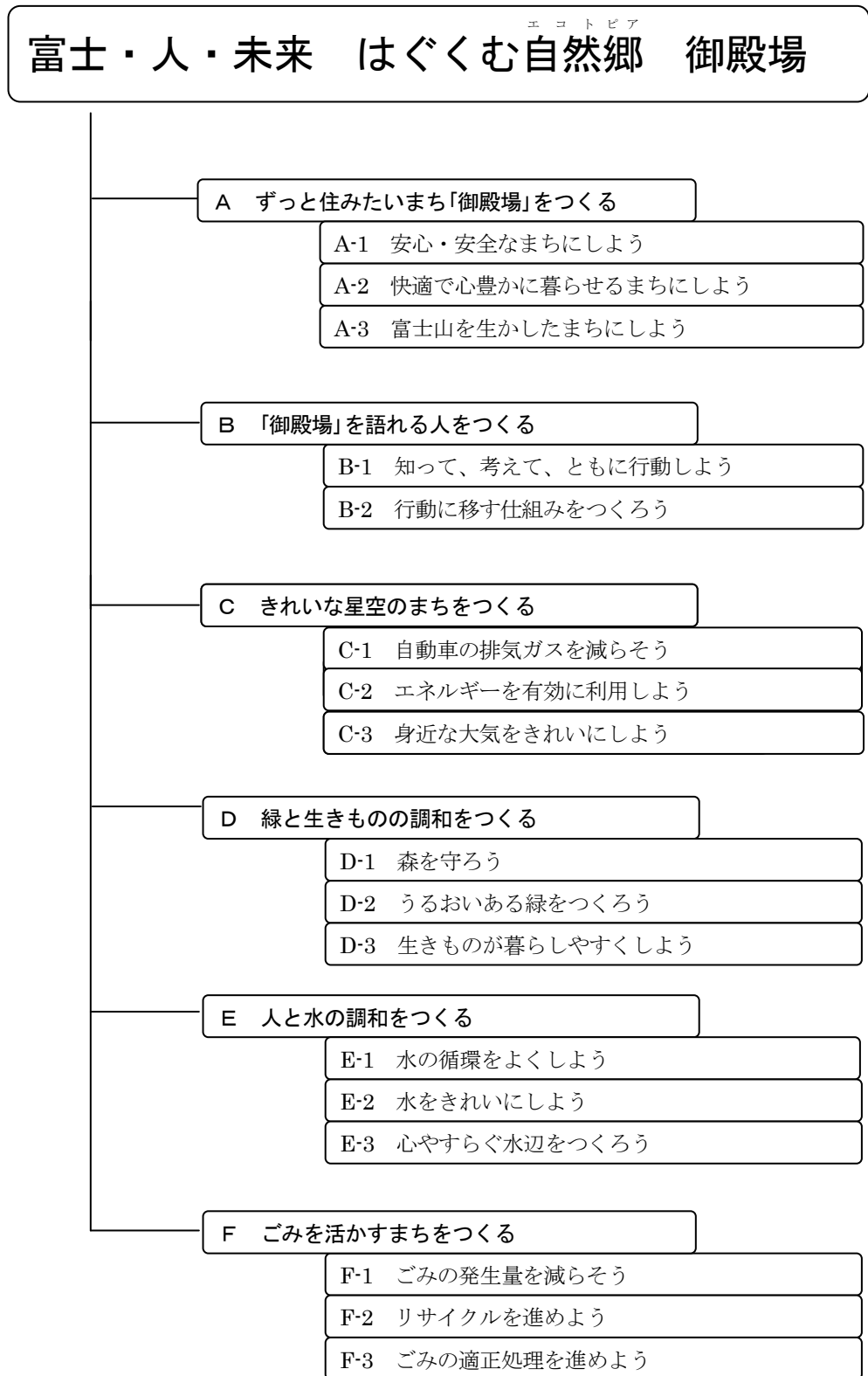
(3) 施策の体系と推進体制

計画の目指す環境像を実現するため6つの環境目標(A～F)に具体的な個別目標を掲げ、さらに個別目標を実現するために率先して取り組むべき基本施策に取り組んでいます。計画全体や基本施策の進行状況は、事務局である環境水道部環境課と所管課で点検・評価を実施し、報告書を作成した後、市民、事業者、関連団体等が参加する「御殿場市環境市民懇話会」に報告しています。懇話会での意見を事業の見直し・改善に生かし、環境施策の充実と推進を図ります。

(4) 点検・評価の方法

平成26年度に実施した環境の保全と創造に関する施策及び事業の内容並びに実施状況、課題等について、所管課に報告してもらい、17の個別目標ごとに、点検・評価指標を設け、事務局である環境水道部環境課と所管課で点検・評価を行いました。

○ 計画の目指す環境像と施策の体系図



2 御殿場市環境基本計画の点検・評価結果

御殿場市環境基本計画の点検・評価結果（平成26年度実績）について報告します。

環境目標A ずっと住みたいまち「御殿場」をつくる

個別目標 A-1 安心・安全なまちにしよう

◆点検・評価指標

	平成26年度	平成25年度	前年度との比較	評価
立入検査による違反指導事業所の割合	0%	0%	増減なし	県と連携し、43事業所に対し、延べ59回の立入検査を実施したが、昨年度に引き続き、最終目標である違反指導件数0件を達成した。今後も違反指導件数が0件となるよう県と連携し、適切な指導・助言を行っていく。
違反指導件数／立入調査件数	0／59	0／52		
立入事業所数	43	36		

◆御殿場市環境基本計画環境指標

指標	基準値（年度）	目標値（年度）
立入検査による違反指導事業所の割合	1.6%（H21）	0.0%（H27）

◆基本施策と今後の課題・対応

基本施策	目標像	課題	対応
公害のないまちづくり	環境に影響を与える排出物が抑制されることにより、公害が未然に防がれ、良好な生活環境の保全や、環境への負荷の低減が図られている。	日常生活上において不快感を伴うものや法律では対応しきれない個人間の感情的トラブルから発生する苦情の対応。	迅速な現地調査を基本とし、法令に基づく規制・指導だけでなく、啓発活動の実施や地域・関係機関等との連携を図った対応に努める。
交通事故・犯罪被害のないまちづくり	交通事故や犯罪被害がなく、誰もが安心して暮らせるまちとなっている。	交通事故発生件数は減少傾向にあるが、死傷者数は1,000人を超えている。 手口が悪質、巧妙化している犯罪に対する防犯意識の向上。	三世代交流型交通教室を積極的に進め、事故そのものの減少に努める。防犯教室や啓発活動を積極的に行い、自主防犯意識の高揚を図る。

◆御殿場市環境基本計画に基づく実施事業の取組状況（平成26年度実績）

施策項目	取組状況	担当課
公害苦情処理事業 市民の良好な生活環境の保全や苦情発生源の除去による環境への負荷の低減を図ります。	水質汚濁6件、大気汚染20件、悪臭2件、騒音3件、振動0件の計31件の公害苦情があり、迅速な現地調査を原則とし、発生源の調査及び発生源者への指導、注意喚起を行った。	環境課
公害関係法に係る届出・指導事業 事業活動に伴う環境負荷の低減を図ります。	公害法規の関係の届け出186件を受付。審査のうえ、権限移譲事務分については、県に進達。県と合同及び市単独で、規制対象工場・事業場のうち、43事業所延べ59回の立入り調査を実施。26年度の違反事業所は0件だった。	環境課
アスベスト空気中飛散濃度環境測定事業 市体育館の安全・安心な環境確保に努めます。	7月17日（木）と1月26日（月）に調査を実施した。いずれも基準値を下回り、施設の通常使用において問題なしとの測定結果が得られた。測定結果を市HPに公表した。	文化 スポーツ課

個別目標 A-2 快適で心豊かに暮らせるまちにしよう

◆点検・評価指標

	平成26年度	平成25年度	前年度との比較	評価
市民一人当たりの都市公園面積	3.523㎡	3.519㎡	0.004㎡増	宅地分譲に伴い整備された公園の寄贈を受けたため、市民一人当たりの都市公園面積は微増した。

◆御殿場市環境基本計画環境指標

指標	基準値（年度）	目標値（年度）
市民一人当たりの都市公園面積	3.22㎡（H21）	4.30㎡（H27）

◆基本施策と今後の課題・対応

基本施策	目標像	課題	対応
公園などの憩いの空間づくり	地域住民のコミュニケーションの場である公園などの公共施設について、ユニバーサルデザイン化により、誰にとっても使いやすい施設が整備されている。	公園施設の性質上（気候や場所等）突発的な修繕や改築等が生じた場合、計画的な更新ができなくなる要素が高く継続的な予算確保ができず、更に、長寿命化を進めるうえでも補助金等の採択も厳しいため、今後の財源確保が大きな課題となる。	平成25年度に策定した公園施設長寿命化計画に基づいて、順次施設更新を実施していくために地元負担金や補助金等を有効に利用し、利用頻度に合わせて合理的な改修を実施していく。
文化財・文化遺産の保護・管理	暮らしの中の文化、伝統行事などが保存・継承され、富士山の歴史や豊かな自然の重要性が周知されている。	文化財・文化遺産の保護・管理に向けた支援体制の確立。 カモシカ等、天然記念物の指定を受けている野生生物が市街地に出没した際の対応。	市の地域の歴史が分かる資料の展示、文化財に関する講座の開催、市民団体との協働による活動を拡大していく。 関係機関と連携し、保護体制を確立していく。

◆御殿場市環境基本計画に基づく実施事業の取組状況（平成26年度実績）

施策項目	取組状況	担当課
公園管理運営事業 市民に日常生活の中での憩い、安らぎ、遊びの場を提供するとともに園内で発生する事故の未然防止を図ります。	指定管理協定において、安全な施設であるよう管理しているほか、経年劣化等による遊具外施設の維持管理を定期的実施した。 秩父宮記念公園園庭修繕 秩父宮邸母屋屋根葺替え 市内都市公園施設改善修繕等	都市整備課
都市緑化整備事業 日常生活の中での憩いと、やすらぎの場を提供するため、公園内の緑を保ちつつ、災害時は避難・防災拠点の場としての整備を図ります。	秩父宮記念公園（第2期）整備事業の計画および（仮称）富士岡南部公園整備事業計画を策定した。	都市整備課

<p>景観計画、総合景観条例運用事業 良好な景観形成を推進します。</p>	<p>景観法及び御殿場市総合景観条例に基づき、 建築17件、工作物15件、開発行為6件の、 合計38件の届出があった。そのうち既存建 物の改修等改善事例が3件であった。</p>	<p>都市計画課</p>
<p>屋外広告物の規制・指導事業 周辺環境と調和した良好な生活空間 をつくり、景観の保全・美観の維持 を図ります。</p>	<p>平成26年度は新規70件、更新229件。 違反広告物のパトロールを行い、貼り紙や貼 り札の除却活動を行った。</p>	<p>都市計画課</p>
<p>放置自転車対策事業 駅前周辺の駐車秩序の保持と良好な 都市環境を保全し、環境美化を推進 します。</p>	<p>良好な都市環境を保持するため、指導啓発活 動や関係機関との共同パトロールを12回実 施し、9台の放置自転車を撤去した。</p>	<p>くらしの 安全課</p>
<p>生垣づくり推進事業 緑豊かなまちづくりを推進するとと もに、地震による被災の軽減を図り ます。</p>	<p>新たに生垣を作る時、または、コンクリート ブロック塀などを取り壊して生垣を作る時に 補助金を交付し、26年度は5件46mを実 施した。</p>	<p>都市整備課</p>
<p>あじさいの道管理事業 道路沿線の緑地化推進と共に、来訪 者のイメージアップを図ります。</p>	<p>往復約10Kmにわたる区間のあじさいの管 理（草刈、消毒等）を実施した。</p>	<p>都市整備課</p>
<p>緑化重点地域活動事業 河川や道路等の緑化を推進すること により、快適な生活環境を創出し、 郷土愛の持てる地域を築きます。</p>	<p>高根竜良川沿い桜の会、もみじの里づくり推 進委員会が植栽および剪定、草刈りを実施し た。</p>	<p>都市整備課</p>
<p>街路樹管理整備事業 幹線道路や都市計画道路に植栽して ある街路樹を適切に管理し、環境の 向上と景観美化を図ります。</p>	<p>市道14路線で街路樹剪定作業および害虫駆 除を実施した。</p>	<p>管理維持課</p>
<p>公衆衛生対策事業 東名御殿場インター前（バス停）の 公衆便所の維持管理をし、環境美化 を図ります。</p>	<p>委託により1日1回清掃を実施。関係機関 で組織する東名御殿場BS利用連絡会にお いて、トイレの改修について意見交換を行 った。</p>	<p>環境課</p>

個別目標 A-3 富士山を生かしたまちにしよう

◆点検・評価指標

	平成 26 年度	平成 25 年度	前年度との比較	評価
富士登山者数 (富士山御殿場口利用者)	26,948 人 登山者 8,766 人 下山者 18,182 人	46,558 人 登山者 18,557 人 下山者 28,001 人	19,610 人減 登山者 9,791 人減 下山者 9,819 人減	世界文化遺産登録による影響が落ち着いたことと、お盆期間や土日に悪天候の日が多かったことにより減少に転じたと思われる。

※集計期間は、山開きから閉山式まで

◆御殿場市環境基本計画環境指標

指標	基準値（年度）	目標値（年度）
富士登山者数（富士山御殿場口利用者）	22,244 人（H21）	—

◆基本施策と今後の課題・対応

基本施策	目標像	課題	対応
富士山と調和した景観づくりの推進	市街地のどこからでも富士山を美しく見ることができ、富士山の景観に合った自然風景が保全されている。	景観条例や景観計画の推進には、市民や事業者の理解と協力が必要不可欠となる。	事業者に対しては、パンフレットの配布や研修会等を実施し、周知徹底を図る。市民に対しては、眺望スポット等の募集を通じ、景観への意識の啓発を図る。
富士山の保全・活用策の実施	富士山の美化イベントが定期的に開催されると共に、富士山の環境に配慮したトイレが整備されている。	世界文化遺産登録により、国内外からの登山者やハイキング利用者の増加による、環境負荷の増加が見込まれるため、保全のためのマナー等を周知する必要がある。	環境配慮型トイレの適正な管理や車両乗入れ防止パトロールを実施すると共に、関係団体と連携し、環境保全のための活動や、マナー等の周知の徹底を図る。

◆御殿場市環境基本計画に基づく実施事業の取組状況（平成26年度実績）

施策項目	取組状況	担当課
世界文化遺産保全管理事業 世界文化遺産登録を機に世界遺産の保存と意識の醸成を図ります。	県・その他関係団体などと連携し、富士山世界文化遺産協議会において「世界文化遺産富士山ビジョン」を策定し、採択を行った。	企画課
世界文化遺産啓発事業 富士山本体の自然環境の保全及び富士山を取り巻く人間の生活環境の保全を図ります。	御殿場市富士山世界文化遺産研究会の啓発パンフレットの制作・配布を支援。世界文化遺産富士山の御殿場版パンフレットを作成し配布。樹空の森の常設展示及び御殿場版パンフレットを活用して、市婦連の婦人教室で富士山講座を実施した。	社会教育課
富士山樹空の森活用事業 豊かな自然や富士山を活用し、異世代がふれあい、交流できる場を提供します。	富士山世界遺産登録1周年記念イベントや富士山太鼓まつりをはじめとした、様々なイベントの会場となり、地元のみならず市外・県外からの観光客との交流拠点として活用した。	商工観光課
富士山御殿場口環境浄化事業 富士山御殿場口等のトイレを整備・維持管理をすることにより富士山の土壌汚染の防止を図ります。	ゴールデンウィーク頃から11月末まで御殿場口のトイレを開放し、定期的にメンテナンスを行い、修繕や清掃等を実施したほか、山小屋のトイレの維持管理の為に補助を行った。また、今年度からは、携帯トイレの回収BOXを設置した。	商工観光課
バラのまちづくり推進事業 富士山を背景とした美しい景観形成及び農地の有効利用を図ります。	幼稚園児による植栽、ばら祭り、秋のバラ鑑賞会、冬のバラ剪定講習会等を実施。老若男女を問わず、市内におけるバラの普及を実施した。また、ボランティアを中心に活動することにより、バラをより身近に感じてもらうだけでなく、人同士の交流も活性化することができた。	商工観光課
富士山桜いっぱいまちづくり推進事業 市民の憩いの場の形成とともに、魅力ある景観形成を推進します。	誕生記念樹として計184本の桜の苗木配布を行ったほか、各種イベントに併せた桜の苗木の配布を実施した。また、団地間道路沿線への桜の植栽計画を策定した。	都市整備課

環境目標B 「御殿場」を語れる人をつくる

個別目標 B-1 知って、考えて、ともに行動しよう

◆点検・評価指標

	平成 26 年度	平成 25 年度	前年度との比較	評価
環境教育イベント回数及び参加者数	5回 302人	5回 193人	増減なし 109人増	参加者数は前年度より109人の増となっているが、目標達成のために、内容や周知の方法、開催日について検討が必要である。

◆御殿場市環境基本計画環境指標

指標	基準値（年度）	目標値（年度）
環境教育イベント参加者数	317人（H21）	340人（H27）

◆基本施策と今後の課題・対応

基本施策	目標像	課題	対応
子どもに対する環境教育の充実	自然の豊かさに感謝して自然を大切にしようとする意識が浸透している。	都市化や情報化の進展に伴い、子どもの自然に触れる機会や体験の減少が危惧される。	座学だけではなく、実際の生物などと触れあえる、観察会や体験教室を開催していく。
市民の環境意識の向上	環境に関する各種イベントや講座、市の計画策定や施策の実施に関し、積極的に市民が参加している。	イベント内容や開催日時、天候等により年によって参加者数にばらつきがある。	アンケート調査等を実施して、関心の高いものをテーマに取り上げた、イベント等を企画していく。

◆御殿場市環境基本計画に基づく実施事業の取組状況（平成26年度実績）

施策項目	取組状況	担当課
環境教育事業 体験を通し、地球環境への問題意識を持ち自ら実行できることを身につけ、一人ひとりができることから行動にうつせるようにします。	こども環境会議（市内小中高生228人が体験コーナーに参加し、日頃の環境活動等を発表し、市長・議長へ提言）・アースキッズ事業（富士岡小93人、朝日小72人が家庭の環境リーダーとして省エネ活動を実践）を実施。	環境課

施策項目	取組状況	担当課
自然観察・体験事業 身近な自然について学び、直接触れる機会を提供し、環境保全の意識を高めます。	富士山自然誌リレーセミナー及び富士山自然観察会をそれぞれ年2回実施し、74名が参加した。	環境課
富士山基金活用事業 身近な存在である雄大な富士山の環境保全意識を高めます。	平成26年度ごてんばの富士山豆博士事業を4校（神山小124人、高根小45人、御殿場中230人、南中151人）で実施。550人の富士山豆博士が誕生。取組結果を、市役所市民ホール、市民交流センター、樹空の森に展示した。	環境課

個別目標 B-2 行動に移す仕組みをつくろう

◆点検・評価指標

	平成26年度	平成25年度	前年度との比較	評価
エコアクション21認証取得事業所数（累計）	29社	24社	5社増	エコアクション21認証取得事業所数は5社増となった。平成26年度は2社が取得支援セミナーに参加し、認証登録に向けた活動を行った。引き続き制度の周知、取得支援を行っていく。

◆御殿場市環境基本計画環境指標

指標	基準値（年度）	目標値（年度）
エコアクション21認証取得事業所数（累計）	2社（H21）	30社（H27）

◆基本施策と今後の課題・対応

基本施策	目標像	課題	対応
市民や事業所、地域活動団体の環境活動の支援	各種主体が実施する環境活動に対し、積極的な支援が行われ、環境を守るための行動が促進されている。	市民や事業者の自主的な環境活動を広げていくための、情報提供や経済的支援などの体制づくりが必要。	環境美化活動団体や資源回収団体への奨励金交付事業を実施すると共に、事業者の環境マネジメントシステム導入を支援するため、関係機関と協力し、セミナーを開催していく。
各主体が協働で行う仕組みづくり	市民、事業者、各種団体がそれぞれ環境に対する理想像を持ち、環境への取組に対し、連携が図られている。	市民・事業者・市がそれぞれに知識と技術や人材を提供しあい、環境に関する取り組みを協働で進めることができるしくみづくりが必要。	御殿場市民活動支援センターと連携し、各種団体への支援を実施するとともに、市民協働事業モデル地区事業や市民協働型まちづくり事業を活用し、各主体の協働による環境活動を推進する。

◆御殿場市環境基本計画に基づく実施事業の取組状況（平成26年度実績）

施策項目	取組状況	担当課
環境保全団体等活動支援・協働事業 環境保全団体等の活動を支援し、市民との協働による環境保全活動を促進します。	富士山トンボ池の会が実施するトンボ池の整備、日本野鳥の会東富士が実施する観察会や、エコハウス御殿場が行う環境教育事業の推進活動に対し交付金等の支援を行った。また、市民協働事業として、富士山みどりの会と、貴重な植物の群生地や絶滅危惧種の保護活動を行った。	環境課
環境衛生対策事業 市民が日頃から環境衛生に心掛け、明るく住み良い環境を保持するため、組織等の活動を推進します。	平成26年6月23日に環境衛生大会を実施したほか、ごみ処理先進地への視察、環境に関するイベントへの参加等を行った。	環境課

施策項目	取組状況	担当課
地球温暖化対策実行計画の推進事業 市の事務事業全体の温室効果ガス排出量の抑制と削減を図ります。	地球温暖化対策実行計画に基づき、職員各自がエネルギー使用の抑制と温室効果ガスの排出量削減に取り組むとともに、所属ごと年次報告書を作成し、点検見直しを行った。	環境課
担い手育成支援協議会事業 地域農業振興のため、農業担い手の育成や農業後継者の育成を図ります。	経営改善計画認定審査会において、3名を新たに認定農業者に認定し、1経営体を再認定した。また、水かけ菜オーナー制度については、参加が122人で289区画の利用があり、農業活性化の事業としてのレクリエーション農園は5カ所の208区画の利用であった。親子農業体験は2回開催した。	農林課
緑化推進モデル地区指定事業 指定区区民の緑化意識の高揚と自主的な活動による花とみどりあふれる環境づくりを推進します。	26年度は地区指定なし。	都市整備課

環境目標C きれいな星空のまちをつくる

個別目標 C-1 自動車の排気ガスを減らそう

◆点検・評価指標

	平成26年度	平成25年度	前年度との比較	評価
公用車燃料使用量	103,399 L	103,658 L	0.2%減	前年より若干の減少となった。軽油については前年度より減少したが、ガソリン・LPGは微増となっている。 エコドライブや相乗り等を徹底し、更なる燃料使用量の抑制が必要である。

◆御殿場市環境基本計画環境指標

指標	基準値（年度）	目標値（年度）
公用車燃料使用量	104,813 L (H21)	100,665 L (H27)

◆基本施策と今後の課題・対応

基本施策	目標像	課題	対応
自動車の走行による排気ガス排出量の削減	エコドライブやアイドリングストップを実践し、環境に配慮した運転が心掛けられている。	第二東名高速道路や、その幹線道路の整備による自動車交通量の増加に対する排気ガス対策。 電気自動車等普及のためのインフラ整備。	交通安全教室に合わせエコドライブの推進をしていくとともに、公共施設や宿泊施設等への電気自動車充電施設の設置促進を図る。
自動車以外の交通手段の利用促進	市民や事業者が公共交通機関や自転車等を積極的に活用し、自動車をできるだけ使わないようにしている。	公共交通の利用者は年々減少傾向にあるが、利用者の減少による路線の休廃止や減便が、さらに利用者の減少を招いてしまう。	御殿場市地域公共交通協議会を開催し、生活交通の確保維持と、利用者ニーズに応じた地域公共交通ネットワークの構築並びに利用促進を図るとともに、道路の整備にあたっては自転車歩行者道の設置を推進していく。

◆御殿場市環境基本計画に基づく実施事業の取組状況（平成26年度実績）

施策項目	取組状況	担当課
バス交通活性化対策事業 公共交通を促進し、利用者の利便性を図ります。	赤字バス路線21路線に対し、1,100万円の補助を行い、公共交通の確保維持を図った。9月20日のバスの日に合わせて、広報紙（9月5日号）に公共交通利用に関する啓発記事を掲載した。	企画課

個別目標 C-2 エネルギーを有効に利用しよう

◆点検・評価指標

	平成 26 年度	平成 25 年度	前年度との比較	評価
太陽光発電等新・省エネルギー機器設置費補助件数（累計）	3,427 件	3,075 件	352 件増	太陽光発電は着実に増加しているが、高効率給湯器については、付替えのみを対象としているため、申請件数は減少してきている。

◆御殿場市環境基本計画環境指標

指標	基準値（年度）	目標値（年度）
太陽光発電等新・省エネルギー機器設置費補助件数	1,228 件（H21）	4,643 件（H27）

◆基本施策と今後の課題・対応

基本施策	目標像	課題	対応
省資源・省エネルギーの推進	エネルギーの有効利用や省エネルギー活動が積極的に行われ、省エネ住宅・省エネ事業所がたくさんある。	年々設置費用が低コスト化されているが、今もなお財政的負担を懸念する市民が少なくない。更なる補助制度の検討が必要。	国や県の動向を引き続き注視し、市民等への情報提供を行うとともに、補助対象機器の拡大等について検討を進めていく。
エネルギー転換の推進	各家庭や事業所において、太陽光などの自然エネルギーが積極的に利用されている。	当市の気候・地理的条件等に適した再生可能エネルギーの検討が必要。	現在補助事業を行っている太陽光の発電量の調査のほか、他の再生可能エネルギーについても賦存量調査等を行っていく。

◆御殿場市環境基本計画に基づく実施事業の取組状況（平成26年度実績）

施策項目	取組状況	担当課
新・省エネルギー機器設置費補助事業 環境への負荷が少ない新エネルギー・省エネルギーの地域における導入を積極的に奨励します。	新エネ・省エネ機器の設置者へ補助金を交付。 平成26年度は337基（内太陽光発電177基、太陽熱23基、エコキュート83基、エコジョーズ68基、エコフィール1基）の設置があった。	環境課

地域省エネルギービジョン推進事業 市民の省エネルギーに対する意識を高め、市域の消費エネルギーを削減することにより、地球温暖化等の環境問題に配慮した街づくりを推進します。	重点プロジェクトとして、家庭でのエコライフ推進のため省エネナビの貸し出し、こどもへの省エネ教育の推進、エコドライブの推進、公共施設の省エネ対策の推進に取り組み、省エネ機器等の導入支援事業やアースキッズ事業等を実施した。	環境課
緑のカーテン普及事業 緑のカーテンの設置により、電力消費の多い夏の節電に対する意識の高揚を図ります。	家庭部門・学校部門・事業所部門の3部門で実施し、24件の応募があった。市長公室で表彰式を開き、受賞作品の紹介や入賞者の取り組み等の展示を、市役所市民ホール、市民交流センターふじざくらのほか、イベント時にも行った。	環境課

個別目標 C-3 身近な大気をきれいにしよう

◆点検・評価指標

	平成26年度	平成25年度	前年度との比較	評価
二酸化硫黄 年平均濃度値	0.002ppm	0.002ppm	増減なし	二酸化硫黄・浮遊粒子状物質・二酸化窒素の3物質については、環境基準を達成したが、光化学オキシダントについては、昨年に続き未達成となっている。全国の測定箇所でも、ほぼ基準値を上回る結果となっており、引き続き監視が必要となる。
浮遊粒子状物質 年平均濃度値	※0.016ppm	※0.017ppm	0.001減	
二酸化窒素 年平均濃度値	0.013ppm	0.014ppm	0.001減	
光化学オキシダント（昼間） 年平均濃度値	0.032ppm	0.034ppm	0.002減	

※測定機休止中のため裾野市民文化センターでの測定値を掲載

◆御殿場市環境基本計画環境指標

指標	基準値（年度）	目標値（年度）
大気汚染に係る環境基準達成率	75%（H21）	100%（H27）

◆基本施策と今後の課題・対応

基本施策	目標像	課題	対応
有害物質や化学物質の管理・削減	化学物質や有害物質の使用量が把握され、環境にやさしい物質への代替や使用量の削減が継続的に行われている。	過年新たに環境基準が設定された、微小粒子状物質（PM2.5）について、国内の各地で基準値を上回ったことから、今後の測定体制と緊急時の連絡体制の構築。	県外及び県内の測定結果を注視し、変化が見られれば県と連携を図り、広報等を使用し市民への注意喚起を行う。また、更なる監視体制の構築を目指し、測定機器の設置、更新について県と協議を行う。

◆御殿場市環境基本計画に基づく実施事業の取組状況（平成26年度実績）

施策項目	取組状況	担当課
大気汚染監視事業 環境汚染の実態把握により、大気環境の保全を図ります。	市役所敷地内の測定室で常時監視を実施し、測定データの解析、県へのデータ報告を行った。二酸化硫黄、二酸化窒素については、環境基準を達成したが、光化学オキシダントについては、未達成となった。浮遊粒子状物質については、機器の不具合により測定休止となっているため、測定体制等について県と協議を行った。	環境課

環境目標D 緑と生きものの調和をつくる

個別目標 D-1 森を守ろう

◆点検・評価指標

	平成 26 年度	平成 25 年度	前年度との比較	評価
樹種転換面積 (累計)	41,945 m ²	40,945 m ²	1,000 m ² 増	樹種転換については、狭い事業地での実施だったため、前年度実施面積より減少したが、間伐事業については、「森林環境保全直接支援事業」等各種事業の実施により、昨年度実施面積より増加した。
間伐実施面積 (累計)	1,451ha	1,411ha	40ha 増	

◆御殿場市環境基本計画環境指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (年度)
間伐実施面積 (累計)	1,284ha (H21)	1,474ha L (H27)

◆基本施策と今後の課題・対応

基本施策	目標像	課題	対応
森林の保全・活用	森林浴を楽しめるように遊歩道が整備され、市民が森林の大切さを認識し、次世代にその存在や大切さを伝えている。	生活様式の変化により、市民が森林と接する機会が減少しており、森林の有する公益機能についての十分な理解がされていない。	市木材利用推進プランを推進し、市民が木とふれあう場を増やす。また、乙女森林公園等を適正に維持管理するとともに、体験イベント等を通し、森林の大切さを伝えていく。
森林の適正な管理の推進	樹種転換や間伐など、適正に保護・手入れがされ、森林が持つ機能が充分発揮されている。	森林所有者の森林整備に対する関心の薄れや、森林所有者の大半が零細所有であることから、まとまった区域での森林整備が困難な状況にある。	面的なまとまりを持った森林整備を推進するため、森林情報の整備や事業体の森林経営計画の策定を支援し、森林所有者に対しては広報・啓発活動に努める。間伐材の有効活用のための調査研究を行う。

◆御殿場市環境基本計画に基づく実施事業の取組状況（平成26年度実績）

施策項目	取組状況	担当課
<p>林業振興事業</p> <p>自然林の再生を進め、森林の持つ水源の涵養及び生活環境の保全、保健休養等の多目的機能の充実に努めます。</p>	<p>①市単独間伐補助事業：間伐 1.1ha、森林作業道整備 620m</p> <p>②樹種転換事業：0.1ha</p> <p>③森林整備地域活動支援事業：180.82ha</p> <p>④富士岡地区森林整備推進モデル事業：モデルフォレストの選定、路網案の確定</p> <p>⑤森林組合実施事業（国庫補助）：利用間伐 26.74ha（搬出材積 2,089 m³）</p> <p>⑥森林組合実施事業（単独費）：間伐 20.25ha、保育 26.21、造林 0.83ha</p>	農林整備課
<p>林道整備事業</p> <p>森林作業の効率化を図り、森林の保全と森林の多目的機能を増進します。</p>	<p>林道沢入線の舗装工事（3か年工事。H25～H27）を実施中。平成26年度は827m施工。維持管理については、林道二子3号線の側溝清掃、林道北箱根山線の草刈・路面清掃を実施。</p>	農林整備課
<p>森の力再生事業</p> <p>整備困難で荒廃した森林の間伐を実施し、「森の力」を再生させます。</p>	<p>沼田（諸久保）地区にて、13.42ha実施。</p>	農林整備課

個別目標 D-2 うるおいある緑をつくろう

◆点検・評価指標

	平成26年度	平成25年度	前年度との比較	評価
緑化推進団体数	162 団体	163 団体	1 団体減	登録団体数が1団体減少し、公共緑化用花苗配布事業による花苗要求数も前年より少し減少した。

◆御殿場市環境基本計画環境指標

指標	基準値（年度）	目標値（年度）
緑化推進団体数	130 団体（H21）	170 団体（H27）

◆基本施策と今後の課題・対応

基本施策	目標像	課題	対応
緑化の推進	市街地においても、住宅地の近くに緑地やフラワーロードなどがあり、四季を感じることができる街路樹が整備されている。	公共緑化用花苗配布事業において、緑化団体の要望数の7割程度の配布に限られている。	グリーンバンクの種子・球根配布事業で不足分を補うとともに、子供の誕生記念樹の配布や地域と連携した植栽を進める。
環境と調和した農業の展開	環境と調和のとれた農業生産への取り組みが持続的に行われている。	農業者の高齢化が進む中で、若い世代の担い手不足による遊休農地の拡大が懸念される。	農地の有効利用が、農業の効率化を進めるため、農地中間管理機構制度により担い手に農地を集約する。また、北駿若手担い手交流会事業の支援を行うとともに、地域資源を活用した農業体験事業や親子農業体験教室を実施し、地域農業の活性化を図る。

◆御殿場市環境基本計画に基づく実施事業の取組状況（平成26年度実績）

施策項目	取組状況	担当課
農業経営基盤強化促進事業 担い手農家へ農地を集積することにより、農地の遊休化を防止し、農地の有効利用及び保全を図ります。	随時、御殿場農協及び東部農林事務所との連携を図り、農地利用の適正化と確保に取り組んだ。 また、農業委員会が、1ヶ月に渡り利用状況調査（農地パトロール）を行うとともに、農業委員会に設置した、農地相談員が遊休農地の現地確認及び土地所有者の農地の貸借に係る意向調査を実施した。	農政課
農業振興地域整備計画事業 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市の計画を策定し、農業振興の基盤となる農用地の確保を図ります。	定期変更については、平成26年度は実施せず、平成28年度に実施予定である。 随時変更については、農用地区域からの除外を10件行った。	農政課

施策項目	取組状況	担当課
グリーンツーリズム推進事業 農業体験を通して農業への理解と活性化を推進し、自然環境保全の意識を高めます。	例年の収穫体験事業に加え、「ごてんばこしひかりあぜみちウォーキング」を7回開催した。延べ1,806人の参加があった。	農政課
経営所得安定対策推進事業 農業経営者の生産活動意欲を醸成し、持続的な農業の振興を図ります。	麦、大豆、飼料作物、そば、とうもろこし等の転作奨励作物生産に取り組む農家への助成および、産地化を目指す野菜に対する助成を行った。	農政課
御殿場小山中核農業者会事業 農業経営の安定と地域農業の振興に努め、行政との連携による地域農業の活性化を目指します。	水稻部会等の13部会が地産地消に向けた各種イベントに出店し、消費拡大のPRにつとめた。	農政課
中山間地域直接支払制度事業 中山間地域における農業の多面的機能の確保と農地の保全を図ります。	国の交付金を有効活用し、印野落合沢向団地、玉穂中畑上合地区、中畑鍋東地区の農地保全活動に努めた。	農政課
県営ほ場整備事業 農作業の効率化と農業生産コストの削減を目指して、農業基盤整備を進めます。	高根西部山之尻地区にて、権利者会議と換地処分を実施。高根西部塚原地区にて、6.2haの工事を実施。御殿場深沢地区にて、14.3haの工事を実施。	農林整備課
市単独農業施設等整備事業 農業用施設の機能維持と災害被害の軽減のため、改修工事及び修繕を実施します。	神山区内農業用排水路応急修繕ほか41か所の修繕を実施。中畑西区内農業用排水路工事ほか1か所の工事を実施。	農政課
農地・水・農村環境保全向上活動支援事業 地域ぐるみで生態系や景観など農村環境の保全を図ります。	5つの活動組織に対し、計1,644千円を交付。	農政課
緑のネットワーク事業 緑の並木を作ることにより、潤いと安らぎのある街をつくります。	印野地先市道0237号線沿線6,000㎡区間の草刈り作業と桜などの枝剪定を行った。	都市整備課
緑きらきら推進協議会運営事業 市民及び関係団体が相互に協力し、花と緑に包まれた潤いと親しみのある緑豊かな住み良い御殿場市の実現を目指します。	緑化フェア開催、花壇コンクール、緑の募金運動、花苗を春秋の2回に分けて約130団体に60,000株配布した。	都市整備課

施策項目	取組状況	担当課
グリーンバンク関連事業 緑のあふれる安らぎと潤いの街づくりを進めます。	各種団体に種子や球根等を配布した。 苗木配布16団体・種子配付93団体 球根配付150団体・桜配付10団体 看板配付5団体	都市整備課

個別目標 D-3 生きものが暮らしやすくしよう

◆点検・評価指標

	平成26年度	平成25年度	前年度との比較	評価
トンボ池で観察されたトンボの種類数（累計）	48種類	48種類	増減なし	毎年実施している観察会でみられる個体数は、気候等によって変動はある。また、種によって生息しやすい環境が異なるため、時間をかけた継続的な維持・整備が必要である。

◆御殿場市環境基本計画環境指標

指標	基準値（年度）	目標値（年度）
トンボ池で現在までに観察されたトンボの種類数	48種（H21）	48種（H27）

◆基本施策と今後の課題・対応

基本施策	目標像	課題	対応
多様な生きものが生息できる環境の確保と動植物とのふれあいの創出	人が自然とふれあえる里山の保全・復元が図られ、動植物の生息地が守られている。	都市化が進むなか、傷病鳥獣や有害鳥獣の増加や外来種による問題など、生態系にも少なからず影響が出ている。	鳥獣保護員、猟友会、関係機関等と連携し保護と適正化を図り、多様な生態系の確保に努めるとともに、地域と連携した里山の保全等を推進していく。

◆御殿場市環境基本計画に基づく実施事業の取組状況（平成26年度実績）

施策項目	取組状況	担当課
野生生物保護事業 傷病鳥獣の保護等、野生生物の良好な環境を維持します。	傷病鳥獣等を20頭保護。保護後に山林へ放獣。鳥類については鳥獣保護員に保護を依頼し、回復後放鳥。	環境課
富士箱根環境保護事業 自然景観を保護し、風致景観を保持とともに、野生生物の生息環境の保全を図ります。	事業者等から許可申請のあった8件について、調査の上意見を付して、県へ進達をした。	環境課

環境目標E 人と水の調和をつくる

個別目標 E-1 水の循環をよくしよう

◆点検・評価指標

	平成26年度	平成25年度	前年度との比較	評価
有収率（配水量に対し実際に使用された水量の割合）	83.5%	83.4%	0.1%増	有収率は、有収水量の年間配水量に対する割合を示しており、前年度より向上したが、県内平均86.3%より低い水準にある。
年平均地下水位 静岡県観測井 （大坂深井戸）	306.27m ※25年度	307.65m ※24年度	1.38m減	1.38mの減となっているが、目標値は達成している。降水量の増減により、年により地下水位も変動していくため、今後も継続監視の必要がある。

◆御殿場市環境基本計画環境指標

指標	基準値（年度）	目標値（年度）
有収率（配水量に対し実際に使用された水量の割合）	82.7%（H21）	87.5%（H27）
年平均地下水位	304.31m	305m

◆基本施策と今後の課題・対応

基本施策	目標像	課題	対応
水の循環利用の促進と地下水利用量の削減	水資源の保全についての意識が高く、家庭や事業所において、節水や再生水の利用が積極的に行われている。	有収率（配水量に対し実際に使用された水量の割合）が、県内平均より低い水準にある。	漏水調査を、配水ブロックごと計画的に年間約100km実施し、早期に漏水箇所の修繕を行い、更なる有収率の向上に努める。
地下水保全の促進	地下水の有効活用が図られ、良質で安定した地下水源が確保されている。	地下水の採取に関しては、要綱に基づく自主規制のため、水源買収等の問題に対し、対応が困難となる。	地下水障害防止と有効活用の両立を図るために、地下水の管理体制とその手法について、県及び周辺市町と検討を行っていく。

◆御殿場市環境基本計画に基づく実施事業の取組状況（平成26年度実績）

施策項目	取組状況	担当課
水道整備事業 安定した水道水の給配水により水資源の有効利用を図ります。	富士岡第2配水場の築造工事が完成。配水管については年次計画により布設替工事を進めると共に道路工事や下水道工事と合わせて事業を進めた。また、マッピングシステムのデータを、給水管については年4回、配水管については年1回更新を行った。	水道工務課
土地利用指導事業 周囲の自然環境に調和した建築物、自然環境の保全を図ります。	平成26年度土地利用事業審査件数は19件。防災調整池底盤に浸透用穴を設置すること、舗装について浸透用舗装を積極的に使用することを指導した。また、地域に適した樹木での緑化推進を指導した。	都市計画課
地下水保全事業 地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成及び安全水位の確保を図ります。	月1回市内5か所の観測井戸の地下水位測定と年2回7か所の湧水量調査を実施。また、17か所の地点において有機溶剤調査を実施し、現状を把握。揚水設備の設置や変更について、御殿場市地下水の採取に関する要領に基づき、2件の届け出を受理。揚水施設新設に関する問い合わせ等に随時、指導・助言を行った。	環境課

個別目標 E-2 水をきれいにしよう

◆点検・評価指標

	平成 26 年度	平成 25 年度	前年度との比較	評価
汚水処理人口普及率	61.76%	60.01%	1.75%増	汚水処理人口普及率は、増加しているものの、生活排水処理基本計画の目標値をわずかながら達成していない。河川の状況については、環境基準値に該当しない泡の発生等の問題もあるため、引き続きの監視や啓発活動が必要である。
河川の環境基準達成度	92.8%	92.8%	増減なし	

◆御殿場市環境基本計画環境指標

指標	基準値（年度）	目標値（年度）
汚水処理人口普及率	48.67%（H21）	65%（H27）
河川の環境基準達成度	85.7%（H21）	100%（H27）

◆基本施策と今後の課題・対応

基本施策	目標像	課題	対応
生活排水および事業所排水の適正処理の推進と意識の向上	生活排水や事業所排水が適正に処理され、河川がきれいな状態を保っている。	下水道供用エリアでの未接続家屋の減少と浄化槽の法定検査の受検率の向上。	臨戸による啓発活動を行うとともに、県や関係機関と連携し、浄化槽設置者に対し、法定検査の受検など適切な維持管理の指導に努める。

◆御殿場市環境基本計画に基づく実施事業の取組状況（平成26年度実績）

施策項目	取組状況	担当課
下水道整備事業 市街地の生活環境の改善や生活排水による河川汚濁の未然防止を図ります。	御殿場、西田中、北久原地区において 延長L=2.5km 面積A=10.8haの管渠整備を実施した。	下水道課
浄化槽設置事業 生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図ります。	市内に設置した浄化槽（5人槽：94基 6～7人槽：72基 8～10人槽：20基） に補助金を交付した。	下水道課

施策項目	取組状況	担当課
公設浄化槽整備推進事業 河川水質の改善と流水量の確保に努め、水環境の保全を図ります。	印野・玉穂地区の一部で浄化槽（5人槽：13基 6～7人槽：27基 8～10人槽：4基）を設置した。	下水道課
河川環境調査事業 事業排水及び家庭排水による公共用水域の水質汚濁状況を把握し、河川環境の保全に努めます。	月1回、黄瀬川水系7か所、鮎沢川水系7か所で環境調査を実施。鮎沢川水系の高根橋付近で環境基準値の超過となったが、他の13か所では環境基準を達成した。	環境課

個別目標 E-3 心やすらぐ水辺をつくろう

◆点検・評価指標

	平成26年度	平成25年度	前年度との比較	評価
多自然型川づくり整備箇所数（累計）	12箇所	12箇所	増減なし	整備可能な適正箇所がないため、整備は未実施となっているが、既整備箇所について清掃等の維持管理に努めた。

◆御殿場市環境基本計画環境指標

指標	基準値（年度）	目標値（年度）
多自然型川づくり整備箇所数（累計）	6箇所（H21）	9箇所（H27）

◆基本施策と今後の課題・対応

基本施策	目標像	課題	対応
水とふれあえ、生きものがすみやすい水辺の整備	川や水辺に、魚や水草などが見られ、場所によってはホタルを見ることができ、人が集まり憩いの時を持てる場所がある。	市内の河川の特徴上、多自然型川づくりには、不向きなところが多く、整備後の安全確保には特別な維持管理が必要になる。	地域住民や環境保全団体との連携により、水辺の美化等に努め、心やすらぐ水辺の創出を図るとともに、ホタルや水生生物の観察会を実施し、水辺環境への関心を深めてもらう。

◆御殿場市環境基本計画に基づく実施事業の取組状況（平成26年度実績）

施策項目	取組状況	担当課
御殿場市水質保全協議会事業 水質汚濁の防止と環境保全の促進を図ります。	河川美化啓発事業として清掃活動、立て看板の修理・設置、魚の放流、蛍の鑑賞会、水生生物観察会、蛍の幼虫放流等を実施。また、循環型社会と企業責任に関する研修と新ごみ焼却施設の視察を実施したほか、イベントに参加し簡易水質検査の実験を通し、水質保全に対する意識の高揚を図った。	環境課
河川清掃支援事業 環境美化活動の一環として、各区が行う河川清掃活動を支援します。	住宅周辺の川や道路の清掃は、環境美化活動の一環として市内各区にて119回実施。環境美化活動を実施した区に対して、奨励金を交付。年間出役延べ人数30,183人、年間出動車両数251台。	リサイクル推進課
河川改修事業 浸水被害、沿岸浸食等災害防止のため未改修河川の整備を進めます。	矢倉川・星台川・馬伏川支川・久保川支川・黄瀬川支川で改修を実施した。	道路河川課
道路・河川等の清掃事業 道路排水の機能確保と、河川環境の改善を図ります。	4河川で清掃を実施した。また、随時地元で清掃したゴミ、土砂等を回収し処分した	管理維持課
河川整備事業 多様な動植物の生態系を維持しながら、市民が楽しむことのできる水辺空間を創造します。	対象河川事業なし。	道路河川課

環境目標 F ごみを活かすまちをつくる

個別目標 F-1 ごみの発生量を減らそう

◆点検・評価指標

	平成 26 年度	平成 25 年度	前年度との比較	評価
ごみ総排出量	30,241 t	30,491 t	250 t 減	ごみの総排出量と市民一人当たりのごみ排出量は、前年度と比較して減っている。しかし、目標値を達成するためには更なる減量対策が必要である。
市民一人一日当たりのごみ排出量	928.0 g	932.5 g	4.5 g 減	

◆御殿場市環境基本計画環境指標

指標	基準値（年度）	目標値（年度）
ごみ総排出量	30,375 t（H21）	28,900 t（H27）
市民一人一日当たりのごみ排出量	924 g（H21）	890 g（H27）

◆基本施策と今後の課題・対応

基本施策	目標像	課題	対応
市民生活と事業活動におけるごみ減量活動の促進	ものを大切にするという意識を持って行動し、再利用や水切りなど、ごみの減量化に努めている。	一般廃棄物処理基本計画の見直しをしたが、旧計画より厳しい目標値を設定しており、更なる減量化事業の推進が必要となる。	生ごみ処理機の購入補助や水切りについての普及啓発を進めるとともに、事業所に対しては、減量・資源化計画の提出を求め、排出ごみの定期的な検査を行う。

◆御殿場市環境基本計画に基づく実施事業の取組状況（平成26年度実績）

施策項目	取組状況	担当課
生ごみ減量事業 生ごみの減量化・資源化を図ります。	平成26年度生ごみ処理容器等購入事業 補助金実績 31件 670,100円	環境課
	平成26年度生ごみ回収量（有機資源循環事業） 家庭系 163,635kg 事業系 334,260kg	リサイクル推進課

個別目標 F-2 リサイクルを進めよう

◆点検・評価指標

	平成 26 年度	平成 25 年度	前年度との比較	評価
家庭系ごみ リサイクル率	14.0%	16.0%	2.0%減	前年度と比べて資源ごみの排出割合は減少したが、近年増えている民間業者による古紙回収や資源回収団体等の回収量が含まれていないため、必ずしもリサイクル率が減少しているとは限らない。

◆御殿場市環境基本計画環境指標

指標	基準値（年度）	目標値（年度）
家庭系ごみリサイクル率	21.7%（H21）	22.2%（H27）

◆基本施策と今後の課題・対応

基本施策	目標像	課題	対応
資源循環型社会の構築	市民・事業者がごみの分別排出を心掛け、資源として回収されるよう努めている。	資源となる物の分別周知や新たな資源となる物の回収方法や回収場所等の検討などが必要となる。	随時新規の店舗等に回収ボックス設置等をお願いし、回収拠点数を増やしていくとともに、回収品目自体も関係機関と調整し、更なる資源化を図る。

◆御殿場市環境基本計画に基づく実施事業の取組状況（平成26年度実績）

施策項目	取組状況	担当課
資源回収奨励事業 ごみの減量化に伴う処理経費の節減並びに環境美化及び資源有効利用に対する市民の高揚を図ります。	御殿場市資源回収奨励金交付要綱により、回収した資源ごみ 1kg 当たり約 10 円の奨励金を交付。平成 26 年度は、資源回収実施団体数 90 団体、回収した資源ごみ 1,203,423kg。	環境課

施策項目	取組状況	担当課
再資源化処理事業 ごみの資源化を図ります。	蛍光管回収量 4,440Kg ペットボトル回収量 175,220Kg トレイ回収量 5,930Kg 小型家電回収量 168,810Kg 発泡スチロール回収量 1,000Kg	リサイクル 推進課
建設リサイクル法に関する事業 再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ります。	(建築物)平成26年度は194件(内市宛123件)の届け出があった。適宜パトロールを行い、標識未設置等の指導を行った。 (建築物以外)平成26年度は47件の届出、44件の通知を受付し、内容確認後、県への報告を行った。	建築住宅課 都市計画課

個別目標 F-3 ごみの適正処理を進めよう

◆点検・評価指標

	平成26年度	平成25年度	前年度との比較	評価
不法投棄対応率	100% (106件)	100% (158件)	増減なし	不法投棄発見数は、前年度と比べ52件の減となり、大幅な減少化が図れたが、より一層の発生抑制のために、更なる監視体制の強化が必要となる。

◆御殿場市環境基本計画環境指標

指標	基準値(年度)	目標値(年度)
不法投棄対応率	100%(H21)	100%(H27)

◆基本施策と今後の課題・対応

基本施策	目標像	課題	対応
適正なごみ処理体制の確立	家庭系・事業系廃棄物共に適正に処理がなされ、良好な生活環境が保たれている。	指定ごみ袋や回収方法等の変更により、混乱が予想される。	地域での説明会を実施するほか、随時要望のあった団体等に出前講座を開催し、制度の周知および適正な処理を呼びかける。

基本施策	目標像	課題	対応
不法投棄の防止	不法投棄がなされず、自然環境の保全と、美しい景観が保たれている。	不法投棄は、一度行われると周辺の生活環境に重大な悪影響を与え、更なる不法投棄を招くことにもなるため、早期の発見と、適切な土地管理が必要。	民間事業所や団体等の協力を得て、監視活動の更なる強化を図っていく。

◆御殿場市環境基本計画に基づく実施事業の取組状況（平成26年度実績）

施策項目	取組状況	担当課
指定ごみ袋作成等事業 ごみの減量化及び分別の徹底を図ります。	ごみの分別・減量化を図るため、指定ごみ袋を配布（1人世帯70枚、2人以上世帯140枚までは無料配付）。平成26年度の取扱実績223,804組（1組10枚） 内有償分5,948組	環境課
廃棄物処理施設検討事業 市内に設置する廃棄物処理施設について、必要な施設か審査・検討を行います。	26年度は0件。	環境課
不法投棄監視及び指導パトロール事業 不法投棄を防止し、環境美化を図ります。	毎日パトロールを実施（休日等を除く）したほか、年2回県と合同パトロールを実施。不法投棄発見数106件（市処理102件 投棄者処理 4件）。 就業中に廃棄物の不法投棄等と思われる現場（行為）を発見した場合、市に情報を提供してもらい、「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」を日本郵便株式会社御殿場郵便局、御殿場市建設業協会、御殿場市一般廃棄物処理事業協同組合、静岡県駿東猟友会御殿場支部と締結した。	リサイクル推進課

第2章 環境への各種施策

1 環境行政のあゆみ

年	月	内 容
5	1 1	「環境基本法」制定
8	3	「静岡県環境基本条例」施行
9	3	「静岡県環境基本計画」策定
1 0	1 0	「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定
1 1	4	環境保全課を新設
1 2	7	「環境審議会」が発足
	1 2	市役所がISO14001の認証を取得
1 3	4	「御殿場市環境基本条例」施行
	4	「御殿場市地球温暖化対策実行計画」策定
1 4	3	「第2次静岡県環境基本計画」策定
	4	環境保全課と環境衛生課を統合し、環境課を新設
1 6	3	「御殿場市環境基本計画」策定
	1 2	「環境市民会議」が発足
1 8	3	「第2次静岡県環境基本計画」改定
1 9	2	「御殿場市地域省エネルギービジョン」策定
	3	「第2期御殿場市地球温暖化対策実行計画」策定
	3	「静岡県地球温暖化防止条例」制定
2 0	1 2	ISO14001の認証を返上
2 1	4	独自の環境マネジメントシステムである「御殿場市環境マネジメントシステム」運用開始
	5	「環境市民会議」を廃止し「環境市民懇話会」を発足
2 3	3	「第3次静岡県環境基本計画」策定
2 4	3	「第3期御殿場市地球温暖化対策実行計画」策定

2 御殿場市環境マネジメントシステム

【御殿場市環境マネジメントシステム基本理念・環境方針】

基本理念

御殿場市は、富士山のふもとに位置し、さわやかな高原のまちとして、豊かな自然と文化を富士山とともに育んできました。

しかし、私たちは豊かな社会を築き上げる一方で、この環境に負荷を与え続け、地域のみならず地球規模の環境をも悪化させています。

そこで、私たちは環境問題を普遍的な課題としてとらえ、環境への負荷の少ない循環型社会の実現に向けて環境に配慮した暮らし方や事業活動を進めていく必要があります。

このため、本市は一事業所として環境マネジメントシステムを導入することにより、市の事務及び事業を環境に配慮した組織活動として取り組み、豊かな自然やかけがえのない地球環境を守り育て、確実に次の世代に引き継ぐよう努めていきます。

環境方針

御殿場市役所は、率先して環境問題に取り組むことを最重要課題と位置付け、一人ひとりの毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを認識し、環境負荷の低減に努め、環境にやさしいまちづくりを進めるとともに、環境マネジメントシステムを活用することにより市民サービスの向上を図るため、次の事項について取り組んでいきます。

- 1 環境関連法令等を順守するとともに、継続的な環境の保全・改善に努め、さらに汚染の未然防止を図ります。
- 2 環境マネジメントに関する組織運営体制を整備し、責任の所在を明確にするとともにシステムを継続的に改善します。
- 3 低炭素社会の実現を目指し、温室効果ガス削減に取り組んでいきます。
- 4 環境の向上と環境負荷の低減について具体的な目標を設定し、継続的に見直します。
- 5 組織のために働くすべての人が環境方針を認識し、環境方針に沿った活動を継続的にできるよう教育訓練を行います。
- 6 環境方針及び環境に関する情報を広く内外に公表します。

平成21年4月1日

御殿場市長 若林洋平

(1)環境マネジメントシステムの運用

御殿場市は、地球環境の保全に自ら率先して取り組み、環境にやさしいまちづくりを推進しています。そして、このことが環境問題に対する市民の意識啓発にもつながると考えています。

ISO14001は、環境により良い事業活動を行うため、環境への負荷低減や環境保全活動推進に配慮した事業活動を計画、実行し、これを常に検証し見直す作業(PDCAサイクル)を続ける環境マネジメントシステムに与えられる認証です。御殿場市では、平成12年12月にISO14001の認証を取得し、平成15年度には取り組み範囲(適用範囲)を広げ認証を更新しました。平成18年度にはさらに範囲を広げ認証を更新しました。8年間にわたる継続的活動によって、職員に環境配慮意識及び行動の定着やエネルギー消費量の削減など一定の成果を上げてきました。

平成21年度からは、御殿場市環境マネジメントシステムに移行し、組織特性にあった取り組みを開始しました。

平成22年度には、運用体制の強化を図るため新たに内部環境監査員を養成するとともに、優良環境活動の表彰制度を導入しました。

3 御殿場市地球温暖化対策実行計画

市では、平成10年10月に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいて、市役所の事務及び事業の実施によって排出される温室効果ガスの排出量を抑制するため、平成13年3月に温室効果ガスの削減目標及び削減のための取り組み内容を定めた「第1期地球温暖化対策実行計画」を策定しました。その後、平成19年3月に「第2期地球温暖化対策実行計画」を策定し、全職員が常に意識をもって行動することにより、削減目標達成に向け取り組んできました。第1期、第2期実行計画の期間満了に伴い、平成24年3月に「第3期御殿場市地球温暖化対策実行計画」を策定し、全職員が市役所の事務・事業において、温室効果ガスの削減目標達成に向け取り組んでいます。

(1) 計画の期間・削減目標

区 分	基準年度	計画の期間	温室効果ガス削減目標
第1期実行計画	平成11年度	平成12年度～平成18年度	5%
第2期実行計画	平成17年度	平成19年度～平成23年度	5%
第3期実行計画	平成22年度	平成24年度～平成28年度	5%

項 目	基準年度 (H22) 排出量	目 標 (H28)	
		削減率	削減量
電気使用量	7,428 t	3.2%	238 t
公用車燃料使用量	262 t	5.7%	15 t
その他燃料使用量	1,357 t	14.7%	199 t
合 計	9,047 t	5.0%	452 t

<第3期実行計画の削減目標の内訳>

エネルギーの使用等（電気、A重油、灯油、都市ガス、LPG、ガソリン、軽油）

※間接的な効果のある水使用量、紙使用量、廃棄物排出量についても削減に向け努力します。

(2) 計画の対象物質

排出量を削減する温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの4物質とします。

(3) 計画の対象範囲

本庁及び出先機関、指定管理施設を含めた全ての機関とします。

ただし、委託事業及び地区コミュニティ共用施設、道路街灯などの電気の使用等に伴う二酸化炭素排出量は除きます。

(4) 取り組み内容

①物品等やサービスの使用、購入に当たっての取組

- ・グリーン購入等の推進
- ・省エネルギー、省資源の徹底
- ・廃棄物減量化とリサイクルの推進

②公共施設の建築、改築及びその管理等にあたっての環境保全への配慮

- ・環境に配慮した設計・施工・管理の推進

- ・冷暖房等の省エネルギー管理の推進
- ③教育・事業部門等における環境保全への配慮
 - ・環境教育の推進
 - ・環境負荷低減に向けた改善対策の推進
- ④公共事業等における環境保全への配慮
 - ・緑化の推進
 - ・建設副産物の発生抑制、リサイクル、適正処分の推進

(5) 温室効果ガス排出状況

①第1期実行計画

		平成11年度 (基準年)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	目標削減率(%)		0.0%	1.0%	2.0%	3.0%	5.0%	5.0%	5.0%
	実削減率(%)		△1.1%	1.3%	△0.1%	4.1%	2.4%	0.1%	4.1%
市役所全体		目標排出量(kg)	3,663,504	3,626,869	3,590,234	3,553,599	3,479,335	3,479,335	3,479,335
		実排出量(kg)	3,663,504	3,703,743	3,614,459	3,665,742	3,513,842	3,574,801	3,658,165
内	本庁	目標排出量(kg)	719,947	712,748	705,548	683,950	662,351	662,351	662,351
		実排出量(kg)	719,947	717,316	653,906	672,597	641,780	660,034	684,055
訳	出先機関	目標排出量(kg)	2,943,557	2,914,121	2,884,686	2,869,649	2,816,984	2,816,984	2,816,984
		実排出量(kg)	2,943,557	2,986,427	2,960,553	2,993,145	2,872,062	2,914,767	2,974,110

		平成11年度 (基準年)	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
用紙類の使用量	目標削減率(%)		0.0%	1.5%	2.5%	3.0%	4.0%	4.0%	4.0%
	実削減率(%)		△3.5%	5.2%	9.4%	15.5%	20.6%	0.9%	17.4%
	使用量(kg)	120,292	114,024	108,937	102,804	95,461	119,199	99,374	
用水の使用量	目標削減率(%)		1.0%	1.5%	2.0%	2.5%	3.0%	3.0%	3.0%
	実削減率(%)		4.9%	11.9%	17.8%	24.6%	23.9%	23.9%	27.7%
	使用量(kg)	245,342	216,267	201,592	184,922	186,777	186,724	177,397	
廃棄物の排出量	目標削減率(%)		0.0%	1.5%	2.5%	3.0%	4.0%	4.0%	4.0%
	実削減率(%)		△9.2%	△3.9%	0.5%	5.9%	27.8%	40.9%	40.5%
	使用量(kg)	402,878	418,438	400,792	378,973	290,925	238,270	239,721	

②第2期実行計画

		平成17年度 (基準年)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度に おける削減率 (基準年比)
市役所全体		実排出量(kg)	3,600,164	3,454,259	3,547,334	3,515,258	3,367,091	6.5%
内 訳	本庁	実排出量(kg)	658,226	598,761	632,290	660,072	588,080	
	出先機関	実排出量(kg)	2,941,938	2,855,498	2,915,044	2,855,186	2,779,011	

		平成17年度 (基準年)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度に おける削減率 (基準年比)
電気使用量	排出量(t)	1,997	2,075	2,059	2,129	2,373	2,330	△16.7%
公用車燃料使用量	排出量(t)	311	288	268	255	262	270	13.2%
その他燃料使用量	排出量(t)	1,292	1,177	1,127	1,167	880	767	40.6%

③第3期実行計画

		平成22年度 (基準年)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度に おける削減率 (基準年比)
市役所全体	実排出量(kg)	3,515,258	3,313,121					5.7%
内 訳	本庁	実排出量(kg)	660,072	572,265				
	出先機関	実排出量(kg)	2,855,186	2,740,856				

		平成22年度 (基準年)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度に おける削減率 (基準年比)
電気使用量	排出量(t)	2,373	2,402					△1.2%
公用車燃料使用量	排出量(t)	262	269					△2.6%
その他燃料使用量	排出量(t)	880	642					27.0%

4 御殿場市地域省エネルギービジョン

世界各地で地球温暖化の影響と思われる異常気象が起こっており、二酸化炭素排出量やエネルギー使用量の削減が求められています。市では、平成19年2月に「御殿場市地域省エネルギービジョン」を策定し、市域で環境に対する意識を高め、省エネルギーへの取り組みを進めています。

＜省エネルギー重点プロジェクト＞

(1)家庭でのエコライフ推進

①エコライフ提案事業

地球温暖化防止に係るエコライフ提案及び市民への啓発を実施

- ・地球温暖化防止月間・STOP温暖化アクションキャンペーン・ライトダウンキャンペーン等について市広報紙に掲載
- ・市ホームページへの省エネ情報掲載

②省エネナビモニター事業

- ・6世帯が省エネナビを設置し、家庭での省エネ活動を実践

③うちエコ診断事業

- ・県の省エネ専門家が家庭のエネルギー使用量を分析し、各家庭に合った省エネ方法のアドバイスを行った（8世帯が参加）

④家族環境マネジメントプログラム事業

- ・家庭での省エネ行動を実践する「エコチャレンジDAYs」（1, 015世帯が参加）

⑤省エネ機器等の導入支援事業

- ・「御殿場市住宅用太陽光発電等新・省エネルギー機器設置者に対する補助」

	太陽光		太陽熱		高効率給湯器(平成20年度より実施)			合計
					エコキュート	エコウォース	エコフィール	
18	77基	277.35kwh	14基	58.26㎡				91基(91件)
19	56基	198.28kwh	8基	38.12㎡				64基(64件)
20	68基	226.70kwh	5基	24.02㎡	232基	138基	6基	449基(416件)
21	146基	531.00kwh	12基	51.37㎡	300基	159基	7基	624基(580件)
22	126基	517.48kwh	7基	30.05㎡	269基	177基	11基	590基(579件)
23	179基	782.92kwh	11基	38.02㎡	108基	140基	3基	441基(423件)
24	208基	987.32kwh	18基	77.09㎡	53基	94基	7基	380基(363件)
合計	806基	3,521.05kwh	75基	316.93㎡	962基	708基	34基	2,639基(2,516件)

(2)子供への省エネ教育の推進

①こども環境マネジメントプログラム事業（アースキッズ事業）

子供たちが、家族の環境リーダーとして家庭での省エネ活動を実践

- ・印野小学校4年生（20人）、神山小学校5年生（117人）が参加
- ・平成18年度から1,155人の児童をエコリーダーに認定

②エコアクション（こども環境会議）事業

- ・市内の小、中学生や高校生255人が12の体験コーナーに参加して環境について学び、御殿場市の環境に対する意見や日頃の環境活動を発表
- ・御殿場の環境への提案を採択し、市長及び議長へ提言

(3)事業者への省エネ対策の推進

①事業者への省エネ対策推進事業

- ・事業者向け環境経営システム、エコアクション21認証・登録説明会を開催するとともに、全5回の取得支援セミナーを開催（認証取得事業所 累計21事業所）

(4)公共施設の省エネ対策の推進

①公共施設の省エネ事業

- ・「第3期御殿場市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の事務事業における温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを実施し、平成22年度（基準年）比で6.5%削減

第3章 自然環境の保全と創造

1 自然環境の保全

(1) 富士箱根伊豆国立公園

御殿場市の富士山中腹（標高およそ1600m）以上の地域と、箱根外輪山の上部（標高およそ900m以上）の地域は、富士箱根伊豆国立公園に指定されています。国立公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用を図り、国民の保健休養の場として活用されるために指定されていて、特に風致景観を維持する必要性の高い特別地域においては工作物の設置、植物の採取等の各種行為は、国や県の許可を受けなければなりません。

＜御殿場市における国立公園の面積＞

（単位：ha）

	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	計
富士山地域	287	555	7	590	1,439
箱根地域	0	49	81	221	351
計	287	604	88	811	1,790

＜自然公園法に基づく申請に係る国等への進達件数＞

（単位：件）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
工作物の新築、増築	12	7	7	6	5
植物の採取	2	3	3	1	2
その他	4	4	5	1	1

(2) 富士山麓植生保護

富士山中腹部（標高1500mから2000m付近）には厳しい環境の中でフジアザミやオンタデといった植物や樹木がわずかに生息しています。最近ではその周辺にオフロード車やオフロードバイクが乗り入れ、これらの貴重な植物をふみ荒らすという被害が発生しています。こうした被害を防止するため、市も構成員となっている富士山自然環境保全連絡会議では、車両の乗り入れ防止柵や看板を設置するとともに、乗り入れ防止パトロールを定期的に行っています。

(3) 富士山基金

① 基金の概要

富士山の雄大な自然を守り、より豊かで、より美しい富士山を後世に伝えていくため、平成8年度に、「富士山基金」を創設し、市民をはじめとする、富士山に思いを寄せる多くの皆様から浄財を募っています。平成15年度には、「御殿場市富士山基金委員会」が設立され、この委員会で富士山の自然環境の維持保全、富士山の学術文化の振興等の資金として有効に活用していくことを検討しています。

② 活用事業

ア ごてんばの富士山豆博士事業

御殿場の子どもたちが、身近な存在である富士山及び富士山麓の自然に触れ親しみ、富士山を取り巻く自然環境の大切さ・素晴らしさを再認識するとともに、新たな発見をして、ごてんばの富士山豆博士になることを目的とした事業です。

市内の小・中学校全16校を対象に、平成18年度から4校ずつ実施しています。

平成26年度は550人の「ごてんばの富士山豆博士」が誕生し、児童・生徒への認定証授与式を行いました。実施校の取り組み成果は、市役所市民ホール及び市民会館展示ホールへ展示するとともに広報ごてんばに掲載し、公表しました。

<取り組み実施校>

年 度	実 施 校				取組児童・生徒数
平成18年度	神山小学校	高根小学校	御殿場中学校	南中学校	945人
平成19年度	富士岡小学校	印野小学校	原里中学校	西中学校	884人
平成20年度	御殿場小学校	御殿場南小学校	朝日小学校	高根中学校	430人
平成21年度	東小学校	原里小学校	玉穂小学校	富士岡中学校	418人
平成22年度	神山小学校	高根小学校	御殿場中学校	南中学校	1,024人
平成23年度	富士岡小学校	印野小学校	原里中学校	西中学校	650人
平成24年度	御殿場小学校	御殿場南小学校	朝日小学校	高根中学校	382人
平成25年度	東小学校	原里小学校	玉穂小学校	富士岡中学校	522人
平成26年度	神山小学校	高根小学校	御殿場中学校	南中学校	550人

イ 富士山宝永噴火300年記念DVD作成事業

平成19年度に富士山宝永噴火300年記念事業の中で、記念DVDの作成に当たり、一部基金が活用されました。

ウ 富士山測候所関係資料調査・登録・整理事業

平成21年度に富士山測候所御殿場基地事務所に所蔵されていた気象観測関係資料を調査・登録・整理に当たり、一部基金が活用されました。

エ 交流センター富士山ゾーン整備事業

平成21年度に交流センター富士山ゾーン整備事業の展示部門に一部基金が活用されました。

<富士山基金年度別寄付状況>

寄付者 分 類	8~23年度		24年度		25年度		26年度		合 計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
一 般	277	19,214,373	2	14,164	7	573,572	2	399,074	285	20,201,183
募 金 箱		820,186		22,272		32,385		28,800		903,643
ビデオ分		544,320		0		0		0		544,320
5 財 産 区	30	25,000,000		0		0		0	30	25,000,000
ふるさと納税							1	50,000	1	50,000
一般財源		27,505,442		564		1,043		126		27,507,175
合 計	307	73,084,321	2	37,000	7	607,000	3	478,000	319	74,206,321
利 息		2,936,299		81,390		69,946		62,325		3,149,960
取り崩し	10	56,600,000	1	600,000	1	600,000	1	600,000	13	58,400,000
基金残高	—	19,420,620		18,939,010		19,015,956		18,956,281	—	18,956,281

2 野生生物の保護等

(1) 傷病鳥獣の保護

傷ついたり病気等で動けなくなっている野生鳥獣を保護し、鳥獣保護員と連携を図り自然に還すことに努めています。平成26年度は20件の傷病鳥獣の保護をしました。

(2) 野鳥の捕獲の許可と飼養登録

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、愛玩飼養を目的とした野鳥の飼養の登録を行っています。また、飼養のための捕獲が許される野鳥はメジロに限られており、飼養することができるのは1世帯1羽のみです。ただし、平成24年度から捕獲は禁止となりました。違法捕獲や無登録飼養は鳥獣保護法により罰せられます。

<年度別許可実績>

年 度	捕 獲 許 可 件 数	飼養登録件数(更新含む)	許可鳥類
平成13年度	1件	3件	メジロ
平成14年度	1件	3件	メジロ
平成15年度	0件	2件	メジロ
平成16年度	0件	1件	メジロ
平成17年度	0件	2件	メジロ
平成18年度	0件	1件	メジロ
平成19年度	0件	1件	メジロ
平成20年度	2件	2件	メジロ
平成21年度	0件	2件	メジロ
平成22年度	0件	2件	メジロ
平成23年度	0件	1件	メジロ
平成24年度		0件	
平成25年度		0件	
平成26年度		0件	

(3) 有害鳥獣捕獲許可

鳥獣による著しい農作物や森林への被害、さらには私たちの生活環境や動植物類の生態系への悪影響を及ぼしかねない場合に、有害鳥獣の捕獲を許可しています。

<年度別許可件数と捕獲実績>

年 度	許可件数	鳥類捕獲許可数	哺乳類捕獲許可数	鳥類捕獲数	哺乳類捕獲数
平成13年度	9件	910羽	66頭	432羽	33頭
平成14年度	9件	890羽	70頭	274羽	20頭
平成15年度	16件	940羽	115頭	255羽	53頭
平成16年度	10件	660羽	85頭	252羽	21頭
平成17年度	10件	1060羽	85頭	231羽	37頭
平成18年度	20件	300羽	205頭	105羽	56頭
平成19年度	12件	300羽	335頭	55羽	76頭

年 度	許可件数	鳥類捕獲許可数	哺乳類捕獲許可数	鳥類捕獲数	哺乳類捕獲数
平成 20 年度	10 件	200 羽	275 頭	200 羽	90 頭
平成 21 年度	11 件	0 羽	305 頭	180 羽	110 頭
平成 22 年度	11 件	0 羽	445 頭	0 羽	117 頭
平成 23 年度	4 件	0 羽	280 頭	0 羽	51 頭
平成 24 年度	5 件	0 羽	1,060 頭	0 羽	435 頭
平成 25 年度	8 件	0 羽	1,800 頭	0 羽	806 頭
平成 26 年度	5 件	0 羽	840 頭	0 羽	422 頭

主な捕獲許可鳥主な捕獲許可鳥獣：カラス、シカ、イノシシ

3 自然とのふれあい

(1) 富士山自然誌リレーセミナー

富士山とその周辺の自然環境を毎回違ったテーマで勉強していくセミナーです。平成 8 年度から平成 26 年度まで通算 54 回開催され、延べ 1,515 人が受講しています。

<これまでのセミナー>

年度	開催日	テーマ	参加者数
平成 19 年度	7.7	富士山の植生と植物の魅力を探る	38 人
	8.7	集まれ！ エコキッズ	34 人
平成 20 年度	7.5	宝永火山と「火山荒原」の植物	25 人
	8.6	もっと知りたい水のこと～世界の水と日本の水～	32 人
平成 21 年度	8.5	地球温暖化の中で、私たちの大切な水が大ピンチ	28 人
	11.28	日本の暮らしを支えた樹木たち	27 人
平成 22 年度	8.4	「今、改めて考えよう水の大切さ!!クイズと実験で楽しく学ぼう」	29 人
	9.18	富士山から宇宙	17 人
平成 23 年度	8.10	「今、改めて考えよう水の大切さ!!クイズと実験で楽しく学ぼう」	44 人
	10.1	富士山の気象よもやま話	18 人
平成 24 年度	9.15	富士山よろず面白講座	22 人
	12.1	富士山の岩屑なだれ	22 人
平成 25 年度	7.27	富士山の自然を楽しもう	20 人
	8.2	蝶から見た富士山～蝶から富士山を知ろう～	7 人
平成 26 年度	8.4	富士山で何が起きているの！？～身近な火山～	23 人
	8.16	親子で森で遊ぼう	12 人

(2) 富士山自然観察会

富士山とその周辺の自然に直接ふれることによって、自然のしくみやすばらしさを知ってもらい、かつ自然保護の重要性を認識してもらうために、平成8年度から平成26年度まで通算35回開催し、延べ838人が参加しています。

<これまでの観察会>

年度	開催日	テーマ	参加者数
平成19年度	5.19	植物から見える世界	28人
	9.16	御殿場・里山の植物を探る	31人
平成20年度	5.31	市の鳥「くろつぐみ」を知ろう	26人
	10.4	火山の「荒原」から森へ	32人
平成21年度	8.23	親子どきどき自然探検隊「森で遊ぼう」	21人
	10.3	富士山のほ乳類を探る	24人
平成22年度	8.1	富士山のチョウを探る	12人
	10.17	親子どきどき自然探検隊	22人
平成23年度	7.3	富士山のシダ植物を探る	20人
	10.30	親子どきどき自然探検隊「森で遊ぼう」	33人
平成24年度	7.14	森をつくる植物たち	26人
	10.13	富士山に生きるアリたち	18人
平成25年度	7.27	富士山の自然を楽しもう	20人
	10.19	御殿場の火山噴出物から見た富士山の生い立ちと特徴	7人
平成26年度	8.16	親子で森で遊ぼう	14人
	10.4	富士山東麓の野鳥	25人

(3) トンボ池の整備事業

「富士山トンボ池の会」が、休耕田や空き地を利用したトンボの生息しやすい環境づくりを、交付金事業として行っています。これまでに4箇所の池を整備し、観察会や生息調査によって多くのトンボの成虫と幼虫が確認されました。成虫の中にはヒメアカネ、モートナイトトンボ、マルタンヤンマといっためずらしいトンボも確認されています。整備した池は昔ながらの身近な自然にふれることのできる場として、また、生涯学習の場として多くの人に利用されています。

平成17年度はガイドパンフレット「御殿場のトンボ」を作成し、御殿場で確認された46種のトンボを紹介しています。平成19年度に追加印刷し、活用しています。

池の名称	所在地	整備年月	面積 (㎡)
1号池 みくりや池	仁杉	平成12年1月	368.6
3号池 二枚橋池	二枚橋	平成13年6月	350
4号池 駒門池	駒門	平成14年4月	100

※ 2号池（こたろうトンボ池）は、平成16年7月、ほ場整備により廃止。

(4)野鳥とのふれあい

「日本野鳥の会東富士」が、野鳥に関する知識を高めるための観察会・学習会や、身近な場所でも観察できる巣箱の作り方の教室といった、多くの野鳥や自然とふれあうためのイベントを、交付金事業として行っています。

開催日	行事名	参加人数
5月 11日	市民夏鳥探鳥会	19人
11月 9日	巣箱作り教室	22人
12月 17日	市民冬鳥探鳥会	22人

(5)水辺での活動

御殿場市水質保全協議会では、河川に関する知識と美化意識を啓発するため、市内の河川で生きものとふれあう環境教育事業を実施しています。

開催日	行事名	参加人数
6月 17日	蛍の観賞会	275人
7月 30日	水生生物観察会	42人
10月 2日	魚の放流	79人
3月 4日	蛍の幼虫の放流	18人

第4章 生活環境の現状と対策

1 環境法令等のあゆみ

年	月	内 容
S33	12	「公共用水域の水質の保全に関する法律」(水質保全法) 制定
	12	「工場排水等の規制に関する法律」 制定
36	10	「静岡県公害防止条例」 制定
37	3	「静岡県公害防止条例施行規則」 制定
	6	「ばい煙の排出の規制等に関する法律」(ばい煙規制法) 制定
42	8	「公害対策基本法制定」
43	6	「大気汚染防止法」 制定 (ばい煙規制法廃止) (43. 12. 1 施行)
	6	「騒音規制法」 制定 (43. 12. 1 施行)
44	2	硫黄酸化物の環境基準設定
	3	「静岡県大気汚染緊急時対策実施要綱」 制定
45	2	一酸化炭素の環境基準閣議決定
	4	水質汚濁に係る環境基準閣議決定
	4	市土地利用対策委員会発足
	6	「公害紛争処理法」 公布 (45. 11. 1 施行)
	9	水質環境基準の水域類型指定 (狩野川水系)
	12	水質汚濁防止法公布 (46. 6. 24 施行)
46	12	公害関係13法制定、改正
	3	「静岡県公害防止条例」の一部改正
	4	市企画調整部公害対策室設置
	5	騒音に関する環境基準閣議決定
	6	騒音規制法に基づく地域指定をうける
	6	「悪臭防止法」 公布 (47. 5. 31 施行)
	6	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」 公布、施行
	6	騒音規制法に基づく自動車騒音の大きさの許容限度告示
47	12	水質汚濁に係る環境基準告示
	1	浮遊粒子状物質の環境基準告示
	5	悪臭防止法に基づく悪臭5物質を指定
	9	市公害対策室に分析室を設置
48	10	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正 (畜舎追加)
	3	水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準設定 (狩野川水系) (49. 4. 1 施行)
	4	河川環境調査開始
	5	二酸化窒素、光化学オキシダントの環境基準告示
	5	狩野川水系水質保全協議会御殿場支部発足
8	窒素酸化物の排出基準設定 (第1次規制)	

年	月	内 容
S49	3	悪臭防止法に基づく地域指定をうける
	4	市民安全課公害対策係新設
	4	光化学オキシダントの大気汚染自動測定開始
	9	酸性雨の調査開始
	12	水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準設定 (鮎沢川水系) (50. 1. 1 施行)
	12	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正 (旅館、試験研究機関追加)
50	1	水質環境基準の水域類型指定 (鮎沢川水系 A類型)
	6	御殿場市水質保全協議会発足 (狩野川水系水質保全協議会御殿場支部改称)
	6	大気汚染観測室設置
	12	窒素酸化物の排出基準改定 (第2次規制)
51	4	酒匂川水系保全協議会に加入
	4	「市土地利用対策委員会指導要綱」改正
	5	光化学オキシダントの予報制度開始
	6	「振動規制法」制定
	9	「悪臭防止法施行令」の一部改正 (二酸化メチル、アセトアルデヒド、スチレン追加)
52	6	窒素酸化物の排出基準改定 (第3次規制)
	10	振動規制法に基づく地域指定をうける
	11	窒素酸化物の大気汚染自動測定開始
53	6	硫黄酸化物、浮遊粒子状物質の大気汚染自動測定開始
	7	二酸化窒素の環境基準改定 (0. 02ppm→0. 04～0. 06ppm)
54	3	騒音に係る環境基準の類型指定
	4	一酸化炭素の大気汚染自動測定開始
	5	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正 (病院、焼却施設追加)
	8	窒素酸化物の排出基準改定 (第4次規制)
	12	「排水基準に関する条例」の一部改正 (300床以上の病院、焼却施設に上乗せ基準設定)
55	6	炭化水素の大気汚染自動測定開始
56	11	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正 (冷凍調理食品製造業等 11 業種追加)
57	7	ばいじんの排出基準改定
58	9	窒素酸化物の排出基準の一部改正
59	3	「排水基準に関する条例」の一部改正 (冷凍調理食品製造業等 8 業種に上乗せ基準設定)
	4	「市土地利用対策委員会指導要綱」改正
	8	有機塩素系化合物の排出に係る暫定指導指針設定
60	4	市民安全課公害対策係を生活環境課公害対策係に改称
	6	「大気汚染防止法施行令」の一部改正 (小型ボイラー追加)
62	10	「大気汚染防止法施行令」の一部改正 (ガスタービン、ディーゼル機関追加)
	12	永塚1号井戸のテトラコロエチルによる汚染が判明

年	月	内 容
S63	2	トリクロエチレン等の有機溶剤による地下水汚染調査を開始
	10	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正（飲食店関係追加）
	11	特定建設作業の騒音に対する規制基準改正
H1	2	ゴルフ場の農薬による水質環境調査開始
	3	水質環境基準の水域類型指定（黄瀬川本流 B類型）
	3	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正（トリクロエチレン、テトラクロエチレンを有害物質に指定）（H1. 10. 1 施行）
	4	四塩化炭素の排出に係る暫定指導指針設定
	6	「水質汚濁防止法」の一部改正（トリクロエチレン、テトラクロエチレンの排水基準設定、地下浸透禁止）（H1. 10. 1 施行）
	6	「大気汚染防止法」の一部改正（特定粉じんの規制）（H1. 12. 27 施行）
	9	杉名沢地区で民有井戸のトリクロロエチレンによる汚染判明
	9	「悪臭防止法施行令」の一部改正（ノルマル酪酸、イソ吉草酸、ノルマル吉草酸、プロピオン酸追加）（H2. 4. 1 施行）
	12	「大気汚染防止法施行令」の一部改正（石綿を特定粉じんと定める）
2	5	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」設定（環境庁）
	6	「水質汚濁防止法」の一部改正（生活排水対策に関する規定を追加）
	6	「静岡県ゴルフ場における農薬使用指導要領」及び「ゴルフ場における農薬の安全使用暫定指針」設定
	11	「大気汚染防止法施行令」の一部改正（ガス機関、ガソリン機関を追加）（H3. 2. 1 施行）
3	3	「排水基準に関する条例」の一部改正（弁当製造業、飲食店等の上乗せ基準設定）（H3. 5. 1 施行）
	7	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」の一部改正（殺虫剤1種、殺菌剤4種、除草剤4種の計9農薬追加）（H3. 7. 30 施行）
	7	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正（トリクロエチレン、テトラクロエチレンの洗浄、蒸留施設を特定施設に追加）（H3. 7. 30 施行）
	8	「土壌の汚染に係る環境基準」制定
4	7	「静岡県環境影響評価要綱」制定
	12	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」の一部改正（フェニトチオン排水濃度 0. 1ppm→0. 03ppmに強化）
5	3	「ゴルフ場における農薬の安全使用指針」設定（暫定指針を指針に改正）
	3	「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正（健康項目等の項目追加）
	6	「悪臭防止法施行令」の一部改正（トルエン等10物質を悪臭物質に追加）（H6. 4. 1 施行）
	11	「環境基本法」、「環境基本法施行に伴う関係法令の整備に関する法律」の制定施行
	12	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正（ジクロロメタン等13物質を有害物質に追加指定）（H6. 2. 1 施行）
6	4	「悪臭防止法施行規則」の一部改正（排出水中の悪臭物質を規制）（H7. 4. 1 施行）
7	4	「悪臭防止法」の一部改正（嗅覚測定法による規制方式を導入）（H8. 4. 1 施行）
	7	「市土地利用対策委員会指導要綱」改正
8	3	「静岡県環境基本条例」（H8. 4. 1 施行）
	5	「大気汚染防止法」の一部改正（特定粉じん排出作業の規制、指定物質排出規制基準の設定）（H9. 4. 1 施行）
	6	「水質汚濁防止法」の一部改正（地下水水質浄化、油流出防止）（H9. 4. 1 施行）
	12	「騒音規制法施行令」の一部改正（特定施設、特定建設作業の追加）（H9. 10. 1 施行）

年	月	内 容
H9	2	大気に係るベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの環境基準設定 (H9. 4. 1 施行)
	3	地下水の水質汚濁に係る環境基準の設定 (H9. 4. 1 施行)
	3	悪臭の地域指定によりトルエン等 10 物質の規制基準設定 (H9. 4. 1 施行)
	4	ゴルフ場使用農薬に係る暫定指導指針の追加設定(アセフェート他、4 物質)
	8	「大気汚染防止法施行令」の一部改正 (指定物質としてダイキソノ類の抑制基準を設定) (H9. 12. 1 施行)
	9	「騒音規制法施行令」の一部改正 (特定建設作業機械の除外、機種指定) (H9. 10. 1 施行)
10	4	ゴルフ場農薬に係る暫定指針一部改正
	4	「大気汚染防止法」の一部改正 (焼却炉のばいじん排出規制の強化等)
	5	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正 (PCB の処理施設を特定施設に追加)
	9	騒音に係る環境基準改正 (騒音の評価方法を騒音レベルの中央値(LA50. T)から等価騒音レベル(LAeq. T)に変更) (H11. 4. 1 施行)
	12	「静岡県生活環境の保全等に関する条例」制(静岡県公害防止条例の全部改正) (H11. 4. 1 施行)
11	2	公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目追加 (硝酸性窒素・亜硝酸性窒素、フッ素、ホウ素)
	3	悪臭防止法施行規則の一部改正 (排出口における臭気指数規制基準の設定)
	3	騒音に係る環境基準の地域類型の指定について (H12. 4. 1 施行)
	4	環境保全課を新設
	4	「静岡県環境影響評価条例」制定 (H11. 6. 21 施行)
	7	「ダイオキシン類対策特別措置法」制定 (H12. 1. 15 施行)
	12	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正(ジクロロメタン洗浄、蒸留施設追加) (H12. 2. 1 施行)
12	3	自動車騒音の要請限度改正 (H12. 4. 1 施行)
	5	悪臭防止法の一部改正(タイヤ火災等の悪臭を伴う事故等の措置の強化、臭気測定事務従事者(臭気判定士)に関する制度の法律への規定) (H13. 4. 1 施行)
13	3	土壌の汚染に係る環境基準の一部改正 (ふっ素、ほう素の追加)
	4	ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準の一部改正 (ジクロロメタンの追加)
	6	「水質汚濁防止法施行令」等の一部改正(ほう素、ふっ素、アンモニア・アンモニア化合物・硝酸化合物・硝酸化合物の 3 項目を有害物質に追加指定し、排水基準を設定) (H13. 7. 1 施行)
	6	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」制定 (H13. 7. 15 施行)
14	4	環境保全課と環境衛生課を統合し、環境課を新設
	5	「土壌汚染対策法」制定 (H15. 2. 15 施行)
15	10	悪臭防止法に基づく地域指定を行い、臭気指数による規制基準を制定 (H15. 10. 1 施行)
16	2	「御殿場市環境基本計画」策定 (H16. 2. 12 策定)
	10	大気汚染防止法の一部改正 (揮発性有機物質の排出基準の設定等) (H18. 4. 1 施行)
	12	大気汚染防止法の一部改正 (特定粉じん排出等作業における規模要件の撤廃) (H18. 3. 1 施行)
19	2	土壌汚染対策施行規則の一部改正 (汚染土壌の掘削による除去の改正) (H19. 2. 19 施行)
	10	水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準に関する条例の一部改正 (亜鉛含有量に係る上乗せ排水基準の変更) (H19. 10. 19 施行)

年	月	内 容
H21	4	土壌汚染対策法施行規則の一部改正（土壌汚染状況把握制度の拡充、搬出土壌の管理強化） (H22. 4. 1 施行)
22	4	大気汚染防止法・水質汚濁防止法の一部改正（記録に関する罰則、指定施設） (H23. 4. 1 施行)
23	6	水質汚濁防止法の一部改正（対象施設の拡大、有害物質貯蔵施設の構造基準遵守・定期点検の義務化） (H24. 6. 1 施行)
	8	第2次一括法による騒音規制法、振動規制法、環境基本法及び悪臭防止法の一部改正（地域指定等の権限移譲） (H24. 4. 1 施行)
24	5	水質汚濁防止法施行令及び施行規則の一部改正（有害物質の追加） (H24. 5. 25 施行)
	9	水質汚濁防止法施行令の一部改正（指定物質の追加） (H24. 10. 1 施行)
25	1	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正（特定工場の追加） (H25. 1. 25 施行)
	3	大気汚染防止法施行規則の一部改正（VOC濃度の測定に係る規定変更） (H25. 3. 6 施行)
26	4	「水循環基本法」制定 (H26. 7. 1 施行)
	4	「雨水利用促進法」制定 (H26. 5. 1 施行)
	5	大気汚染防止法施行規則の一部改正（事前調査及び掲示の方法・届出者の変更等） (H26. 6. 1 施行)
	8	土壌汚染対策法施行規則の一部改正（基準値の変更） (H26. 8. 1 施行)
	11	水質汚濁防止法施行令の一部改正（排水基準値の変更） (H26. 12. 1 施行)

2 公害苦情

公害苦情は、健康と生活環境の保全に関する相談という側面と、行政に対する不満の表明という側面を併せ持っており、公害行政に関する様々な問題を含んでいます。また、公害苦情は、紛争へと発展する前段階的要素を持っていますので、こじれたり、広がったりしないように、小さな芽のうちから迅速かつ適切に処理していくことが重要です。

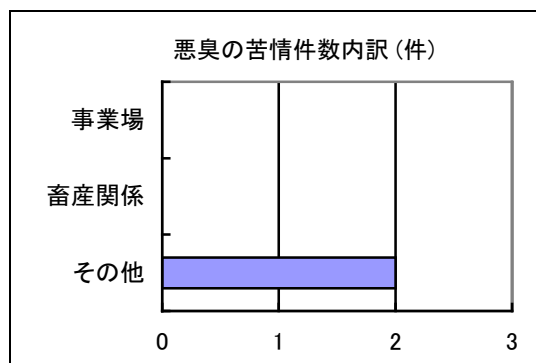
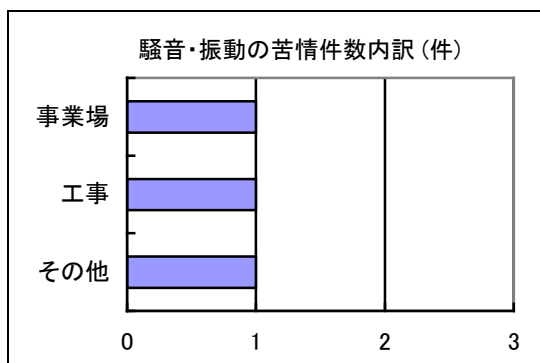
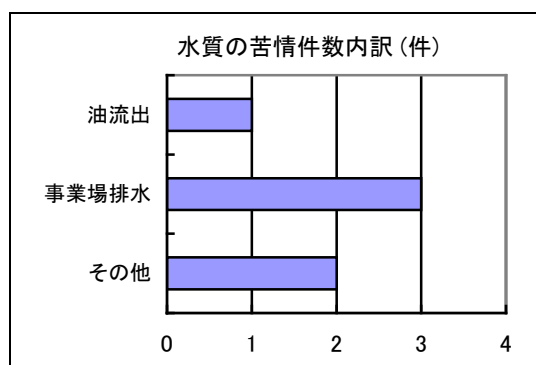
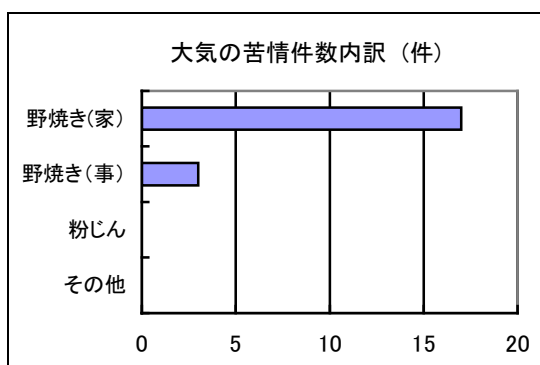
公害苦情は、年々多様化する傾向にあり、特に焼却に伴って発生するダイオキシン類が問題となった平成11年以降、ごみの焼却による煙や臭いの苦情が増加しています。

市民の快適環境への関心が高くなるにつれて、近隣苦情や感覚的な苦情が増える傾向にあります。

公害苦情受付件数の推移 (件)

種類	年度	平成 13~19	20	21	22	23	24	25	26	計
大気汚染		277(85)	41(11)	24(12)	26(15)	46(31)	33(19)	16(14)	20(17)	483(206)
水質汚濁		60	9	5	9	5	5	2	6	111
騒音		36	2	4	2	4	3	7	3	61
振動		0	0	0	0	0	0	1	0	1
悪臭		50	4	2	4	2	3	4	2	71
その他		8	0	0	2	0	0	0	0	10
計		441	56	35	43	57	44	30	31	737

※大気汚染の平成17年度からの件数は、家庭ごみ焼却による苦情件数を含め、その件数は()内に示しました。



3 大 気

(1)環境基準と当市の現況

大気汚染に係る環境基準と当市の状況を下表に示します。

当市では、市役所敷地内の観測室に自動測定機を設置して大気汚染の常時監視を行っています。測定項目は、環境基準の定められている下表の4物質及び風向・風速の5項目です。

平成26年度の当市の大気汚染を評価すると、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の3物質は環境基準に適合しているものの、光化学オキシダントは環境基準を超え不適合となっています。

汚 染 物 質	二酸化硫黄 (SO ₂)	浮遊粒子状物 質 (SPM)	二酸化窒素 (NO ₂)	光 化 学 オキシダント
人の健康への 主 な 影 響	ノドや肺を刺 激し、気管支炎 や上気道炎な どを起こす	肺胞に沈着 し、気管支炎 や上気道炎な どを起こす	ノドや肺を刺 激し、気管支 炎や上気道炎 などを起こす	目、ノドなどを 強く刺激する
環 境 基 準	①1時間値の 1日平均値 が0.04 ppm以下で あり、 かつ ②1時間値が 0.1ppm以 下であるこ と	①1時間値の 1日平均値 が、0.1 mg/m ³ 以下 であり、 かつ ②1時間値が 0.2mg/m ³ 以下である こと	①1時間値の 1日平均値 が、0.04 ppmから 0.06ppm までのゾー ン内、又は それ以下で あること	①1時間値が、 0.06ppm 以下である こと
平成26年度の 当市の状況	①0.004ppm (2%除外値) ②0.014ppm (最高値)	※①0.052ppm (2%除外値) ※②0.108ppm (最高値)	①0.027ppm (98%値)	①0.115ppm (最高値)
環 境 基 準 の 適 否	○	○	○	×
主 な 発 生 の 原 因	石油・石炭など の化石燃料の 燃焼に伴って 発生する	工場などから のばいじんと 粉じん、ディ ーゼル黒煙、 自然源による ものなど	焼却に伴って 発生し、工場・事業場及 び自動車など の排気ガス	窒素酸化物と 炭化水素類の 光化学反応に より、二次的に 生成される

※SPMについては測定機休止中のため裾野市民文化センターでの測定値を掲載

(備考) 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域
または場所については適用しない。

有害大気汚染物質に係る環境基準

物 質 名	環 境 上 の 条 件	備 考
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること	工業専用地域、車道その 他一般公衆が通常生活し ていない地域または場所 については適用しない。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること	
シクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること	

(2) 大気汚染の状況

① 二酸化硫黄 (SO₂)

平成26年度までの測定結果を評価方法に基づいて判断すると、平成12、13年度は一時的に基準を超えることがあったが、年間を通じた長期的評価としては環境基準を満足する状況となっており、年平均値についても減少、改善が見られます。

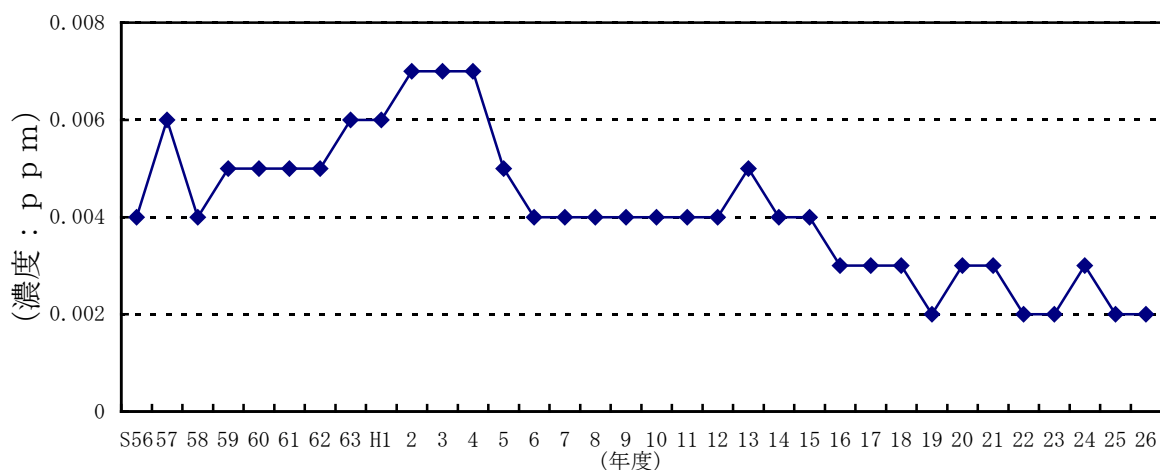
環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。

評価方法：1日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。
ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日数が2日以上連続しないこと。

年度別の二酸化硫黄濃度測定結果

項目 年度	有効測定		平均値 (ppm)	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間	日平均値が 0.04ppmを 超えた日数	最高値(ppm)		1日平均 値の年間 2%除外値	環 境 基 準 の 適 否
	日数	時間				1時間値	日平均値		
H14	363	8,647	0.004	0	0	0.065	0.014	0.009	○
15	366	8,740	0.004	0	0	0.063	0.012	0.009	○
16	363	8,705	0.003	0	0	0.036	0.011	0.007	○
17	365	8,730	0.003	0	0	0.033	0.009	0.005	○
18	365	8,729	0.003	0	0	0.018	0.008	0.006	○
19	346	8,313	0.002	0	0	0.028	0.007	0.005	○
20	359	8,613	0.003	0	0	0.043	0.021	0.013	○
21	363	8,702	0.003	0	0	0.023	0.008	0.007	○
22	339	8,238	0.002	0	0	0.020	0.006	0.004	○
23	351	8,380	0.002	0	0	0.025	0.005	0.004	○
24	363	8,700	0.003	0	0	0.021	0.006	0.005	○
25	365	8,727	0.002	0	0	0.008	0.005	0.004	○
26	364	8,703	0.002	0	0	0.014	0.006	0.004	○

二酸化硫黄濃度の経年変化 (年平均値)



②二酸化窒素 (NO₂)

平成26年度までの測定結果を評価方法に基づいて判断すると、1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppmのゾーン内であった日が平成12年度に観測されたものの、日平均値が0.06ppmを超える日はなく、環境基準を満足する状況で推移しています。

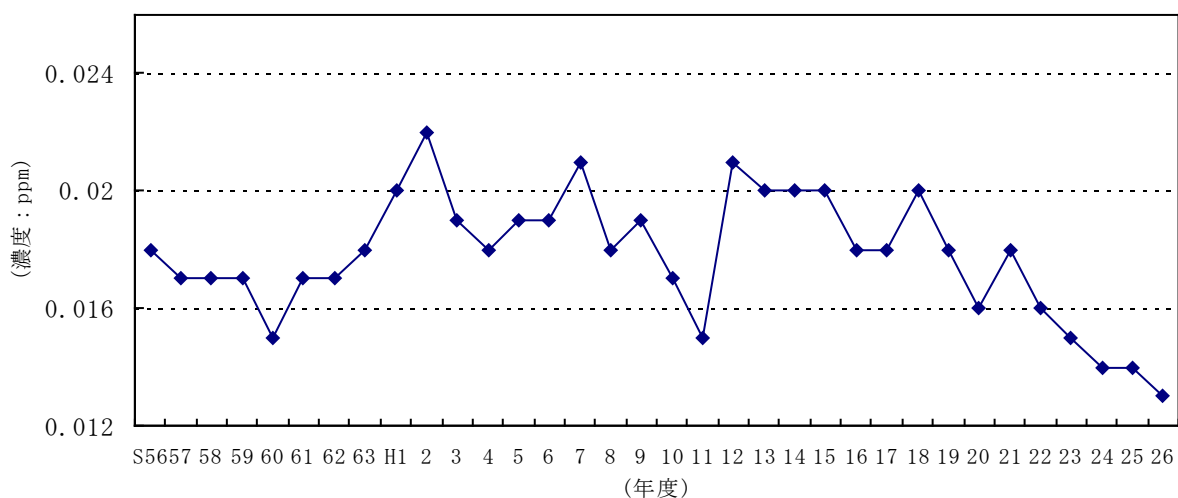
環境基準：1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmまでのゾーン内かまたはそれ以下であること。

評価方法：1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。

年度別の二酸化窒素濃度測定結果

項目 年度	有効測定		平均値 (ppm)	日平均値が 0.04～0.06ppm ゾーン内の日数	日平均値が 0.06ppmを 超えた日数	最高値 (ppm)		1日平均 値の年間 98%値	環 境 基 準 の 適 否
	日数	時間				1時間値	日平均値		
H14	365	8,708	0.020	0	0	0.056	0.039	0.037	○
15	366	8,738	0.020	0	0	0.058	0.039	0.033	○
16	364	8,718	0.018	0	0	0.053	0.033	0.031	○
17	365	8,724	0.018	0	0	0.051	0.034	0.032	○
18	365	8,722	0.020	0	0	0.070	0.039	0.033	○
19	350	8,396	0.018	0	0	0.081	0.038	0.032	○
20	342	8,249	0.016	0	0	0.086	0.035	0.030	○
21	352	8,559	0.018	0	0	0.067	0.035	0.034	○
22	345	8,409	0.016	0	0	0.063	0.037	0.032	○
23	363	8,703	0.015	0	0	0.049	0.033	0.029	○
24	264	6,551	0.014	0	0	0.053	0.032	0.029	○
25	361	8,677	0.014	0	0	0.063	0.038	0.032	○
26	343	8,264	0.013	0	0	0.045	0.031	0.027	○

二酸化窒素濃度の経年変化 (年平均値)



③浮遊粒子状物質（SPM）

平成26年度までの測定結果を評価方法に基づいて判断すると、年度によっては環境基準を上回るなど、変動が大きい状況にあります。

年平均値のグラフでは、近年減少傾向が見られます。

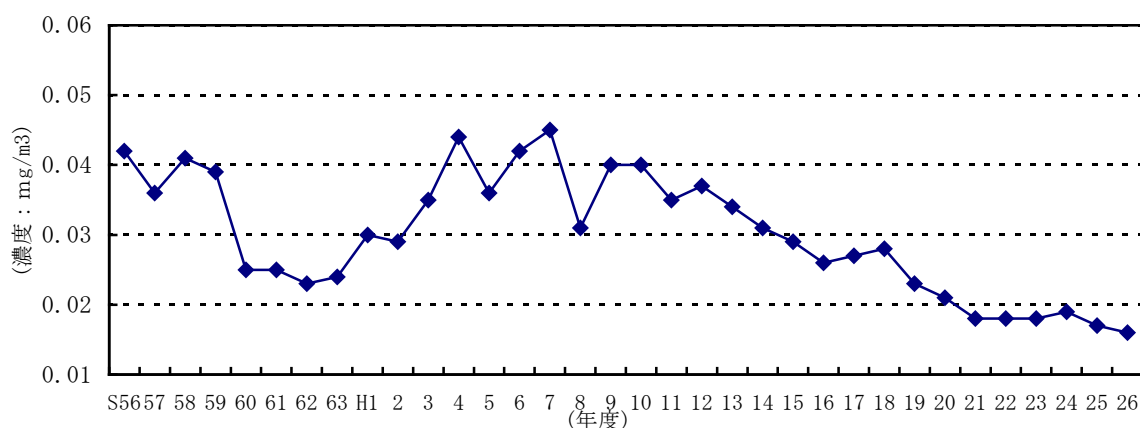
環境基準：1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
評価方法：1日平均値の年間2%除外値が0.10 mg/m ³ 以下であること。 ただし、1日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。

年度別の浮遊粒子状物質濃度測定結果

項目 年度	有効測定		平均値 (mg/m ³)	1日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間	最高値(mg/m ³)		1日平均 値の年間 98%値	環 境 基 準 の 適 否
	日数	時間				1時間値	日平均値		
H14	365	8,726	0.031	0	1	0.218	0.092	0.070	○
15	366	8,746	0.029	0	0	0.127	0.081	0.064	○
16	365	8,736	0.026	0	0	0.169	0.069	0.055	○
17	365	8,739	0.027	0	0	0.122	0.076	0.060	○
18	348	8,379	0.028	1	0	0.211	0.074	0.066	○
19	366	8,765	0.023	0	0	0.107	0.074	0.059	○
20	365	8,725	0.021	0	0	0.176	0.059	0.049	○
21	365	8,739	0.018	0	0	0.098	0.059	0.039	○
22	364	8,713	0.018	0	0	0.101	0.059	0.046	○
23	363	8,707	0.018	0	0	0.150	0.064	0.042	○
24	332	8,005	0.019	0	0	0.132	0.046	0.038	○
※25	361	8,651	0.017	0	0	0.138	0.060	0.047	○
※26	334	7,998	0.016	0	0	0.108	0.065	0.052	○

※測定機休止中のため裾野市民文化センターでの測定値を掲載

浮遊粒子状物質濃度の経年変化（年平均値）



④光化学オキシダント (O_x)

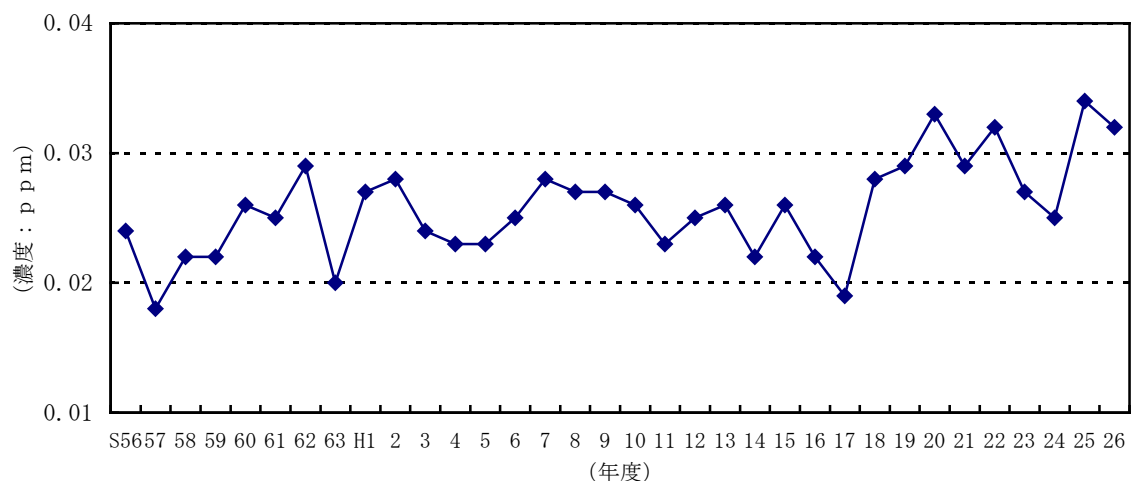
平成26年度までの測定結果を評価方法に基づいて判断すると、昭和49年の測定開始以来環境基準を上回る状況が続いております。

環境基準 : 1時間値が 0.06ppm 以下であること。
評価方法 : 年間を通じて1時間値が 0.06ppm 以下であること。 ただし、5時から20時の昼間の時間帯について評価する。

年度別のオキシダント濃度測定結果 (昼間)

項目 年度	有効測定		平均値 (ppm)	1時間値が0.06 ppmを超えた		1時間値が0.12 ppmを超えた		最高値 (ppm)		環 境 基 準 の 適 否
	日数	時間		日数	時間	日数	時間	1時間値	1日平均値	
H14	364	5,396	0.022	44	180	0	0	0.095	0.054	×
15	362	5,354	0.026	48	218	0	0	0.110	0.072	×
16	362	5,363	0.022	34	166	0	0	0.101	0.065	×
17	364	5,398	0.019	14	36	0	0	0.103	0.049	×
18	360	5,342	0.028	56	302	4	2	0.131	0.078	×
19	366	5,436	0.029	68	314	1	1	0.124	0.071	×
20	363	5,379	0.033	87	559	0	0	0.117	0.081	×
21	363	5,385	0.029	60	272	1	1	0.101	0.070	×
22	365	5,408	0.032	78	396	0	0	0.118	0.072	×
23	365	5,410	0.027	54	254	0	0	0.096	0.067	×
24	363	5,391	0.025	20	87	0	0	0.083	0.062	×
25	363	5,390	0.034	89	505	0	0	0.111	0.071	×
26	348	5,108	0.032	65	404	0	0	0.115	0.074	×

光化学オキシダント物質濃度の経年変化 (昼間の年平均値)



■ 光化学オキシダントの緊急時対策

静岡県大気汚染緊急時対策実施要綱に基づいて、光化学オキシダント濃度が 0.12ppm を超えた場合は、気象条件を加味して注意報等の発令が行われます。

注意報等が発令されると、下記に示した措置連絡系統図に基づいて、市民に注意を呼びかけるとともに、緊急時協力要請工場に使用燃料の削減を要請し、被害の未然防止を図る体制がとられています。

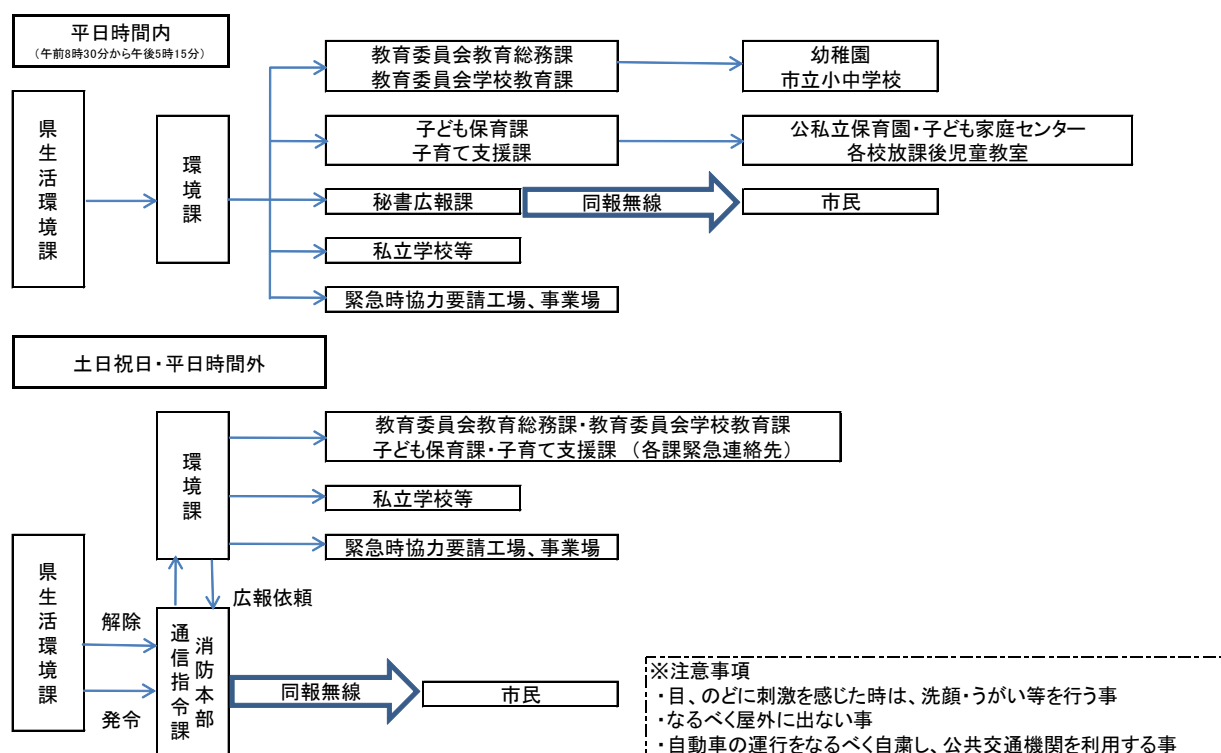
光化学オキシダント緊急時発令の基準

種類	発令基準
注意報	オキシダント濃度が1時間値 0.12ppm 以上である大気の汚染の状態になり、かつ気象条件からみてオキシダントに係る大気の汚染の状態が継続すると認められるとき
警報	オキシダント濃度が1時間値 0.24ppm 以上である大気の汚染の状態になり、かつ気象条件からみてオキシダントに係る大気の汚染の状態が継続すると認められるとき
重大緊急警報	オキシダント濃度が1時間値 0.40ppm 以上である大気の汚染の状態になり、かつ気象条件からみてオキシダントに係る大気の汚染の状態が継続すると認められるとき

御殿場地区での発令状況 (件)

年度	13~18	19	20	21	22	23	24	25	26
注意報以上	0	1	0	0	0	0	0	0	0

注意報の発令・解除に係る措置連絡系統図



⑤風向・風速

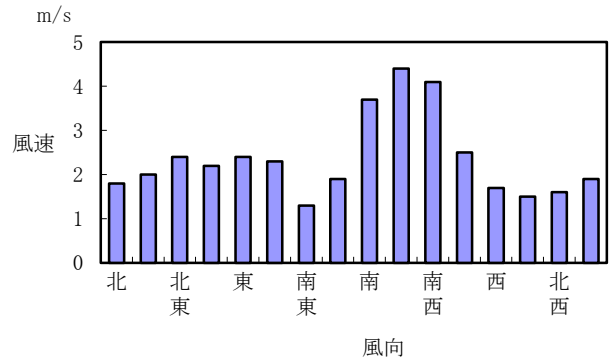
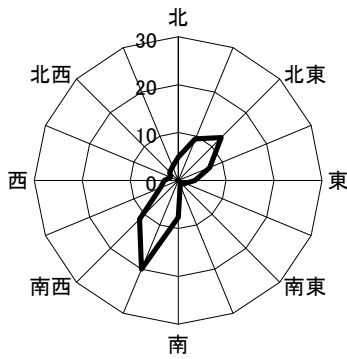
大気汚染は、大気の流れと密接な関係があり、地形の状況にも大きくかかわっていることから、広域的に大気汚染を判断するうえで、風向・風速の測定は重要な要素となっています。

観測場所の市役所での季節別及び年間を通した風向は、南南西寄り及び北東寄りの風が、多くを占めています。

風向別頻度図(平成26年度)

平均風速図(平成26年度年間平均)

年間風向(%) 静穏=5.5%

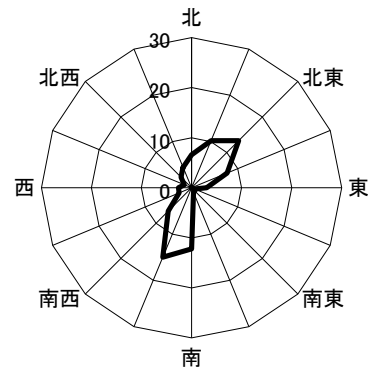
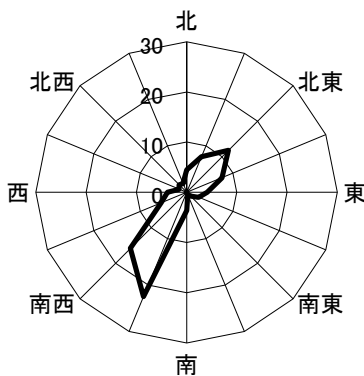


春(4,5,6月)風向(%)

秋(10,11,12月)風向(%)

静穏=3.3%

静穏=8.4%

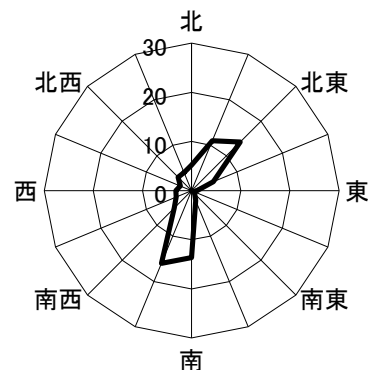
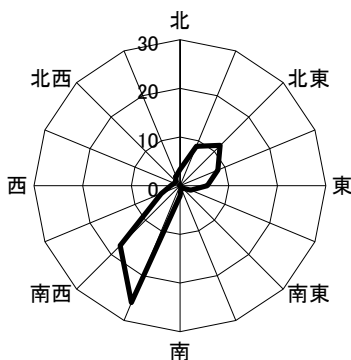


夏(7,8,9月)風向(%)

冬(1,2,3月)風向(%)

静穏=2.1%

静穏=8.6%



(3) 大気汚染防止対策

大気汚染を防止するために、昭和43年に大気汚染防止法が制定され、工場・事業場から排出される硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質である窒素酸化物等については、ばい煙発生施設ごとに排ガス量に応じた排出基準が定められ、また粉じん発生施設については粉じんの飛散を防止するため、その構造、使用方法及び管理基準が定められています。

自動車からの大気汚染物質の排出量は大気汚染防止法に基づく自動車排出ガス規制の強化に伴い大幅に削減されてきましたが、引き続き大気環境の改善に向けて、交通対策による交通混雑の緩和や大気汚染物質の排出量の少ない低公害車の普及等により環境への負荷の軽減を図る必要があります。

■規制物質一覧表

規制物質		物質の例示	発生形態	発生施設	排出基準	規制措置等
ばい煙	硫黄酸化物	亜硫酸ガスなど	物の燃焼	ボイラー等のばい煙発生施設(29項目)	量規制(地域ごとK値方式)	改善命令、直罰など
	ばいじん	すすなど	同上	同上	濃度規制(施設の種類、規模ごと)	同上
有害物質		カドミウム、塩素、塩化水素、弗素、弗化水素、弗化珪素、鉛	物の燃焼、合成、分解、加圧など	電解炉、電気炉、反応施設など	同上	同上
		窒素酸化物	物の燃焼	ばい煙発生施設など	同上	同上
揮発性有機化合物		トルエン、キシレン、酢酸エチルなど	有機溶剤の揮発等	揮発性有機化合物排出施設(9項目)	同上	改善命令など
一般粉じん		セメント粉、石灰粉、鉄分など	物の粉碎、選別、堆積など	原料置場、粉碎装置、(5項目)(粉じん発生施設)	なし(構造使用管理基準)	基準適合命令
特定粉じん	石綿	発生施設	混合、切断、研磨など	混合機、切断機等(9項目)	濃度規制	改善命令など
		排出作業	特定建築材料使用建築物の解体・改造作業	特定建築材料が使用されている建築物	作業基準	作業基準適合命令など
自動車排出ガス		一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質	自動車及び原動機付自転車の運行	ガソリン車等	濃度規制(自動車単体ごと)	交通規制、整備要請など
特定物質		アンモニアほか(28物質)	物の合成等の化学的処理中の事故など	特定施設指定せず	なし	事故時の措置命令

■指定物質抑制基準一覧表

指定物質	発生形態	発生施設	抑制基準	規制措置
ベンゼン	蒸発・反応など	乾燥施設、蒸留	濃度	勧告
トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	蒸発・反応など	乾燥施設、蒸留施設など	濃度	勧告

①排出基準

ア 硫黄酸化物

硫黄酸化物の規制は、K値規制で行われており、各地域の汚染状況あるいは工場・事業場等の密集度によって地域を定め、それぞれに許容できる最大着地濃度を設定し、煙突などの排出口から排出できる硫黄酸化物の量を制限しています。

当市のK値：17.5（拡散による最大着地濃度：0.030ppm）

次式によって、硫黄酸化物の規制排出量が計算されます。

$$q = \frac{17.5}{(K \text{ 値})} \times 10^{-3} \times H e^2$$

q : 硫黄酸化物の排出量(Nm³/h)
 He : 補正された煙突の高さ(m)
 K : 地域によって定められた値

イ ばいじん

ばいじんの規制は排出濃度で行われており、施設の種類及び排出ガス量の規模別にそれぞれ排出基準が定められています。なお、平成10年の大気汚染防止法施行規則の改正により、廃棄物焼却炉の排出基準が強化されました。

ばいじんの排出基準（抜粋）

施設番号	施設名	排出ガス量 (万Nm ³ /h)	基準値 (g/Nm ³)	残存酸素量	備考
1	ガス専焼ボイラー	4～ ～4	0.05 0.10	5%	
	液体燃料専焼ボイラー	20～ 4～20	0.05 0.15	4%	既設 ^{※1} は当分の間0.07 既設 ^{※1} は当分の間0.18
	液体・ガス混焼ボイラー	1～4 ～1	0.25 0.30		
5	金属精製の用に供する溶解炉	4～ ～4	0.10 0.20	0s	
6	金属圧延の用に供する加熱炉	4～ ～4	0.10 0.20	11%	既設 ^{※1} は当分の間0.15 既設 ^{※1} は当分の間0.25
11	乾燥炉	4～ ～4	0.15 0.20	16%	排ガス量1～4万Nm ³ /hの既設 ^{※1} は当分の間0.30 排ガス量1万Nm ³ /h未満の既設 ^{※1} は当分の間0.35
13	廃棄物焼却炉 ^{※2}	焼却能力(t/h) 4～ 2～4 ～2	0.04 0.08 0.15	12%	
24	鉛の第2次精練の用に供する溶解炉	4～ ～4	0.10 0.20	0s	
29	ガスタービン		0.05	16%	
30	ディーゼル機関		0.10	13%	

(0sとは、標準酸素濃度補正を行わないことを示します。)

※1) 既設とは、昭和57年6月1日に現に設置または設置工事に着手していたものをいう。

※2) 既設の廃棄物焼却炉の基準（平成10年7月1日に現に設置または設置工事に着手していた焼却炉）

- ・ 焼却能力4t/h以上 --- 0.08g/Nm³
- ・ " 4t未満2t/h以上 --- 0.15g/Nm³
- ・ " 2t/h未満 --- 0.25g/Nm³

ウ 有害物質

有害物質とは、窒素酸化物、鉛及びその化合物、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素のことをいい、規制はいずれも排出濃度で行われています。当市内には、これら有害物質のうち窒素酸化物、鉛及びその化合物、及び塩化水素について規制を受ける施設があります。

■窒素酸化物の排出基準（抜粋）

施設番号	施設の種類及び排出ガス量 (万 Nm ³ /h)	排出基準値 (ppm)						
		設置年月日 残存酸素量	～ s. 48. 8. 9	s. 48. 8. 10 ～ s. 50. 12. 9	s. 50. 12. 10 ～ s. 52. 6. 17	s. 52. 6. 18 ～ s. 54. 8. 9 52. 6. 18 ～ 52. 9. 9	s. 54. 8. 10 ～	
1	ガスボイラー	5%	50～	130	130	100	60	60
	10～50		130	130	100	100	100	
	4～10		130	130	130	100	100	
	1～4		150	150	130	130	130	
	0.5～1		150	150	150	150	150	
	～0.5		150	150	150	150	150	
	液体ボイラー	4%	50～	180	180	150	130	130
	10～50		190	180	150	150	150	
	4～10		190	180	150	150	150	
	1～4		230	230	150	150	150	
0.5～1	250	250	250	250	180	180		
～0.5	250	250	250	250	180	180		
5	金属溶解炉	12%	200	200	200	200	180	
6	金属加熱炉	11%	10～	160	160	100	100	100
	4～10		170	170	150	130	130	
	1～4		170	170	150	130	130	
	0.5～1		170	170	170	150	150	
	～0.5		200	200	200	180	180	
11	乾燥炉(連続炉)	16%	250	250	250	250	230	
13	廃棄物焼却炉 (連続炉)	12%	4～	300	300	300	250	250
	～4		300	300	300	300	250	
24	鉛の第2次精錬の 用に供する溶解炉	12%	200	200	200	200	180	

施設の種類	排出基準値 (ppm)					
	設置年月日 残存酸素量	～ s. 63. 1. 30	s. 63. 1. 31 ～	～ H. 3. 1. 30	H. 3. 1. 31 ～ H. 6. 1. 30	H. 6. 1. 31 ～
ガスタービン	16%	---	70			
ディーゼル機関	13%	---	950(1, 200)*			
ガス機関	0%			2, 000	1, 000	600
ガソリン機関	0%			2, 000	1, 000	600

※ ()内はシリンダー内径 400mm 以上のもの

■鉛及びその化合物及び塩化水素の排出基準（抜粋）

有害物質名	施設名	排出基準
塩化水素	廃棄物焼却炉	700 mg/N m ³
鉛及びその化合物	鉛の第2次精練の用に供する溶解炉、鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	10 mg/N m ³

■県条例のばい煙発生施設に係る有害物質の排出基準（抜粋）

有害物質の種類	施設名	排出基準
塩素	県条例で規定するばい煙発生施設のアルミニウム又はアルミニウム合金の用に供する溶解炉	30 mg/N m ³
塩化水素		80 mg/N m ³
ふっ素及びふっ化水素		3 mg/N m ³

②ばい煙発生施設の届出状況

大気汚染防止法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく、平成26年度末現在の、ばい煙発生施設等の届出状況は下記のとおりです。

ばい煙発生施設の届出状況

施設番号	ばい煙発生施設名	24年度末 合計	25年度		26年度		26年度末 合計
			設置	廃止	設置	廃止	
1	ボイラー	168	16	7	19	13	183
5	金属精練・鋳造の用に供する溶解炉	7					7
6	金属圧延の用に供する加熱炉	3					3
11	乾燥炉	1	2				3
13	廃棄物焼却炉	7				2	5
24	鉛の第2次精練の用に供する溶解炉	3					3
29	ガスタービン	3					3
30	ディーゼル機関	11					11
条例2	アルミニウムの溶解炉	3					3
施設の合計数		206	18	7	19	15	221
工場・事業場数		89	89		89		89

(4) 環境放射線量の測定

平成23年3月の福島第1原子力発電所事故以降、全国的に環境放射線の影響が心配されており、当市においても平成23年度に小中学校等19箇所の放射線測定を2度実施したところ、健康への影響を心配する必要のないレベルであるという結果が出ました。

平成24年度以降も継続して放射線測定を実施したところ、健康への影響を心配する必要のないレベルでした。

測定方法

空間放射線として地表面から高さ1m、付着物等の計測として高さ5cmをそれぞれ30秒ごと5回、測定機器を使用して測定し、その平均を出します。

平成24年度測定箇所等

実施時期	調査施設	測定結果
4月12日～ 6月 5日	44施設（教育施設）	下記参考値内
7月 9日～ 7月11日	29区59施設（地区施設）	〃
8月29日～10月 9日	44施設（教育施設）	〃
11月2日	富士山御殿場口新五合目駐車場 ほか周辺2箇所	〃

平成25年度測定箇所等

実施時期	調査施設	測定結果
毎月1回	御殿場市庁舎敷地内	下記参考値内
5月14日～ 5月15日	7施設（教育施設）	〃
11月6日 11月8日	7施設（教育施設）	〃
10月2日	富士山御殿場口新五合目駐車場 ほか周辺2箇所	〃

平成26年度測定箇所等

実施時期	調査施設	測定結果
毎月1回	御殿場市庁舎敷地内	下記参考値内
5月14日	7施設（教育施設）	〃
11月13日	7施設（教育施設）	〃
10月2日	富士山御殿場口新五合目駐車場 ほか周辺2箇所	〃

※ 参考値

文部科学省全国の環境放射能水準調査結果（平成19～21年度）

- ・静岡県 0.0281 ～ 0.0765 $\mu\text{Sv/h}$
- ・全国 0.013（沖縄県） ～ 0.153（新潟県） $\mu\text{Sv/h}$

4 水 質

(1)環境基準

環境基準は環境基本法に基づき、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められ、これを目標として諸施策が進められています。

水質汚濁に係る環境基準は人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)と生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)の2つに分類され設定されています。

①生活環境の保全に関する環境基準

当市は、黄瀬川と鮎沢川の最上流部に位置しており、黄瀬川水系は黄瀬川と久保川に、また鮎沢川水系は鮎沢川と馬伏川に大きく分けられます。

市内河川に適用される環境基準は、鮎沢川本流には昭和50年にA類型が、また黄瀬川本流には平成元年にB類型がそれぞれ指定されました。

生活環境の保全に関する環境基準 (日間平均値)

類 型	AA	A	B	C	D	E	
利用目的 の適応性	水道1級、 自然環境保 全及びA以 下の欄に掲 げるもの	水道2級、 水産1級、 水浴及びB 以下の欄に 掲げるもの	水道3級、 水産2級及 びC以下の 欄に掲げる もの	水産3級、 工業用水1 級及びD以 下の欄に掲 げるもの	工業用水2 級、農業用 水及びEの 欄に掲げる もの	工業用水3 級、環境保 全	
基 準 値	PH	6.5～8.5	6.5～8.5	6.5～8.5	6.5～8.5	6.0～8.5	
	BOD (mg/l)	1以下	2以下	3以下	5以下	8以下	10以下
	SS (mg/l)	25以下	25以下	25以下	50以下	100以下	ゴミ等の浮遊が認 められないこと
	DO (mg/l)	7.5以上	7.5以上	5以上	5以上	2以上	2以上
	大腸菌群数 (MPN/100ml)	50以下	1,000以下	5,000以下			
設定流域		鮎沢川本流	黄瀬川本流				
設 定 日		昭和 50.1.1	平成 1.4.1				
達成期間		直ちに達成	直ちに達成				

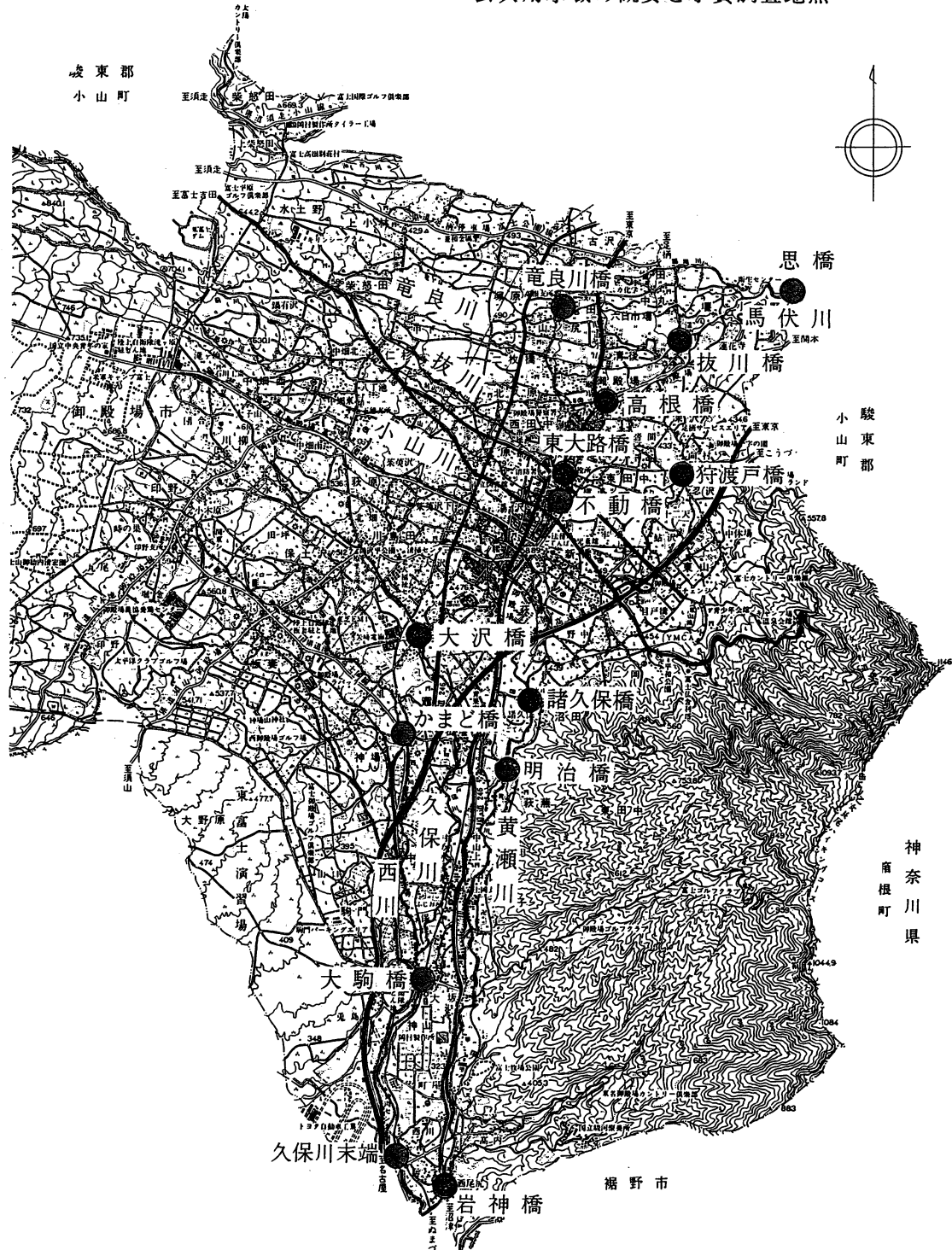
②人の健康の保護に関する環境基準

有害物質として、河川、湖沼、海域等の公共水域に一律適用されています。

人の健康の保護に関する環境基準 (単位：mg/l以下)

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003	四塩化炭素	0.002	チウラム	0.006
全シアン	検出されないこと	1,2-ジクロロエタン	0.004	シマジン	0.003
鉛	0.01	1,1-ジクロロエチレン	0.1	チオベンカルブ	0.02
六価クロム	0.05	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	ベンゼン	0.01
砒素	0.01	1,1,1-トリクロロエタン	1	セレン	0.01
総水銀	0.0005	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
アルキル水銀	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03	ふっ素	0.8
PCB	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01	ほう素	1
ジクロロメタン	0.02	1,3-ジクロロプロペン	0.002	1,4-ジオキサソ	0.05

公共用水域の概要と水質調査地点



(2) 水質汚濁の状況

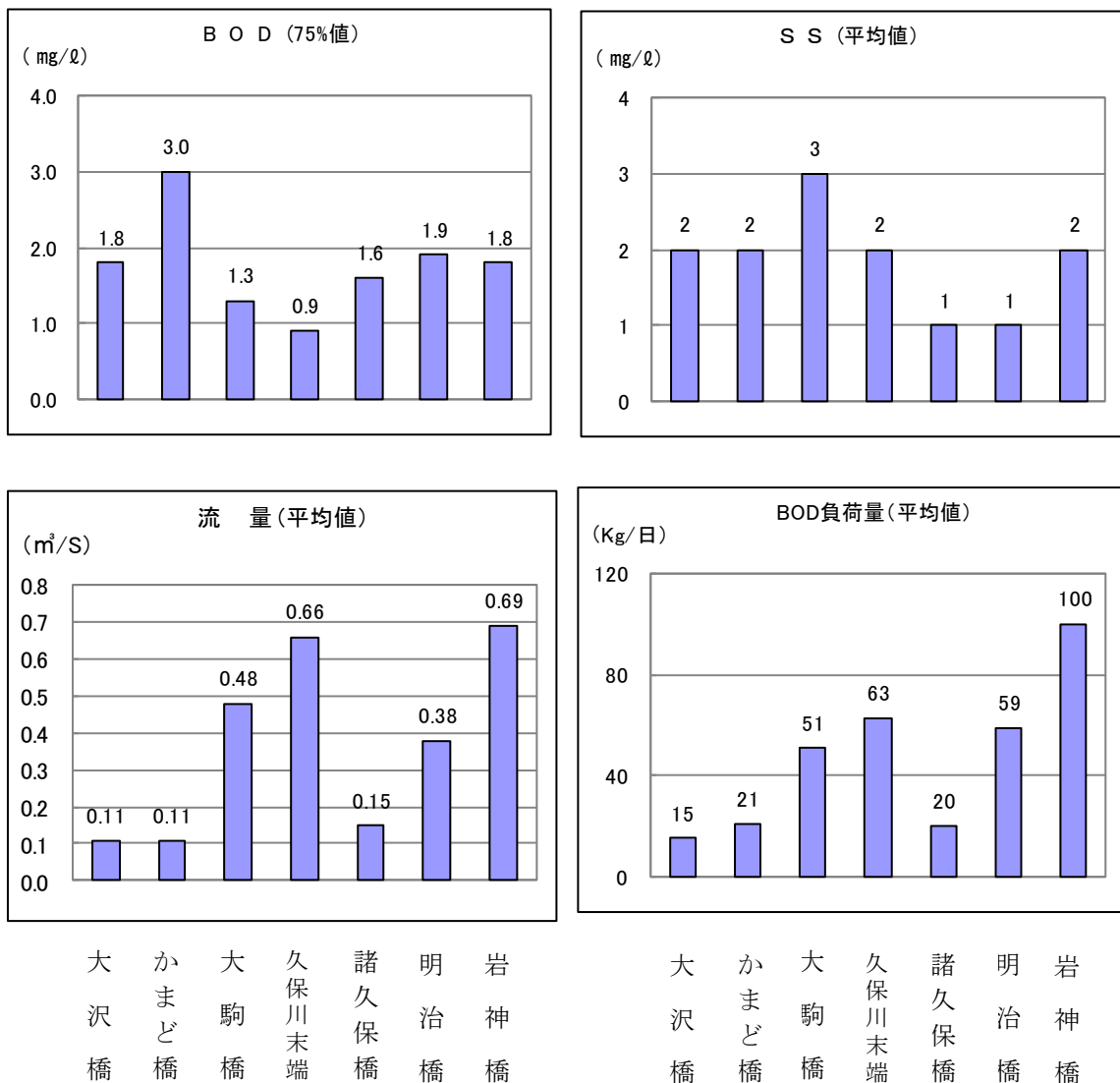
市では、昭和48年度から黄瀬川及び鮎沢川のそれぞれの水系ごとに7箇所の調査地点を設け、毎月水質調査を実施しています。

①黄瀬川水系

全ての測定地点において、環境基準を満たす結果となりました。御殿場市の中心市街地を通過した黄瀬川の諸久保橋では、下水道が供用開始した平成6年度以降、年々水質の改善効果が現われています。

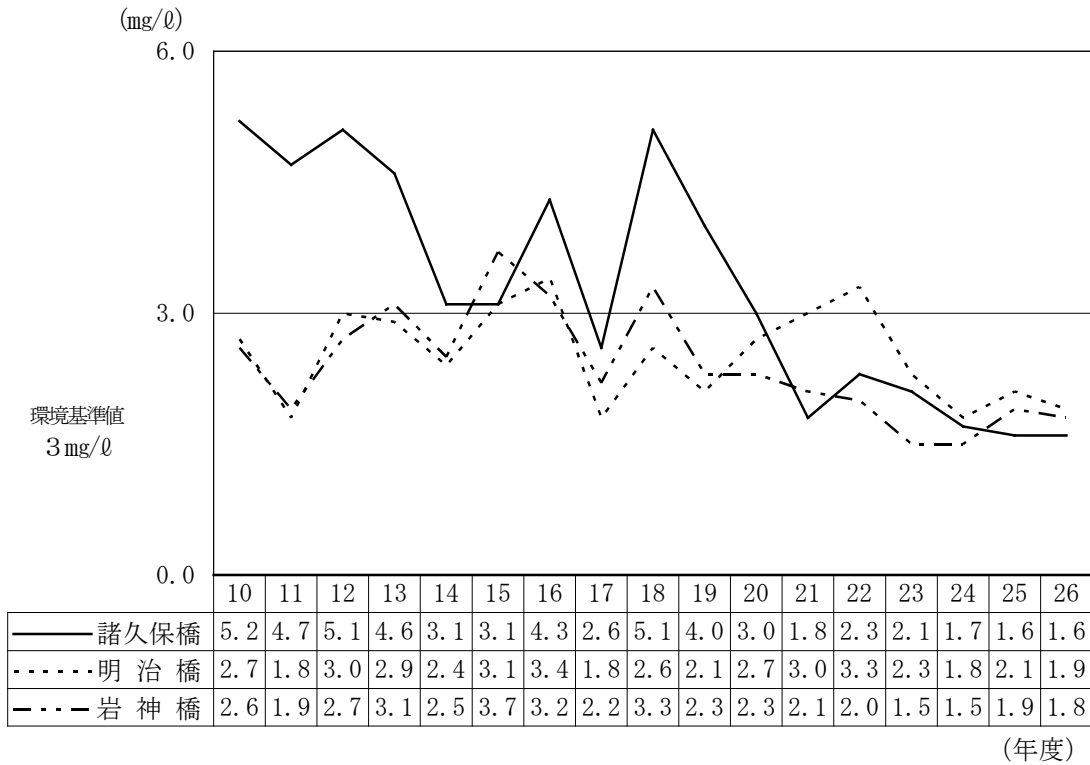
その他の地点についても、年度ごとの変動はありますが、環境基準値を満足する結果となっています。(表1・2参照)

平成26年度黄瀬川水系河川環境調査結果



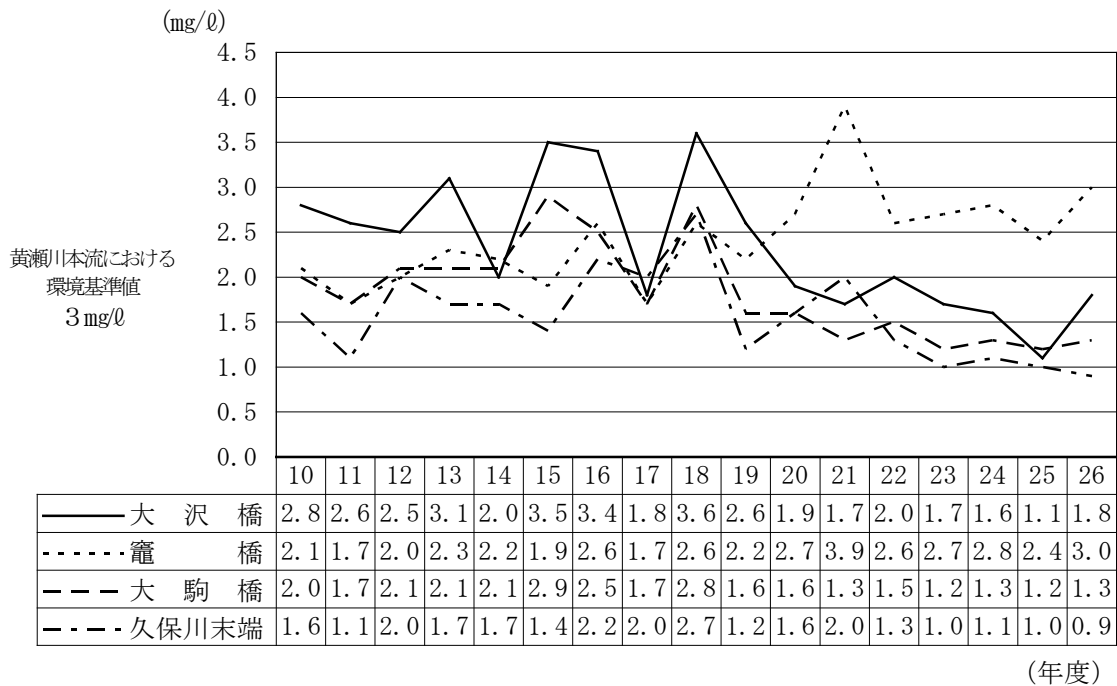
黄瀬川本流のBOD値（75%値）経年変化

表 1



久保川水系のBOD値（75%値）経年変化

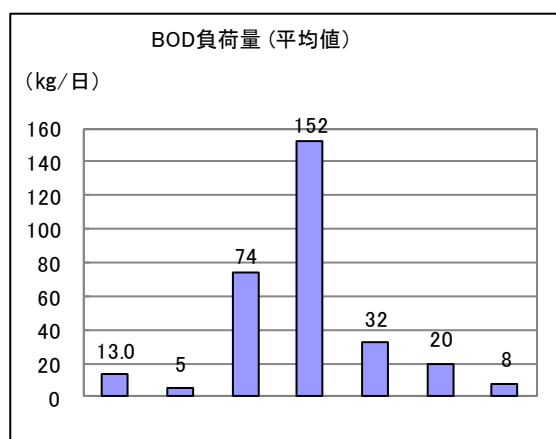
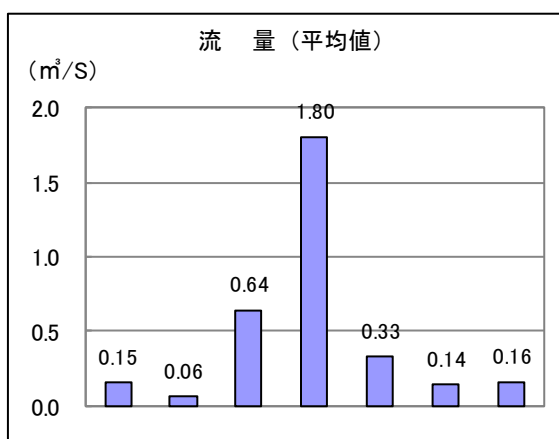
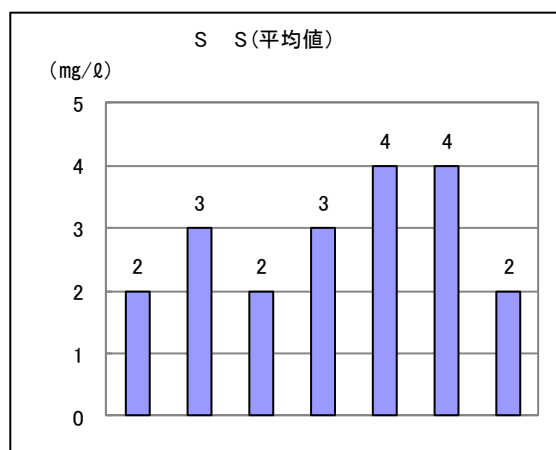
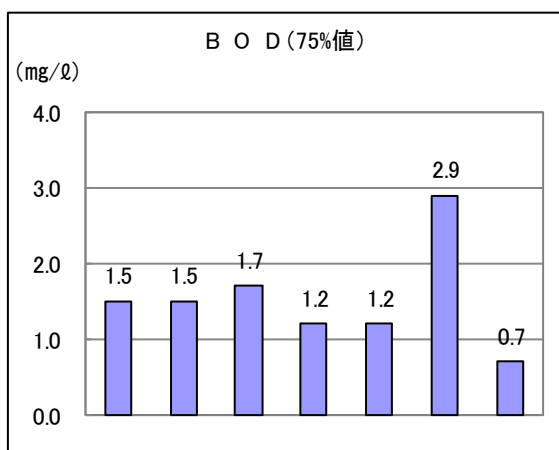
表 2



②鮎沢川水系

高根橋では例年、水質の大きな変化が見られますが、これは、上流部で農業用水として取水することによって、生活排水だけが流れていることが大きな要因と考えられます。しかし、傾向的には、次第に水質の改善が進んでいる状況が見られます。その他の地点についても、全体的に見て良好であるといえます。(表3参照)

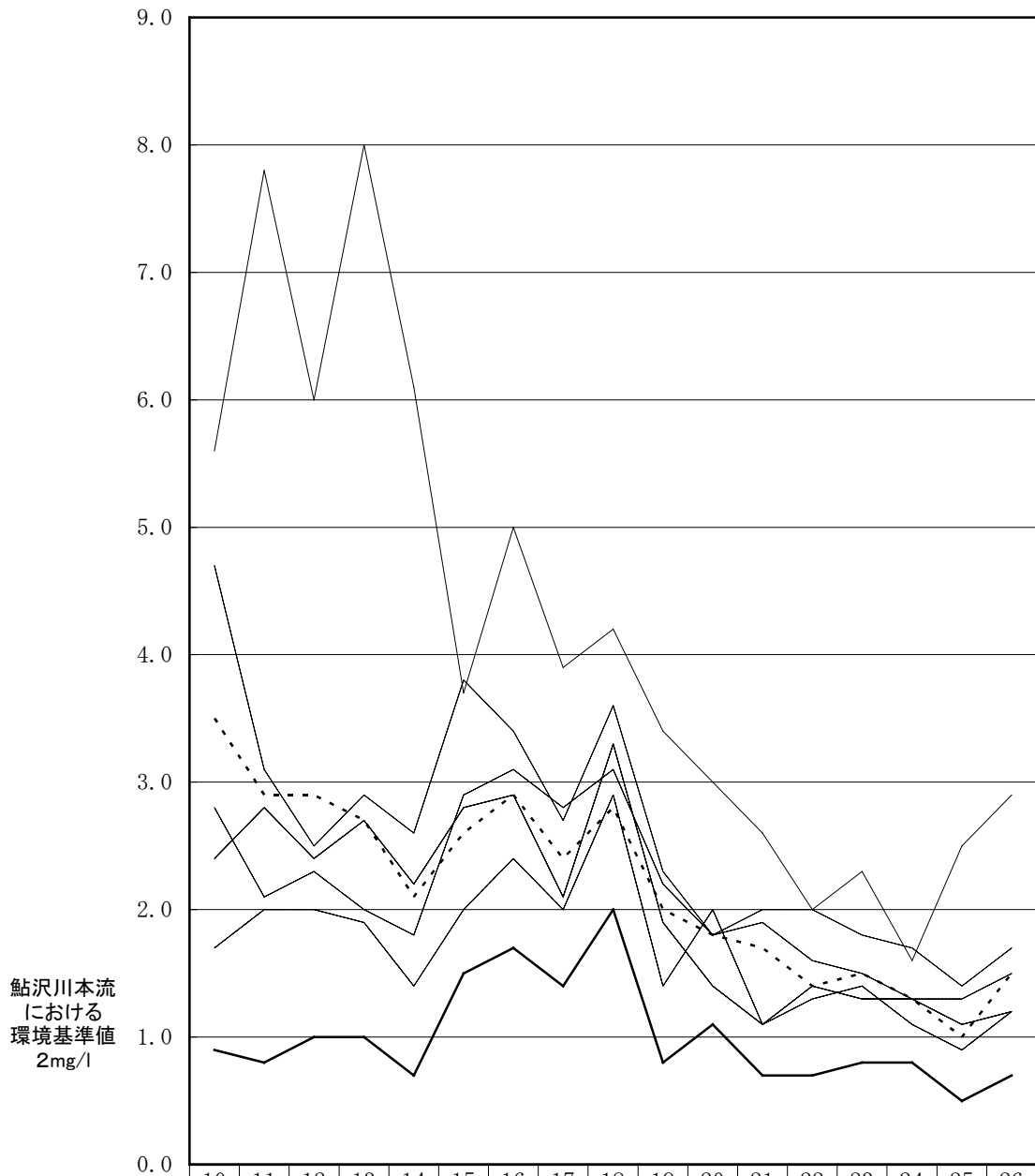
平成26年度鮎沢川水系河川環境調査結果



不 東 狩 思 抜 高 竜
 動 大 渡 思 川 根 良
 橋 路 戸 橋 橋 橋 川
 橋 橋 橋 橋 橋 橋 橋

不 東 狩 思 抜 高 竜
 動 大 渡 思 川 根 良
 橋 橋 橋 橋 橋 橋 川
 橋 橋 橋 橋 橋 橋 橋

鮎沢川水系のBOD（75%値）経年変化 表3



	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
—— 高根橋	5.6	7.8	6.0	8.0	6.1	3.7	5.0	3.9	4.2	3.4	3.0	2.6	2.0	2.3	1.6	2.5	2.9
—— 不動橋	2.8	2.1	2.3	2.0	1.8	2.9	3.1	2.8	3.1	2.2	1.8	1.9	1.6	1.5	1.3	1.3	1.5
- - - - 東大路橋	3.5	2.9	2.9	2.7	2.1	2.6	2.9	2.4	2.8	2.0	1.8	1.7	1.4	1.5	1.3	1.0	1.5
—— 狩渡戸橋	4.7	3.1	2.5	2.9	2.6	3.8	3.4	2.7	3.6	2.3	1.8	2.0	2.0	1.8	1.7	1.4	1.7
—— 抜川橋	2.4	2.8	2.4	2.7	2.2	2.8	2.9	2.1	3.3	1.9	1.4	1.1	1.4	1.3	1.3	1.1	1.2
—— 思橋	1.7	2.0	2.0	1.9	1.4	2.0	2.4	2.0	2.9	1.4	2.0	1.1	1.3	1.4	1.1	0.9	1.2
—— 竜良川橋	0.9	0.8	1.0	1.0	0.7	1.5	1.7	1.4	2.0	0.8	1.1	0.7	0.7	0.8	0.8	0.5	0.7

(年度)

平成24～26年度の黄瀬川水系河川水質調査結果

項目 場所	年度	P H		BOD (mg/l)		S S (mg/l)		流量 (m³/秒)		BOD負荷量 (kg/日)	
		平均値	最小～最大	75%値	最小～最大	平均値	最小～最大	平均値	最小～最大	平均値	最小～最大
大沢橋 (久保川)	24	7.9	7.4～8.2	1.6	0.9～2.3	1.0	<1～3	0.27	0.18～0.41	34.0	16～81
	25	7.8	7.1～8.1	1.1	<0.5～1.6	1.0	<1～3	0.15	0.04～0.62	11.0	0～54
	26	7.9	7.5～8.0	1.8	0.6～2.8	2.0	<1～4	0.11	0.04～0.33	15.0	4～51
竈橋 (西川)	24	7.8	7.1～8.0	2.8	1.4～3.9	3.0	<1～5	0.22	0.12～0.38	42.0	19～77
	25	7.9	7.5～8.0	2.4	0.8～3.3	3.0	1～6	0.13	0.04～0.47	18.0	4～37
	26	7.9	7.8～8.0	3.0	1.3～6.1	2.0	<1～5	0.11	0.04～0.29	21.0	7～42
大駒橋 (久保川)	24	8.0	7.5～8.2	1.3	<0.5～1.6	3.0	<1～10	0.80	0.44～1.30	77.0	0～180
	25	8.1	7.8～8.4	1.2	<0.5～1.3	2.0	<1～8	0.48	0.25～1.30	39.0	0～112
	26	8.1	7.9～8.4	1.3	0.9～2.1	3.0	<1～6	0.48	0.24～1.10	51.0	22～124
久保川末端 (久保川)	24	7.8	7.3～7.9	1.1	0.6～2.0	2.0	<1～8	1.52	0.72～3.00	139.0	37～467
	25	7.9	7.7～8.1	1.0	<0.5～1.4	1.0	<1～4	0.76	0.27～2.80	38.0	0～145
	26	7.9	7.7～8.2	0.9	0.6～4.3	2.0	<1～4	0.66	0.30～1.40	63.0	18～234
諸久保橋 (黄瀬川)	24	8.0	7.9～8.3	1.7	0.7～1.9	1.0	<1～2	0.39	0.16～2.10	46.0	14～236
	25	8.2	7.8～8.7	1.6	<0.5～4.2	1.0	<1～2	0.14	0.06～0.47	18.0	0～65
	26	8.1	7.9～8.4	1.6	0.9～2.1	1.0	<1～2	0.15	0.06～0.39	20.0	7～60
明治橋 (黄瀬川)	24	8.0	7.6～8.3	1.8	0.7～2.8	1.0	<1～2	0.46	0.25～0.80	68.0	24～151
	25	7.9	7.7～8.2	2.1	0.9～4.0	2.0	<1～3	0.42	0.09～1.60	69.0	14～225
	26	8.0	7.7～8.2	1.9	0.8～3.0	1.0	<1～2	0.38	0.23～0.85	59.0	18～132
岩神橋 (黄瀬川)	24	8.1	7.8～8.5	1.5	0.6～2.2	2.0	<1～3	0.96	0.39～1.60	114.0	47～202
	25	8.0	7.8～8.1	1.9	0.9～2.3	2.0	<1～6	0.89	0.49～3.30	114.0	50～399
	26	8.1	7.9～8.2	1.8	1.4～2.6	2.0	<1～4	0.69	0.37～1.30	100.0	45～180

平成24～26年度の鮎沢川水系河川水質調査結果

項目 場所	年度	P H		BOD (mg/l)		S S (mg/l)		流 量 (m ³ /秒)		BOD負荷量 (kg/日)	
		平均値	最小～最大	75%値	最小～最大	平均値	最小～最大	平均値	最小～最大	平均値	最小～最大
不動橋 (小山川)	24	8.1	7.8～8.4	1.3	<0.5～1.9	2.0	1～6	0.23	0.08～0.40	23.0	0～51
	25	8.3	7.9～8.9	1.3	<0.5～2.1	2.0	<1～4	0.18	0.02～0.70	9.0	0～41
	26	8.3	8.0～8.9	1.5	<0.5～2.6	2.0	<1～4	0.15	0.01～0.64	13.0	1～66
東大路橋 (鮎沢川)	24	8.0	7.9～8.1	1.3	<0.5～1.7	2.0	<1～5	0.12	0.05～0.34	11.0	0～38
	25	8.0	7.8～8.2	1.0	<0.5～1.9	2.0	<1～6	0.07	0.01～0.46	2.0	0～5
狩渡戸橋 (鮎沢川)	26	8.1	7.9～8.5	1.5	0.5～2.0	3.0	1～6	0.06	0.03～0.18	5.0	1～16
	24	8.2	7.8～8.5	1.7	1.3～3.1	3.0	1～4	0.86	0.44～2.50	135.0	53～410
	25	8.4	7.9～8.7	1.4	<0.5～2.3	2.0	1～5	0.84	0.29～2.90	82.0	0～276
思 橋 (馬伏川)	26	8.3	8.0～8.8	1.7	1.0～2.0	2.0	1～3	0.64	0.31～2.10	74.0	32～218
	24	8.1	8.0～8.3	1.1	<0.5～1.3	2.0	<1～5	2.10	1.70～2.60	169.0	0～247
	25	8.1	7.7～8.4	0.9	<0.5～1.5	3.0	<1～6	2.03	1.40～5.00	80.0	0～194
抜川橋 (馬伏川)	26	8.2	8.0～8.4	1.2	0.6～1.6	3.0	1～4	1.80	1.20～3.10	152.0	93～241
	24	8.1	8.0～8.3	1.3	0.6～1.5	3.0	<1～6	0.36	0.22～0.65	35.0	15～73
	25	8.1	7.9～8.3	1.1	<0.5～1.3	4.0	1～8	0.31	0.19～0.67	22.0	0～46
高根橋 (抜 川)	26	8.2	8.0～8.3	1.2	0.7～1.4	4.0	1～7	0.33	0.20～0.41	32.0	15～50
	24	8.1	7.9～8.4	1.6	0.7～2.4	2.0	<1～11	0.17	0.04～0.45	19.0	8～54
	25	8.1	7.4～8.4	2.5	0.5～4.9	2.0	<1～4	0.21	0.01～1.30	14.0	0～56
竜良川橋 (竜良川)	26	8.0	7.8～8.2	2.9	0.9～8.0	4.0	1～17	0.14	0.01～0.53	20.0	3～55
	24	8.0	7.8～8.2	0.8	<0.5～1.0	3.0	<1～5	0.21	0.09～0.43	10.0	0～30
	25	8.0	7.8～8.2	0.5	<0.5～0.7	3.0	<1～5	0.15	0.05～0.48	1.0	0～5
26	8.1	7.8～8.2	0.7	<0.5～0.8	2.0	<1～2	0.16	0.05～0.50	8.0	0～30	

(3) 水質汚濁防止対策

①工場・事業場の監視及び指導

当市には、水質汚濁防止法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に定められた特定施設を設置している特定事業場は318あり、このうち66の特定事業場が、法令による排水規制の適用を受けています。

これらの規制対象事業場については、県及び市による監視のための立入検査や排水調査を随時実施し、排出水の適正な処理の指導などに努めています。なお、県の立入検査による排水基準違反事業場に対しては、法に基づく改善勧告等の行政措置が行われるほか、市の排水調査で違反のあった事業場に対しては、その原因と処置内容などの改善対策を明示した報告書の提出を求めるなどの行政指導を行い、違反の再発防止に努めています。

なお、平成26年度は、違反がありませんでした。

立入検査実施状況（排水規制対象事業場）

特定施設番号	特定施設の種類	事業場数	立入り検査回数 (県と合同実施分)	
			26年度	25年度
1-2	畜産農業の用に供する施設	2	0	0
2	畜産食料品製造業の原料処理施設等	1	0	1
8	菓子等の製造業又は製あん業の沈殿槽	1	0	1
10	飲料製造業の原料処理施設等	1	1	0
17	豆腐、煮豆の製造業の湯煮施設等	2	0	2
23-2	新聞、出版、印刷業又は製版業の用に供する施設	3	0	1
46	有機化学工業製品製造業の水洗施設等	1	0	1
62	非鉄金属製造業の用に供する廃ガス洗浄施設等	1	0	1
63	金属製品及び機械器具製造業の用に供する施設	2	1	1
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	8	4	5
66	電気メッキ施設	2	0	1
66-2	旅館業のちゅう房施設等	5	4	0
66-3~5	飲食店及び弁当製造業・共同調理場等のちゅう房施設	3	3	0
67	洗濯業の洗浄施設	2	0	2
71-2	科学技術の研究・試験等の洗浄施設	3	2	1
71-5	トリクロエチレン、テトラクロエチレン等による洗浄施設	2	1	1
72、73	し尿処理施設、下水道終末処理施設	25	14	6
県条例の2	銅又は銅合金の用に供する圧延施設	1	1	1
県条例の3	ゴム製品製造業の用に供する混練施設	1	0	0
合 計		66	31 (0)	25 (0)

※ ()内は違反回数

②排水基準（静岡県条例の排水基準）

ア 狩野川水域に適用する上乘せ排水基準（抜粋）

排出水の区分	項目及び許容限度										適用の日	
	BOD (mg/l)		SS (mg/l)		動植物油 (mg/l)	鉱物油 (mg/l)	銅 (mg/l)	亜鉛 (mg/l)	全クロム (mg/l)	大腸菌群数 (個/cm ³)		
	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	最大	最大	最大	日間平均		
し尿処理施設を設置する特定事業場 (他の特定施設を併設するものを除く)	30	40	70	90								昭和48年 4月1日から
	20	25	40	50								
	10	15	20	30	5	2	1	1	2			
	20	25	40	50	10		1	2	2			
下水道終末処理施設を設置する 特定事業場												昭和48年 4月1日から
その他 1日平均的排水量が50m ³ 以上 10,000m ³ 未満の特定事業場												昭和48年 4月1日から
1日平均的排水量 50m ³ 未満の特定事業場												昭和48年 4月1日から
下水道処理区域内の水域に 排出されるもの	20	25	40	50								昭和50年 12月1日から
	30	40	70	90								
	20	25	40	50			1					
その他 の水域 に排出 される もの												昭和50年 12月1日から
科学技 術に関 する研 究等を 行う事 業場												昭和50年 12月1日から
1日平均的排水 50m ³ 以上の特定事業場												昭和50年 12月1日から
1日平均的排水 50m ³ 未満の特定事業場												昭和50年 12月1日から

イ 鮎沢川水域に適用する上乘せ排水基準（抜粋）

排水水の区分	項目及び許容限度											適用の日
	BOD (mg/ℓ)		SS (mg/ℓ)		動植物油 (mg/ℓ)	鉱物油 (mg/ℓ)	銅 (mg/ℓ)	亜鉛 (mg/ℓ)	全クロム (mg/ℓ)	大腸菌群数 (個/cm ³)	日間平均	
	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大	最大	最大	最大			
	5	10	10	15								
蒸留酒、混成酒製造業											最大	
昭和50年1月1日以後において設置される特定事業場（同年3月31日において工事着手しているものを除く）に係る排水	30	40	70	90							最大	
下水道終末処理施設を設置する特定事業場	20	25	40	50							最大	
その他	1日平均的排水水が5,000m ³ 以上の特定事業場	10	15	20	30		3	1	1		最大	
	1日平均的排水水が2,000m ³ 以上5,000m ³ 未満の特定事業場	15	20	30	40		3	1	1		最大	
	1日平均的排水水が50m ³ 以上2,000m ³ 未満の特定事業場	20	25	40	50			1	3		最大	
	1日平均的排水水が50m ³ 未満の特定事業場							3	5	2	最大	
昭和50年12月1日以後において設置される特定事業場（同年1月30日において工事着手しているものを除く）に係る排水	旅 館 業	30	40	70	90						最大	
	科学技術に関する研究等を行う事業場	20	25	40	50			1			最大	
昭和50年12月1日から	1日平均的排水水50m ³ 以上の特定事業場										最大	
	1日平均的排水水50m ³ 未満の特定事業場							3	5	2	最大	

ウ 水質汚濁防止法の排水基準

■生活環境項目に係る排水基準

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (PH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/l)	160 (日間平均120)
化学的酸素要求量 (COD) (")	160 (日間平均120)
浮遊物質 (SS) (")	200 (日間平均150)
ノルマルキサン抽出物質含有量 (鉱油類) (")	5
ノルマルキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類) (")	30
フェノール類含有量 (")	5
銅含有量 (")	3
亜鉛含有量 (")	2
溶解性鉄含有量 (")	10
溶解性マンガン含有量 (")	10
クロム含有量 (")	2
大腸菌群数 (個/cm ³)	日間平均3,000
窒素含有量 (mg/l)	120 (日間平均60)
燐含有量 (mg/l)	16 (日間平均8)

- (備考) 1. この表に掲げる排出基準は、1日あたりの平均的な排出水量が50 m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
 2. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水の平均的な汚濁状態について定めたものである。

■有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度(mg/l)	有害物質の種類	許容限度(mg/l)
カドミウム及びその化合物	0.1	1,1,1-トリクロエタン	3
シアン化合物	1	1,1,2-トリクロエタン	0.06
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルメトン及びEPNに限る)	1	トリクロロエチレン	0.3
		テトラクロロエチレン	0.1
鉛及びその化合物	0.1	1,3-ジクロロプロペン	0.02
六価クロム化合物	0.5	チウラム	0.06
砒素及びその化合物	0.1	シマジン	0.03
水銀及びアルキル水銀、その他の水銀化合物	0.005	チオベンカルブ	0.2
		ベンゼン	0.1
アルキル水銀化合物	検出されないこと ^{※1}	セレン及びその化合物	0.1
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003	ほう素及びその化合物	10
ジクロロメタン	0.2	ふっ素及びその化合物	8
四塩化炭素	0.02	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 ^{※2}
1,2-ジクロロエタン	0.04		
1,1-ジクロロエチレン	1	1,4-ジオキサン	0.5
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4		

- ※1 「検出されないこと」とは、環境大臣により定められた検出方法の定量限界を下回ることをいう。
 ※2 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の合計量。
 ※3 「ほう素及びその化合物」「ふっ素及びその化合物」「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」「1,4-ジオキサン」については、業種により暫定排水基準が適用される。

③届出状況

水質汚濁防止法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく、平成26年度末現在の、特定施設届出状況は下記のとおりとなっています。

水質汚濁防止法・静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況

特定施設番号	特定施設の種類	届出事業場数	左記の内、排水規制を受ける工場・事業場数		
			放 流 先		合 計
			黄瀬川水系	鮎沢川水系	
1-2	畜産農業の用に供する施設	15	1	1	2
2	畜産食料品製造業の原料処理施設等	5	1		1
5	みそ、醤油等の製造業の用に供する施設	2			
8	菓子等の製造業又は製あん業の沈殿槽	2	1		1
10	飲料製造業の原料処理施設等	4		1	1
11	有機質肥料の製造業の用に供する施設	1			
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	1			
16	めん類製造業の用に供する施設	2			
17	豆腐、煮豆の製造業の湯煮施設等	13	2		2
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	2			
19	繊維製品の製造業、加工業等の用に供する施設	1			
23-2	新聞、出版、印刷業又は製版業の用に供する施設	3	3		3
41	香料製造業の用に供する施設	1			
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	1		1
54	セメント製品製造業の用に供する施設	1			
55	生コン製造業の用に供するパッチャプラント	2			
62	非鉄金属製造業の用に供する廃ガス洗浄施設	1	1		1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	2	1	1	2
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	9	6	2	8
66	電気メッキ施設	2	1	1	2
66-2	旅館業のちゅう房施設等	89	1	4	5
66-3	共同調理場のちゅう房施設	1	1		1
66-4	弁当製造業等のちゅう房施設	2			
66-5	飲食店のちゅう房施設	17	2	0	2
67	洗濯業の洗浄施設	43	2		2
71	自動式車輛洗浄施設	56			
71-2	科学技術の研究・試験等の洗浄施設	6	3		3
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1			
71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等による洗浄施設	2	2		2
72	し尿処理施設	27	12	12	24
73	下水道終末処理施設	1	1		1
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1			
県条例の2	銅又は銅合金の用に供する圧延施設	1	1		1
県条例の3	ゴム製品製造業の用に供する混練施設	1	1		1
合 計		318	44	21	66

④生活系排水対策

当市の河川汚濁の割合は、工場・事業場などの産業系排水については水質規制によって改善が進んだことにより、生活系排水が約70%を占めるほどになっています。

私たちは、日常生活に伴って炊事、洗濯、入浴などの生活雑排水やし尿など浄化槽で処理した排水を河川に流しますが、この汚濁のうちし尿が約30%、それ以外の生活雑排水が約70%を占めるといわれています。

し尿は法律で直接環境中に排出することは許されておらず、浄化槽等の衛生的な処理が義務付けられていますが、生活系の汚濁の約70%を占める生活雑排水については、対策が十分とは言えない状況にあります。

市では、こうした生活系排水による水質汚濁防止対策として、市街地を中心に下水道整備を、また農業地域を対象に農業集落排水事業を進めています。

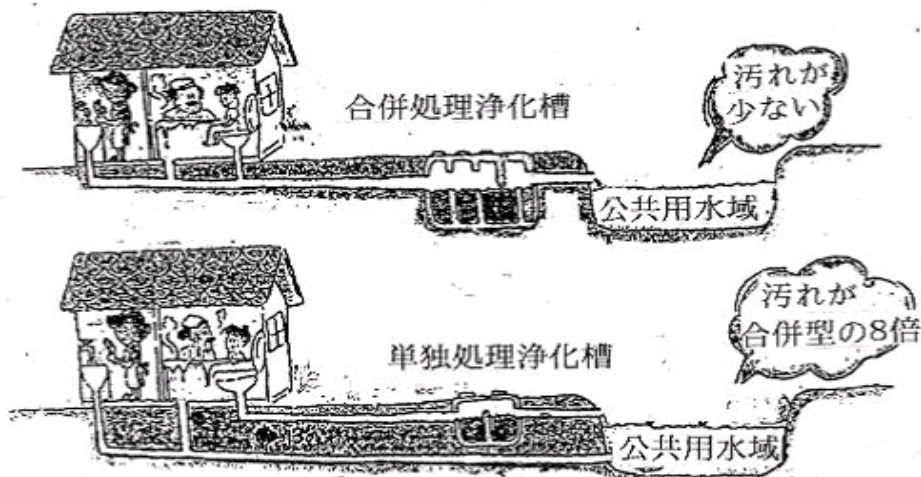
また、下水道整備認可区域以外及び農業集落排水事業区域内の受益者以外の人を対象とした浄化槽設置補助事業や公設浄化槽整備事業を実施し、生活排水対策を進めています。

下水道整備状況（御殿場処理区）

	実施計画 (目標年次:平成32年)	平成26年度末	割合
市行政人口	84,800人	88,976人	---
供用面積	892.0ha	579ha	64.9%
処理区域内人口	39,900人	31,229人	78.2%
普及率	47.0%	35.0%	---

農業集落排水整備状況

	実施計画	平成26年度末
市行政人口	---	88,976人
供用面積	29.6ha	29.6ha
処理区域内人口	1,257人	1,234人



ア 浄化槽設置事業補助金交付制度

生活排水による水辺環境・生活環境の悪化を防ぐため、公共下水道事業認可区域、農業集落排水事業区域（受益者となる者）及び、公設浄化槽整備事業特定地域（受益者となる者）以外において専用住宅に10人槽以下の浄化槽を設置する者に対し設置費を補助しています。

補助金の額は、次のとおりです。

補助制度による補助金額（平成26年4月1日現在）

人槽区分	補助金限度額
5人槽	180,000円
6～7人槽	210,000円
8～10人槽	264,000円

補助制度による浄化槽設置数（単位：基）

年度 \ 区分	5人槽	6～7人槽	8～10人槽	合計
平成1～21年度	516	968	452	1,936
平成22年度	83	64	14	161
平成23年度	73	69	15	157
平成24年度	77	68	19	164
平成25年度	104	50	18	172
平成26年度	95	72	19	186
合計	1,090	1,453	581	3,124

イ 公設浄化槽整備事業

生活排水による水辺環境・生活環境の悪化を防ぐため、特定地域に居住する浄化槽設置希望者に対して市が浄化槽の整備し、使用料の徴収を行い、維持管理を行います。

公設浄化槽整備事業による浄化槽設置数（単位：基）

年度 \ 区分	5人槽	6～7人槽	8～10人槽	合計
平成25年度	11	15	4	30
平成26年度	13	27	4	44
合計	24	42	8	74

5 騒音・振動

(1)騒音・振動の概要と環境基準

騒音及び振動は、個人差や慣れが大きく作用し、同じ音や振動であってもその種類や性質によって感じ方が異なるという特徴があります。

騒音及び振動の防止対策としては、騒音規制法及び振動規制法に基づき市長（平成23年度までは県知事）が生活環境を保全すべき地域を指定し、この指定地域内の工場、事業場の事業活動や建設作業に伴う騒音、振動を規制しています。また、自動車による交通騒音及び振動については限度基準が設けられており、これを上回る場合は公安委員会、道路管理者に対して防止対策を要請できることになっています。

■環境基準

騒音の環境基準は、人の健康の保護や生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境の基準として設定されています。

平成11年4月1日からは新環境基準が施行され、騒音の評価手法としての等価騒音レベルの採用、時間区分の変更などがなされました。

環境基準を当てはめる地域の指定は、住居地域や商業地域などの地域特性を考慮して市長（平成23年度までは県知事）が行うこととなっており、当市では都市計画法の用途地域別に新環境基準が適用されています。

騒音に係る環境基準（道路に面する地域を除く）

地域の 類型	適用地域	時間の区分		該当地域
		昼間 6時～22時	夜間 22時～6時	
AA		50 デシベル以下	40 デシベル以下	療養、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
B	第1・2種住居専用地域 準住居地域、市街化調整区域	55 デシベル以下	45 デシベル以下	主として住居の用に供される地域
C	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

道路に面する地域の環境基準

地域の区分	時間の区分	
	昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域、及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
・ 幹線交通を担う道路に近接する空間については、上欄にかかわらず特例として右欄の基準値とする	70デシベル以下	65デシベル以下

※ 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

(2) 騒音・振動の防止対策

① 工場、事業場の規制基準

工場、事業場の騒音及び振動は、騒音規制法、振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例によって規制されており、市長（平成23年度までは県知事）が生活環境を保全する必要があるとして指定した地域内にあって、騒音や振動の発生が著しい施設として定められた施設を有する工場、事業場に対して規制基準が適用されています。

当市では、昭和46年に騒音に係る地域指定を、昭和52年に振動に係る地域指定をそれぞれ受け（平成24年度より市長が指定）、以下の基準が適用されています。

騒音に係る工場・事業場の規制基準

地域の区分	適用地域	時間の区分		
		昼間 8時～18時	朝・夕 6時～8時 18時～22時	夜間 22時～6時
第1種区域	第1・2種低層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域、市街化調整区域 都市計画区域外	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第4種区域	工業地域、工業専用地域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

振動に係る工場・事業場の規制基準

地域の区分	適用地域	時間の区分	
		昼間 8時～20時	夜間 20時～8時
第1種区域	1 第1・2種低層住居専用地域	60デシベル	55デシベル
	2 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域、市街化調整区域 都市計画区域外	65デシベル	55デシベル
第2種区域	1 近隣商業地域、商業地域 準工業地域	70デシベル	60デシベル
	2 工業地域、工業専用地域	70デシベル	65デシベル

- ※1 騒音、振動に関する規制基準適用場所は、工場、事業場の敷地境界とする。
- 2 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院診療所、図書館、特別養護老人ホーム、認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。
- 3 第1種区域と第3種区域又は第2種区域と第4種区域がその境界線を接している場合における当該第3種区域及び第4種区域の当該境界線から30mの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。
- 4 工業専用地域及び都市計画区域外は静岡県生活環境の保全等に関する条例によって規制されている。

②建設作業の規制基準

建設作業に伴う騒音や振動は、工場、事業場と異なり、その作業場所に代替性がないことから防止対策は極めて困難な場合が多い。また、騒音や振動の発生は一時的であるもののそのレベルが高いため、届出時には、低騒音、低振動型重機の使用や付近住民に対する工事期間の周知等、作業実施時の配慮を指導しています。

なお、地域指定区域内において騒音規制法、振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業を行う場合は、届出と規制基準の遵守が義務づけられています。

騒音・振動に係る特定建設作業の規制基準

地域の区分	規制種別	騒音に係る特定建設作業					振動に係る特定建設作業			
		くい打機 くい抜機 等を使用 する作業	びょう打 機を使用 する作業	さく岩機 を使用す る作業	空気圧縮 機を使用 する作業	コックト又 はアスファ ルトを設 けて行う 作業	くい打機 くい抜機 等を使用 する作業	鋼球を使 用して建 築物等を 破壊する 作業	舗装版破 砕機を使 用する作 業	ブレーカー (手持ち式 を除く)を 使用する作 業
第一号区域	基準値	85デシベル					75デシベル			
	作業時刻	午後7時～午前7時の時間内でないこと								
	1日当たりの作業時間	10時間／日を超えないこと								
	作業期間	連続6日を超えないこと								
	作業日	日曜日その他の休日でないこと								
第二号区域	基準値	85デシベル					75デシベル			
	作業時刻	午後10時～午前6時の時間内でないこと								
	1日当たりの作業時間	14時間／日を超えないこと								
	作業期間	連続6日を超えないこと								
	作業日	日曜日その他の休日でないこと								

※1 規制基準適用場所は、特定建設作業の敷地境界とする。

2 第1号区域：地域指定区域のうち、第2号区域を除いた区域。

第2号区域：地域指定区域の第4種区域（振動の場合、第2種区域の2）のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、認定こども園等の周囲おおむね80m以内の区域を除いた区域。

③道路交通騒音

自動車のめざましい普及は、一方で交通騒音、振動や交通渋滞を引き起こし、生活環境の悪化をもたらしています。

このような状況の中で、道路に面する地域の環境基準が定められ、これを目標として車両構造の改善や遮音施設の設置などを中心とした自動車騒音の軽減対策が実施されています。

また、道路に面する区域の自動車騒音、振動に係る限度基準が設けられており、この限度基準を超えて生活環境が著しく損なわれている場合には、道路管理者等に対して意見や改善要請ができることとなっています。

なお、平成12年4月1日施行の法改正により、限度基準は環境基準と同じ評価手法である等価騒音レベルによることとなりました。

自動車騒音の要請限度値

	区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
		昼 間 6時～22時	夜 間 22時～6時
1	第1種区域及び第2種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	第1種区域及び第2種区域の第1・2種中高層住居専用地域うち2車線以上の道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	第2種区域の第1・2種住居専用地域、準住居地域、市街化調整区域のうち2車線以上の道路に面する区域、及び第3種区域、第4種区域の工業地域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
	・ 幹線交通を担う道路に近接する空間については、上欄にかかわらず特例として右欄の基準値とする	75デシベル	70デシベル

- ※1 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 2 第1種区域、第2種区域、第3種区域、及び第4種区域は、騒音に係る工場、事業場の規制基準の地域区分をいう。

道路交通振動に対する防止措置を要請する基準

区域の区分	時 間 の 区 分	
	昼 間 8時～20時	夜 間 20時～8時
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

④自動車騒音の常時監視

自動車騒音の状況については、騒音規制法に基づく常時監視を静岡県が実施していましたが、法改正により平成24年度からは市が実施するようになりました。常時監視は、道路に面した地域の住居等を対象にした自動車騒音の測定と、測定地点を含む評価区間について騒音の環境基準を超える住居等の割合を把握する「面的評価」の方法で行います。

平成26年度は、市内の国道3路線と県道1路線と高速道路を対象にして、自動車騒音の測定と面的評価を行いました。自動車騒音は、測定を行った国道1地点と県道1地点で昼夜間超過し、国道1地点で昼間に超過しましたが、騒音の要請限度については国道1地点の夜間のみ超過しました。（表1参照）面的評価の結果については、昼間・夜間ともに環境基準を満足した住居等の割合は44.1～100%でした。（表2参照）

[表1] 自動車騒音 測定結果（平成26年度）

路線名	測定地点	測定結果 〔L _{Aeq} 〕 (dB)		基準値等 適合状況 (○:適合 ●:不適合)			
		昼間	夜間	環境基準		要請限度	
				昼間 (70dB)	夜間 (65dB)	昼間 (75dB)	夜間 (70dB)
一般国道138号	萩原地内	68	61	○	○	○	○
一般国道246号	駒門地内	72	72	●	●	○	●
東名高速道路	東山地内	66	60	○	○	○	○
一般国道138号	仁杉地内	71	65	●	○	○	○
御殿場箱根線	萩原地内	71	68	●	●	○	○

表2] 自動車騒音 面的評価結果（平成26年度）

調査単位 区間番号	道路名	評価 区間 延長 (km)	住居等 戸数 (戸)	環境基準達成状況〔上段：戸数(戸) 〔下段：割合〕〕			
				昼夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超過
10930	一般国道138号	4.4	453	453 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
11360	一般国道246号	6.1	93	41 (44.1%)	35 (37.6%)	0 (0.0%)	17 (18.3%)
10	東名高速道路	2.5	48	48 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
10910	一般国道138号	3.0	70	65 (92.9%)	0 (0.0%)	5 (7.1%)	0 (0.0%)
62790	御殿場箱根線	4.2	534	502 (94.0%)	9 (1.7%)	0 (0.0%)	23 (4.3%)
全 体		20.2	1,198	1,109 (92.6%)	44 (3.7%)	5 (0.4%)	40 (3.3%)

⑤届出状況

騒音規制法、振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例の規定に基づく平成26年度末現在の、特定施設届出状況は次のとおりです。

騒音規制法・静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況

施設番号	特 定 施 設 名	平成26年度末の特定施設数		
		法 律	県条例	合 計
1	金属加工機械	247	578	825
2	空気圧縮機及び送風機	488	758	1,246
3	土石用又は鉱物用の破砕機等	13	2	15
4	繊維機械	21	5	26
5	建設用資材製造機械	8	2	10
6	穀物用製粉機（ロール式のもの）	1	0	1
7	木材加工機械	102	128	230
8	製紙機械及び紙加工機械	0	0	0
9	印刷機械（原動機を用いるもの）	37	28	65
10	合成樹脂用射出成形機	427	240	667
11	鋳造型機	0	0	0
12	クーリングタワー		169	169
13	集じん施設		60	60
14	冷凍機（圧縮機を用いるもの）		769	769
施 設 合 計		1,344	2,739	4,083
工 場 ・ 事 業 場 数		181	276	457

振動規制法・静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況

施設番号	特 定 施 設 名	平成26年度末の特定施設数		
		法 律	県条例	合 計
1	金属加工機械	280	336	616
2	圧縮機	279	214	493
3	土石用又は鉱物用の破砕機等	21	4	25
4	織機（原動機を用いるもの）	7	0	7
5	コンクリート機械	5	0	5
6	木材加工機械	5	0	5
7	印刷機械	14	25	39
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	2	5	7
9	合成樹脂用射出成形機	269	327	596
10	鋳造型機（ジョルト式のもの）	0	0	0
施 設 合 計		882	911	1,793
工 場 ・ 事 業 場 数		92	47	139

6 悪 臭

(1) 悪臭防止対策

① 悪臭の概要

においを感じさせる物質は、数十万あるといわれており、発生源も多種多様で、動物のし尿臭や野菜クズの腐敗臭などのように人に不快感・嫌悪感を与えるにおいや、一般的には芳香といわれるようなにおいであっても、人に不快感を与え生活環境を損なう恐れがあれば悪臭ということになります。

悪臭は、各種の極めて微量の臭気物質が複合して発生することが多く、その発生状況は気温、湿度、風向などの気象条件によって左右され、同じにおいであっても人によって感じ方が違うなど嗅覚はかなり個人差があります。

このため、悪臭苦情の処理に際しては、悪臭状況の調査や抜本的な防止・除去対策の実施について難しい面が多く、解決まで相当な期間を要する状況となっています。

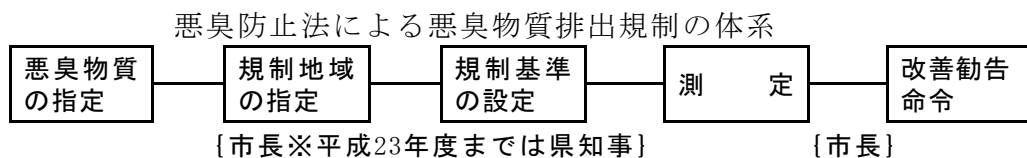
② 悪臭の規制

悪臭防止法では、畜産農業施設や工場・事業場などから発生する悪臭物質の濃度を規制しており、それぞれの地域の実情に応じて(地域指定)規制基準が設定されています。

当市は当初、地域指定と規制基準は、御殿場駅と富士岡駅を中心とした市街地には最も厳しいA基準、東富士演習場及び箱根外輪山を除いたその他の地域に最も緩やかなF基準を適用してきました。

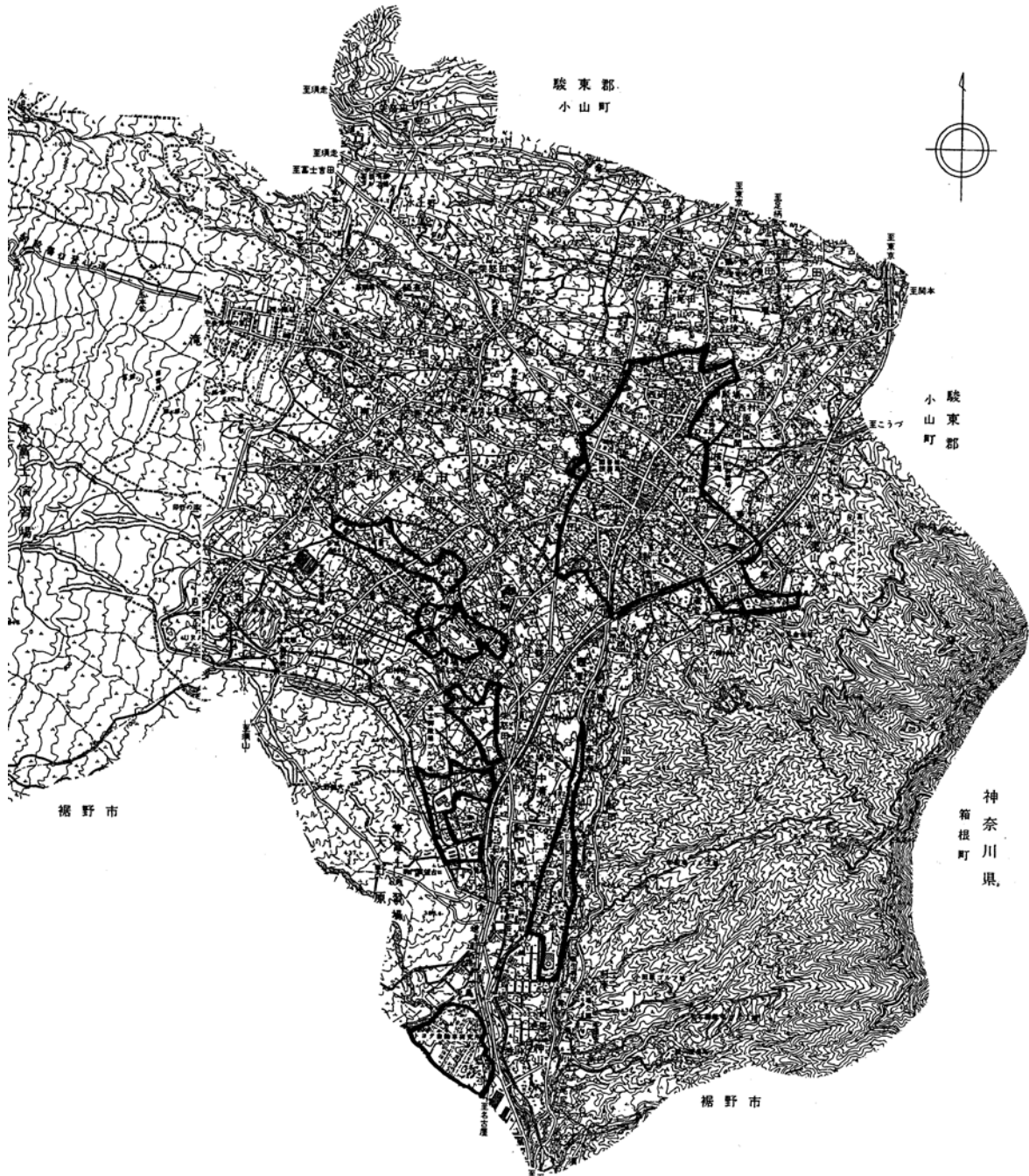
しかし、平成8年4月1日の法改正により、これまでの悪臭物質ごとの規制では対応できなかった複合臭を測定する嗅覚測定法が導入され、こうした嗅覚測定法による臭気指数規制を導入する自治体が増えてきており、当市も平成15年10月1日よりこの制度を導入しました。


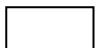
なお、臭気指数規制に係る地域指定は、都市計画法で指定された市街化区域を15に、その他の地域を18と定め、地域の実情に合わせた基準を適用しています。なお、静岡県生活環境の保全等に関する条例では、悪臭発生施設を指定(特定施設)して届出させるとともに、悪臭を防止するための設備基準等を定めて規制しています。



悪臭防止法施行	昭和47年5月31日施行	悪臭8物質指定
地域指定・規制基準設定	昭和49年4月1日施行	
悪臭防止法施行令一部改正	平成2年4月1日施行	悪臭4物質追加(同日から規制適用)
〃	平成6年4月1日施行	悪臭10物質追加(H9.4.1から規制適用)
悪臭防止法施行規則一部改正	平成7年4月1日施行	気体排出口及び排水中の規制基準設定
悪臭防止法一部改正	平成8年4月1日施行	嗅覚測定法による規制方式導入
地域指定・規制基準設定	平成15年10月1日施行	嗅覚測定法による規制方式適用

悪臭の地域指定図



-  臭気指数 15 (都市計画法で定められた市街化区域)
-  臭気指数 18 (その他の地域)

悪臭防止法に基づく規制基準（平成15年10月1日以降）

（臭気指数基準）

区域の区分	臭気指数
第1種区域（都市計画法で定められた市街化区域）	1.5
第2種区域（その他の地域）	1.8

③届出状況

静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく平成25年度末現在の、特定施設届出状況は下記のとおりとなっています。

静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況

施設番号	特 定 施 設 名	事業場数	施設数	
1	セロファン製膜施設			
2	アスファルト含滲紙またはコールタール含滲紙の製造の用に供する連続式含滲施設			
3	パルプまたは紙の製造の用に供する蒸解施設			
4	調味料の製造または穀物の加工の用に供する加熱型の乾燥施設			
5	合成樹脂またはホルムアルデヒドの製造の用に供する反応施設			
6	有機顔料の製造の用に供する反応施設			
7	木材チップの堆積場であって、面積が 1,000㎡以上のもの			
8	動物系の飼料若しくは肥料またはそれらの原料の製造の用に供する次に掲げる施設	(1)蒸煮施設	1	1
		(2)湯煮施設		
		(3)真空濃縮施設		
		(4)乾燥施設	6	17
9	鶏舎であって面積が 400㎡以上のもの及び豚舎であって面積が 150㎡以上のもの	鶏舎	24	31
		豚舎	23	33
10	サイズの製造の用に供する反応施設			
合 計		54	82	

7 地 下 水

(1) 地下水の利用状況

①水循環と地下水

当市は、富士山を源とする地下水のかん養源に位置し、その量、質とも恵まれた地下水を利用しています。また、市内には美しい湧水地が点在し、昔から人々の暮らしと密接に関係してきました。

地下水は「降水～地下水～地表水～海洋～蒸発～降水」の水循環系の中でも重要な役割を果たしており、揚水過剰による湧水の減少枯渇、井戸涸れ等の地下水障害の発生は、この水循環系が壊されたことを示すものと言えます。

私たちは、地下水のかん養源に位置する者として地下水の採取に伴う地下水障害の防止及びその水質の保全に努めなければなりません。

②揚水状況と地下水障害

工業用水と生活用水の揚水量の経年変化をみると、平成の初めごろをピークに増大してきた揚水量がその後減少する傾向にあります。

また、当市で過去に生じた地下水障害は、湧水の枯渇及び有機塩素系化合物による地下水汚染がありますが、広域的な地下水質の悪化や地盤沈下は発生していません。

なお、平成10年度に国土庁が実施した東富土地域（御殿場市、裾野市、小山町）の地域水循環改善事業推進調査では、揚水実績と適正揚水量は均衡しているという結論となっています。

地下水の揚水状況 (m³/日)

用途	項目	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H23	H24
工業用水	事業所数	(42)	(55)	(59)	(55)	(54)	(52)	(56)	(52)	(56)
	地下水等	24,130	19,348	19,526	18,663	13,339	13,788	9,006	10,113	11,260
	工業水道	0	27	1,922	1,635	2,755	3,063	2,571	2,783	2,580
生活用水	上水道	20,630	29,975	37,088	38,482	34,529	34,707	34,247	33,474	33,329
	簡易水道	2,641	1,397	1,466	1,139	991	954	883	866	833
計		47,401	50,747	60,002	59,919	51,614	52,512	46,707	47,236	48,002

静岡県くらし・環境部環境局水利用課 平成25年版「地下水調査報告書」より

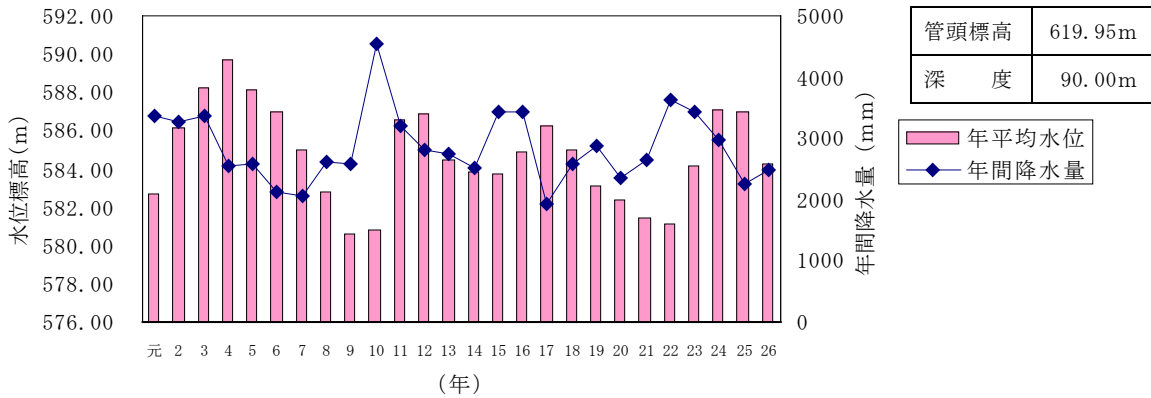
③地下水位の経年変化

当市は4箇所の観測井及び2箇所の地下水観測地点を定め、毎月水位を測り変化を見えています。

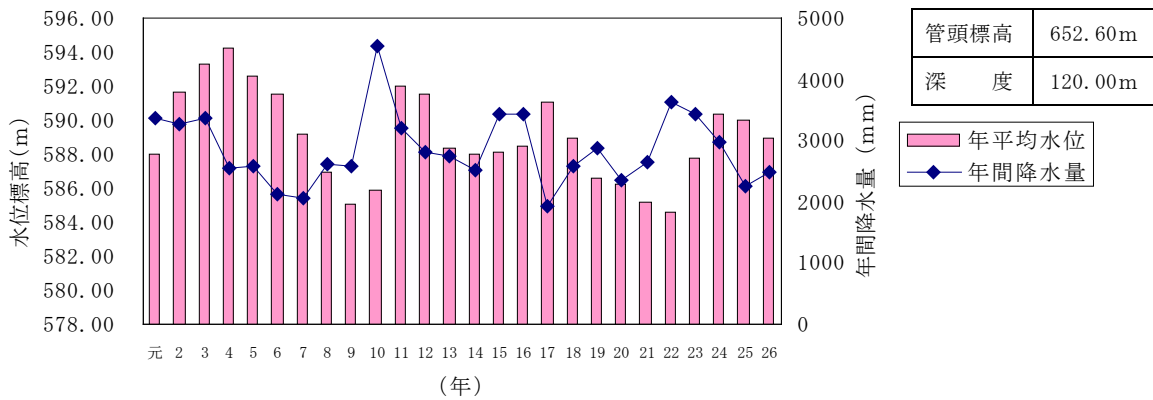
年度ごとには、若干の変動はあるものの、調査開始以来大幅な減少もなく推移しています。

御殿場市内観測井の地下水位経年変化

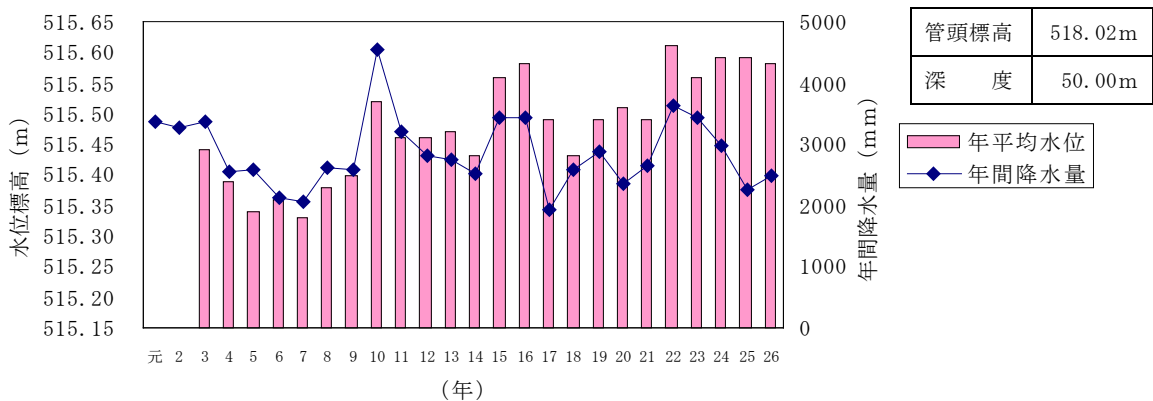
水土野観測井の地下水位経年変化



鍋有沢観測井の地下水位経年変化

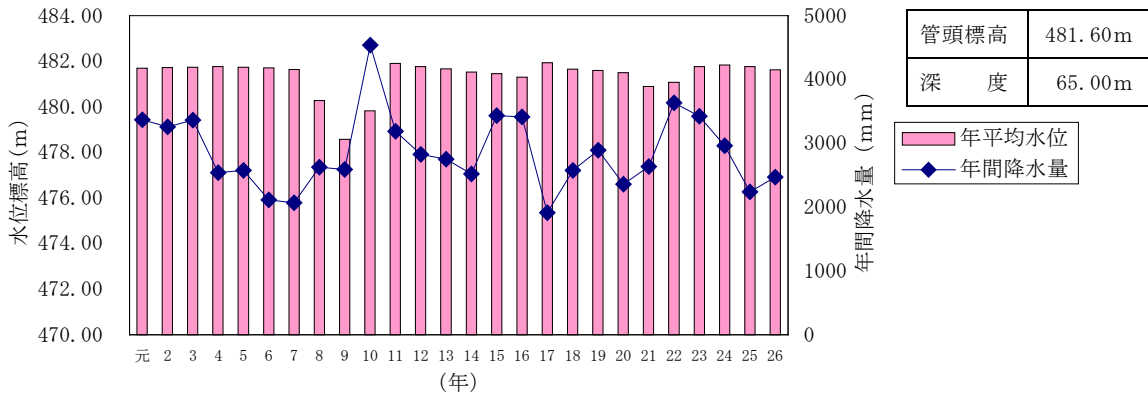


茱萸沢観測井の地下水位経年変化

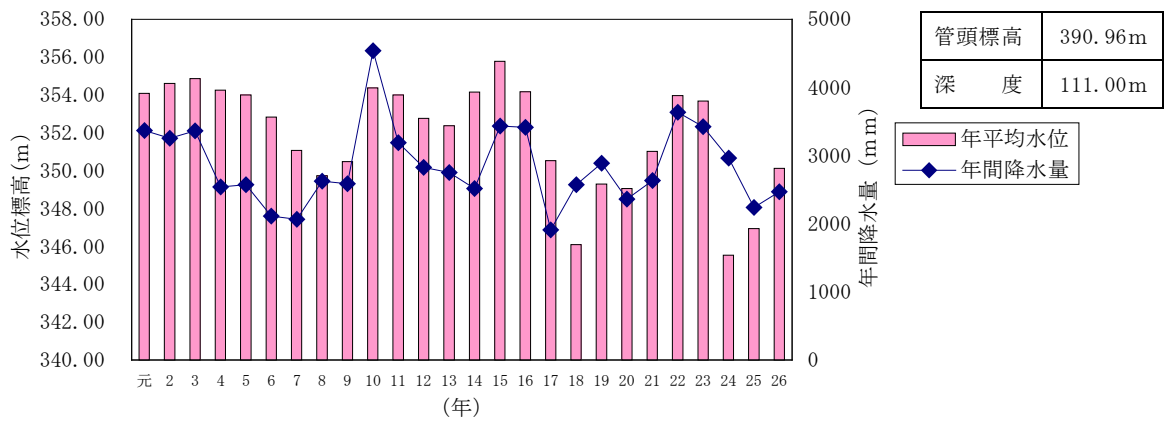


茱萸沢観測井は平成3年から観測を開始

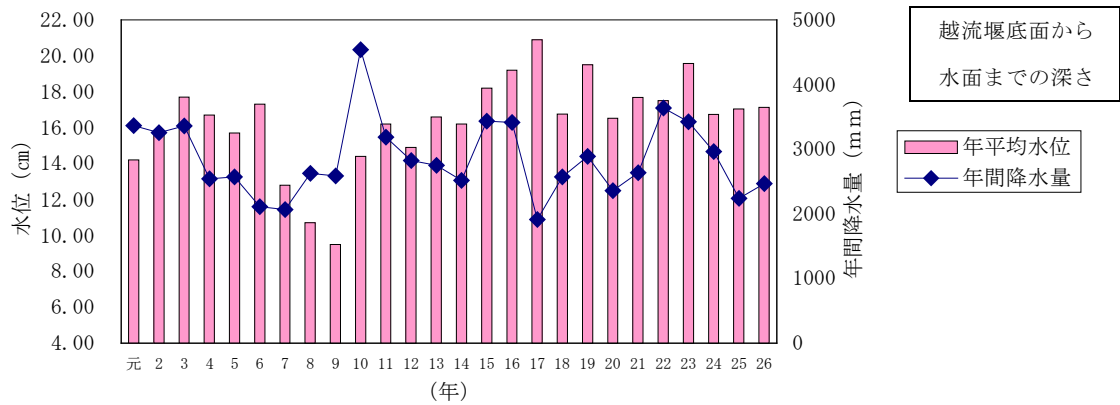
保土沢の地下水位経年変化



駒門観測井の地下水位経年変化



中清水の地下水位経年変化



(2) 地下水の保全対策

当市では、地下水の採取に伴う障害の防止及び地下水の水源保全を目的として、「御殿場市土地利用事業指導要綱」及び「御殿場市地下水の採水に関する要領」により指導を行っています。

また、年2回（夏・冬）県及び近隣2市町と合同で、各市町の湧水量調査等を実施しています。

(3) 環境基準

地下水の環境基準は、地下水の水質保全のために講じられる諸施策の共通の行政目標として平成9年3月に設定され、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として設定されています。

また、この環境基準は、水質汚濁に係る健康項目（人の健康の保護に関する環境基準）と同じ項目と基準値が設定されています。

地下水の水質汚濁に係る環境基準 (単位：mg/l以下)

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003	塩化ビニルモノマー	0.002	シマジン	0.003
全シアン	検出されないこと	1,2-ジクロロエタン	0.004	チオベンカルブ	0.02
鉛	0.01	1,1-ジクロロエチレン	0.1	ベンゼン	0.01
六価クロム	0.05	1,2-ジクロロエチレン	0.04	セレン	0.01
砒素	0.01	1,1,1-トリクロロエタン	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
総水銀	0.0005	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	ふっ素	0.8
アルキル水銀	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01	ほう素	1
P C B	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01	1,4-ジオキササン	0.05
ジクロロメタン	0.02	1,3-ジクロロプロペン	0.002		
四塩化炭素	0.002	チウラム	0.006		

備考 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

(4) 地下水汚染防止対策

有機塩素系化合物による汚染対策

① 対策の概要

機械部品などの金属脱脂洗浄剤やドライクリーニングの洗浄剤として安易に使用されていたトリクロロエチレン等の有機塩素系化合物による地下水汚染が全国的に大きな社会問題となったことから、昭和59年の排出に関する管理目標値及び水道水の要件等の設定をはじめとした規制強化が図られてきました。

当市においては、昭和62年に水道水源である永塚1号井戸のテトラクロロエチレンによる汚染判明をはじめとして、平成元年にはトリクロロエチレンによる汚染井戸が杉名沢地区で3本、深沢地区で1本、またテトラクロロエチレンによる汚染井戸が竈地区で1本それぞれ判明したことから、有機塩素系化合物使用事業場に対する指導を強化し、地下水汚染の防止及び汚染地区での汚染物質除去対策に努めています。また、地下汚染防止対策には広域的な監視が必要となるため、平成元年に東部地域の5市4町で『静岡県東部五市四町地下水汚染防止対策協議会』を設立し、地下水汚染の未然防止活動を実施しています。

現在、杉名沢地区では浄化対策を継続していますが、他の3地区では汚染が改善されています。

■ 水質汚濁防止法に基づく規制基準

(単位：mg/l以下)

項目	トリクロロエチレン (TCE)	テトラクロロエチレン (PCE)	1,1,1-トリクロロエタン (MC)	四塩化炭素 (TCM)	ジクロロメタン (DCM)
公共用水域への排出基準	0.3	0.1	3	0.02	0.2
地下浸透に関する基準	0.002	0.0005	0.0005	0.0002	0.002

■ 地下水及び水道水に関する基準

(単位：mg/l以下)

項目	トリクロロエチレン (TCE)	テトラクロロエチレン (PCE)	1,1,1-トリクロロエタン (MC)	四塩化炭素 (TCM)	ジクロロメタン (DCM)
地下水の環境基準	0.01	0.01	1	0.002	0.02
水道水の水質基準	0.01	0.01	0.3	0.002	0.02

■ 有機塩素系化合物使用事業場数及び使用量

(単位：kg)

調査年度	事業場数	使用量合計	(TCE)		(PCE)		(MC)		(DCM)	
			社数	使用量	社数	使用量	社数	使用量	社数	使用量
工場・事業場										
25	6	23,101	2	17,700	0	0	0	0	4	5,401
26	6	27,589	2	22,856	0	0	0	0	4	4,733
クリーニング店										
25	1	200	0	0	1	200	0	0	0	0
26	1	160	0	0	1	160	0	0	0	0

(使用量は調査年度の前年度使用量となります。)

② 汚染井戸の状況

ア 永塚1号井戸

昭和62年12月の水質調査によって、0.016mg/lのテトラクロロエチレンを検出し、汚染が判明しました。汚染範囲、汚染源調査のためフィンガープリント法による周辺調査を実施しましたが、汚染機構の解明には至りませんでした。汚染判明後、汚染物質除去対策として井戸からの揚水を継続しており、平成11年度以降は地下水環境基準の0.01mg/lを下回る状況が続いています。

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
平均値/測定回数	0.003/5	0.003/5	0.002/5	0.002/5	0.002/5	0.002/5	0.0018/5
最 小 値	0.002	0.002	0.0016	0.0010	0.0016	0.0015	0.0017
最 大 値	0.004	0.004	0.0023	0.0030	0.0024	0.0026	0.0020

イ 杉名沢地区

平成元年9月の事業場周辺調査によって、3本の井戸からトリクロロエチレンによる汚染が判明しました。永塚地区とともにフィンガープリント法による周辺調査を実施した結果、ほぼ汚染範囲が特定されたため、平成4年度以降、調査井戸からの揚水ばっ気処理による汚染物質除去対策を継続しています。

(2本の井戸は平成7年と平成14年に廃止されています。)

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
平均値/測定回数	0.120/6	0.260/8	0.115/6	0.490/6	0.450/6	0.200/6	0.150/6
最 小 値	0.029	0.024	0.019	0.280	0.150	0.060	0.058
最 大 値	0.280	0.790	0.390	0.600	0.780	0.360	0.320

※網掛けの欄は、地下水基準の超過を示します

※平成26年11月より環境基準値が0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に改正されました

ウ 深沢、竈地区

平成元年10月の市内井戸詳細調査によって、深沢地区でトリクロロエチレン汚染井戸1本と竈地区でテトラクロロエチレン汚染井戸1本が判明しました。深沢地区では、近隣事業場及び周辺調査を実施しましたが、汚染範囲は解明できませんでした。竈地区では、周辺に当該物質を使用していた事業場がなく、過去の状況も不明です。

両地区とも汚染井戸及び周辺井戸の監視を継続しており、平成11年度以降は地下水環境基準を下回る状況が続いています。

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
竈	平均値/測定回	0.001/2	0.002/2	0.0007/2	<0.0005/2	0.001/2	0.006/2	0.0007/2
	最 小 値	0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	最 大 値	0.001	0.002	0.0007	<0.0005	0.001	0.0006	0.0007
深沢	平均値/測定回	<0.0005/2	0.001/2	<0.0005/2	<0.0005/2	<0.0005/2	<0.0005/2	<0.0005/2
	最 小 値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	最 大 値	<0.0005	0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005

8 ダイオキシン類

(1) 概要と環境基準

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナ-ポリ塩化ビフェニル(コプラナ-PCB)を総称したもので、主に廃棄物焼却炉などで物を燃やすことによって発生し、動物実験から非常に強い毒性と発ガン性があることがわかっています。

ダイオキシン類は、常温では無色無臭の固体でほとんど水に溶けませんが、脂肪などには溶けやすい性質を持っており、環境中に排出されたダイオキシン類は食物連鎖を通して次第に濃縮されながら人間の体内に取り込まれることから、平成12年1月15日にはダイオキシン類対策特別措置法が施行され影響の未然防止が図られています。

■ 環境基準

耐容一日摂取量	体重 1 kg あたり 4 pg-TEQ 以下	
環境基準	大気 (年平均値)	0.6 pg-TEQ/m ³
	水質	1 pg-TEQ/l
	地下水	1 pg-TEQ/l
	土壌	1000 pg-TEQ/g

■ 規制の経過：

- 平成 2 年 12 月 ダイオキシン類発生防止等ガイドライン(旧ガイドライン)公表
 - ・ 焼却炉のダイオキシン類低減対策、排出濃度の提示
- 平成 9 年 1 月 23 日 ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン(新ガイドライン)公表
 - ・ 焼却炉の緊急対策、恒久対策の濃度基準の設定
- 平成 9 年 12 月 1 日 大気汚染防止法施行令一部改正の施行
 - ・ 廃棄物焼却炉他 1 施設の排出規制
- 平成 12 年 1 月 15 日 ダイオキシン類対策特別措置法施行
 - ・ 大気関係 5 施設、水質関係 7 施設の排出規制
 - ・ 大気、水質、土壌の環境基準の設定
- 平成 13 年 3 月 26 日 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正
 - ・ 廃棄物焼却炉の構造基準の強化(平成 14 年 12 月 1 日施行)
- 平成 20 年 4 月 1 日 ダイオキシン類対策特別措置法施行令改正の施行
 - ・ 毒性等価係数の見直し

(2) 汚染の状況

① 大気環境の調査結果

静岡県が、平成9年12月に市立西保育園で実施した大気中のダイオキシン類調査で比較的高い値が検出されたため、市では、平成10年度から県と協力して調査を進めるとともに、ダイオキシン類低減対策として主な排出源である安易なごみ焼却や野焼きの自粛などの広報に努めています。

この調査結果（年平均値）を環境基準値と比較すると、全ての地点で基準値を下回っています。

大気環境中のダイオキシン類調査結果

調査年度	調査場所	調査主体	春、夏、秋、冬各一回、計四回調査の年平均ダイオキシン類濃度	基準値
			単位：pg-TEQ/m ³	
13	市役所農業研修センター	県	0.083	年平均値で 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 (環境基準値)
	二の岡区コミュニティ供用施設	市	0.061	
	神山小学校		0.13	
14	市役所農業研修センター	県	0.054	
	市役所玉穂支所	市	0.047	
	富士岡小学校		0.058	
15	市役所農業研修センター	県	0.055	
	原里第一保育園	市	0.045	
16	市役所農業研修センター	県	0.084	
	沼津公共県職業安定所御殿場出張所	市	0.16	
17	市役所農業研修センター	県	0.085	
	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0.078	
18	市役所保健センター	市	0.025	
	市役所農業研修センター	県	0.036	
19	市役所農業研修センター	県	0.029	
20	市役所農業研修センター	県	0.017	
21	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0.017	
22	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0.018	
23	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0.024	
24	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0.022	
25	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0.015	
26	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0.017	

②土壌の調査結果

ダイオキシン類は、主にごみの焼却施設から発生します。市内では、湯沢平清掃センターがごみ焼却施設として昭和43年から平成10年までの30年間稼動していたため、平成13年度は、その周辺の土壌調査を実施しました。

その結果、湯沢平公園の旧清掃センター寄りの土壌で67pg-TEQ/gのダイオキシン類が検出されましたが、土壌環境基準値の1,000pg-TEQ/g以下(コプラ-PCBを含む)に対しては基準値を下回る状況でした。

土壌中のダイオキシン類調査結果

調査年度	調査場所	調査主体	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/g)	基準値
1 1	森の腰区公民館グラウンド	県	0. 8 4	1,000 pg-TEQ/g 以下
1 2	御殿場中学校グラウンド	県	1. 0	
	西保育園南側グラウンド	市	0. 5 1	
	富士岡小学校グラウンド	市	4. 0	
1 3	御殿場市児童館グラウンド	県	0. 1 2	
	原里中学校グラウンド	市	1. 6	
	湯沢平公園北東側グラウンド	市	6 7	
1 4	玉穂小学校グラウンド	市	2. 4	
1 5	玉穂第1保育園グラウンド	県	0. 9 9	
	北畑地区児童厚生体育施設	市	1. 4	
1 6	杉名沢コミュニティーセンター	県	2. 8	
1 7	原里小学校グラウンド	県	0. 8	
1 8	玉穂地区東広場	市	0. 0 3 3	
1 9	原里西幼稚園	県	0. 0 5 8	
2 3	清掃センター跡地(客土部分)	市	2. 3	
	清掃センター跡地(地山部分)		7 7	
	老人福祉センター跡地北側		5 4	
	老人福祉センター跡地南側		1. 9	

(3) ダイオキシン類汚染防止対策

平成12年1月15日に施行されたダイオキシン類対策特別措置法の規定による特定施設の届出状況及び規制基準は次のとおりです。

① 特定施設の届出状況

平成27年3月31日現在

施設番号	特 定 施 設	事業場数	施設数
■ 大気関係			
法施行令 別表第1第5号	廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が一時間当たり50キログラム以上のもの	9	10 (内2休止中)

② 規制基準（抜粋）

■ 大気関係

単位：ng-TEQ/m³N

	焼却能力	設置の工事着手日		
		H12.1.15 以降	H9.12.1～ H12.1.14	H9.12.1 以前
		新設基準	一部既設基準	既設基準
別表第1第5号 廃棄物焼却炉	4t/h以上※	0.1	0.1	1
	4t/h未満～2t/h※	1	1	5
	2t/h未満～200kg/h※	5	5	10
	200kg/h未満～50kg/h	5	10	10

※ 廃棄物焼却炉であって、火格子面積が2 m²以上又は焼却能力が200Kg/h以上のもの（廃掃法、大防法で既に廃棄物焼却炉に該当していたもの）

第5章 廃棄物等

1 廃棄物処理基本方針

ごみゼロ社会を目指したリサイクルシステムを構築するためには、行政の施策によるごみの排出抑制・資源化・再利用促進のみならず、一人一人のライフスタイル、消費活動の形態、経済活動における生産・流通システム等、多面的な見直しを図るとともに、ごみは処理・処分するものという考え方を、資源化・再利用を前提とする方向に改めなければならない。

本市は、ごみの資源化・再利用に係る施策を率先して実施し、住民・事業者に対し指導・啓発・周知を図り、ごみの排出抑制・資源の有効利用と分別収集の徹底を強化し、排出ごみの資源化・減量化のため処理施設及び処理体制の整備と維持管理、収集運搬事業の効率化を推進していく。

以上の基礎事項を念頭に、循環型社会を形成するため、基本方針を次のように定める。

(1) 循環型ライフスタイルへの変革

大量生産・大量消費を是正するため、意識啓発を促進し、循環型ライフスタイルの定着を図る。

(2) 社会システムの整備

資源が円滑に循環し、有効利用されるような社会システムの整備を推進し、地域社会の永続的な発展を図る。

(3) 自然環境との調和

ごみの資源化・再利用化を推進し、ごみの安定化・無害化を強化することにより資源の温存と環境保全を図る。

(4) 生活環境の向上

安全かつ利便性の高い生活ができるよう、ごみの適正処理に努める。

(5) 地域社会の連携

循環型社会の形成は、住民、事業者、行政がその役割を果たして初めて実現することができる。そのため、地域社会全体で資源循環を推進する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないこととされています。

本市は、上記基本方針を具体化するため、長期的視点に立った市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画(一般廃棄物処理基本計画)と、基本計画に基づき各年度ごとに、一般廃棄物の排出抑制、減量化、資源化、再生利用の推進、収集、運搬、処分等の計画(一般廃棄物処理実施計画)を定めています。

このうち一般廃棄物処理基本計画は、10年から15年間の長期計画とし、概ね5年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うこととされています。

2 廃棄物行政のあゆみ

年	月	内 容
S37		御殿場駅周辺においてごみ収集を開始する。 ・トラック 1 台、リヤカー 1 台、職員 4 人 ・ごみ処理費 30 円／1 世帯当たり月
42		ロータリー車によるごみ収集を開始
43		ごみ処理費を無料にする。 御殿場駅周辺においてごみ集積所を定める。
45		市全域で、週に 1 回燃えるごみの回収を開始する。
49		市全域で、週に 2 回燃えるごみの回収、月 2 回燃やせないごみの回収を開始する。
H2		モデル地区（原里、印野地区）を設定し、ごみの分別収集を実施する。 （平成 2 年から 3 年）
	9	粗大廃棄物処理場に三軸ロール型の破砕機を設置する。
5	3	市のごみ処理に関し、長期的かつ総合的にどうあるべきかを審議するため、市民、知識経験者、市関係者で「ごみ処理基本計画策定委員会」を組織し、ごみ処理基本計画を策定する。
6	1	市内神場地区にリサイクルセンターを建設し、アルミ缶、スチール缶選別機及びビンの選別ラインを稼動する。
	4	フロン回収機を設置する。 御殿場市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び施行規則の全部改正をする。 主な改正内容 ・ごみ処理について、市民、事業者及び市それぞれの責任を明確にした。 ・家庭から排出される粗大ごみの有料化、事業所から排出される不燃ごみ（埋立ごみ）の有料化を実施する。 ・ごみ減量等推進審議会の設置、ごみ減量等推進員の委嘱
	6	家庭から排出される粗大ごみ、事業系埋立ごみの有料化を実施する。 市内全域でごみの 5 分別収集を開始する。 分別内容 ・可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ ごみ袋で集積所に排出 ・カン・ビン 集積所でコンテナ回収 ・古紙（新聞、雑誌、ダンボール） 種類ごとに梱包し、集積所に排出 ・粗大ごみ リサイクルセンターに自己搬入 ・有害ごみ（乾電池） 集積所に透明袋で排出 ごみ減量等推進審議会を設置し、ごみ袋の指定及びごみ処理有料化等の諮問事項を審議する。

年	月	内 容
	10	ごみ減量等推進審議会からごみ袋の指定、ごみ処理有料化及び基金について答申を受ける。
6	12	ごみ袋の指定及びごみ処理有料化に係る条例及び施行規則の一部改正を行う。
7	7	ごみ袋の指定及びごみ処理有料化の施行、ペットボトル及びトレイの店頭回収を実施する。
	12	ごみ減量等推進審議会から粗大ごみの出張収集について答申を受ける。
8	3	粗大ごみの出張収集に係る条例及び施行規則の一部改正及び一般廃棄物の減量等推進基金条例を制定する。 ごみ減量等推進審議会から適正処理困難物の指定、有害ごみの処理及びごみ発生抑制について答申を受ける。
	6	粗大ごみの出張収集を開始する。
9	4	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）施行に伴いペットボトルの処理方法を変更する。
10	4	御殿場・小山 RDF センター（御殿場市・小山町広域行政組合）運用開始に伴いプラスチック類、ゴム、皮革製品を不燃ごみから可燃ごみに変更する。 ごみ収集（燃やせるごみ）の一部民間委託を開始する。
12	4	カセット・ビデオテープ、使い捨てライター、焼却灰の回収方法を変更する。 一般廃棄物最終処分場を供用開始する。 資源ごみ収集（カン、ビン）の民間委託を開始する。 前処理施設において不燃ごみの分別を開始する。 生ごみ堆肥化モニター事業を開始する。
13	3	一般廃棄物処理基本計画を改定する。（H13～27）
	4	家電リサイクル法施行に伴い、テレビ、エアコン、冷蔵庫及び洗濯機の受入を廃止する。 資源ごみ収集（古紙）の全面民間委託を開始する。
	5	ごみ処理有料化を再検討するため、指定ごみ袋無料化懇談会を設置する。
	7	生ごみ堆肥化モデル地区事業（湯沢区 90 世帯）を開始する。
	10	指定ごみ袋無料化懇談会から指定ごみ袋の無料化の方法とごみ減量化に係る施策について提言書が提出される。 ごみ減量等推進審議会に対し、指定ごみ袋による廃棄物処理手数料の無料化及びごみ減量化について諮問する。
	11	ごみ減量等推進審議会から、指定ごみ袋による廃棄物処理手数料の無料化及びごみ減量化について答申を受ける。

年	月	内 容
	12	指定ごみ袋の一部無料化に伴う条例及び施行規則の一部改正を行う。
14	2	指定ごみ袋の一部無料化に伴い地域説明会（50箇所）を実施する。
	4	<p>機構改革により、環境衛生課及び環境保全課が統合され環境課となり、課内に廃棄物管理事務所が設置される。</p> <p>指定ごみ袋によるごみ処理手数料の一部無料化を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定ごみ袋引換券 14 枚（袋の枚数 140 枚）までは無料 ・指定ごみ袋引換券がない場合 30 ㊦指定ごみ袋 1 枚につき 100 円 45 ㊦指定ごみ袋 1 枚につき 150 円 <p>ごみ減量対策実行プログラム（平成 14 年度から平成 19 年度まで）を定め、各年度ごと減量数値を設定し、ごみ減量対策を実施する。</p> <p>生ごみ処理機補助金の新設及び増額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用生ごみ処理機 限度額を 20,000 円から 35,000 円に増額 ・事業所用生ごみ処理機 購入額の 1/3 以内で限度額 1,500,000 円（新設） <p>ボカシ購入者への補助制度を定める。（1/2 補助）</p>
	6	<p>6 月をごみ減量月間と定める。</p> <p>ごみ減量大作戦実行委員会を組織し、市民、事業所、行政が一体となったごみ減量対策に取り組む。</p> <p>許可業者及び事業所の立入り、指導を開始するとともに、御殿場・小山 RDF センターに職員を派遣し、ごみ搬入指導及びごみ質調査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期 間 6 月～11 月までの日曜、祭日を除く毎日 ・動員職員数 487 人
	8	生ごみ堆肥化モデル地区事業（森之腰区 520 世帯、湯沢区 60 世帯）を開始する。
15	4～	生ごみ堆肥化モデル地区事業（新橋・森之腰区、湯沢区）を前年度に引き続き実施した。
	11	<p>ペットボトル・トレイの拠点回収箇所を公民館・コミセン 18 箇所に新設。</p> <p>マイバッグを作製し（28,000 個）全戸配布しごみ減量を図る。</p>
	12～ 16.3	マイバッグキャンペーンを実施。50 ポイントで一回抽選ができ、市内 7 会場延べ 13 回抽選会を実施した。2,460 人の来場があり、レジ袋 123,000 枚の削減でおよそ 1.23 t の減量につながった。
16	3	<p>平成 16 年 4 月 1 日施行の指定ごみ袋に記名等の記入をお願いする地区説明会を開催した。</p> <p>可燃、不燃ごみ等を品目ごとに五十音順に整理し、冊子「ごみ分別マニュアル」にまとめて全戸配布した。</p>
	4～3	生ごみ堆肥化モデル地区事業（新橋・湯沢区）を前年度に続き実施した。

年	月	内 容
16	4	<p>生ごみ処理機補助金の新設及び増額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭用生ごみ処理機 限度額を 35,000 円から 50,000 円に増額 ・ 事業所用生ごみ処理機 購入額の 1/2 以内で限度額 5,000,000 円に増額 <p>単身世帯への指定ごみ袋引換券を 7 枚に設定する。 指定ごみ袋に記名等の記入を義務化する。</p>
	10	<p>条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ減量等推進員の人員を 100 人から 120 人に増員 ・ 廃棄物手数料中のパーソナルコンピューターを削除し、除湿機を追加 ・ 減量計画を義務付けている大規模事業所の床面積 3,000 m²以上を 1,000 m²以上に拡大 ・ 一般廃棄物処理業の許可日 1 月 1 日を 4 月 1 日に変更
	11	指定ごみ袋の形状をロール式に移行する。
17	2	紙の分別マニュアルを全戸配布し、分別と資源化の徹底を図る。
	3	指定ごみ袋引換券を郵送化した。
	10	<p>10 月を 3R 推進月間と定め、各種キャンペーン事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3R 啓発事業（広報 10/5 号掲載、懸垂幕・パネル掲示） ・ 集積所の街頭・巡回指導、RDF センターごみ搬入調査などを実施
18	3	<p>一般廃棄物処理基本計画を改定する。(H17～32)</p> <p>家庭用のごみ減量ガイドブック及びごみ収集計画表を作製し全戸配布</p>
	5	ごみ減量大作戦実行委員会にて、ごみ減量大作戦実行店・事業所認定制度が承認され実施
	8	神場字大通 2341-1 に設置した粗大廃棄物処理場を 8 月末で閉鎖、併せてリサイクルセンターでの粗大ごみ自己搬入の受付を停止
	9	一般廃棄物最終処分場隣接地（神場 2536-22）へ粗大廃棄物処理場が移転、供用開始
19	1	新大野原最終処分場に係る一般廃棄物の埋立処分終了届出書を提出
	2	事業系ごみ減量大作戦ガイドブックを作製し事業所に配付
	3	可燃性粗大破碎ごみを富士宮市所在のサーマルリサイクル施設に処分委託開始（御殿場市・小山町広域行政組合）
	6	神場不燃物最終処分場に係る一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書を提出。廃止確認通知書（平成 19 年 6 月 5 日環廃第 53 号の 2）受理
	10	神場不燃物最終処分場跡地の公園整備のため、㈱東富士が土地の形質の変更届出書を県に提出。受理通知（平成 19 年 10 月 31 日環廃第 424 号）
20	4	有機資源循環推進事業生ごみ回収（新橋区、湯沢区）を開始。
	9	レジ袋無料配布中止（有料化）を食料品大型スーパー等で開始
	10	粗大廃棄物処理場へのアクセス道路の拡張工事が完了。供用開始
21	4	新ごみ処理施設懇話会を計 5 回開催した。
	9	有機資源循環推進事業生ごみ回収地区（森の腰区）を拡大。

年	月	内 容
22	5	ごみ減量等市民懇話会を計5回開催した。
	6	高齢者等声かけごみ収集支援事業を実施
	10	指定ごみ袋の形状を平袋式に移行する。
	12	ごみ減量等推進審議会に対し、一般廃棄物処理基本計画について諮問する。
23	2	ごみ減量等推進審議会から、一般廃棄物処理基本計画について答申を受ける。
	3	一般廃棄物処理基本計画を改定する。
	4	有機資源循環推進事業の民間委託を開始 ・家庭系（湯沢区、森之腰区、新橋区及び萩原区の一部）生ごみの収集、運搬、処理及び事業系生ごみの処理を民間施設（ゆめかまど）で実施 生ごみ処理機補助金制度の一部変更 ・事業所用生ごみ処理機の補助を廃止 ・家庭用生ごみ処理機 限度額を50,000円から30,000円に減額
	12	再資源化を目的とした使用済蛍光管の拠点回収を市内12箇所で開始
24	4	ごみ分別出前講座を開始する。
	8	使用済蛍光管の拠点回収箇所を4箇所増設し、全16箇所とする。
	10	使用済小型家電リサイクル事業の試行を開始する。 (リサイクルセンターでの拠点回収及び不燃ごみからの抜き取り)
25	4	機構改革により、環境課内の廃棄物管理事務所はリサイクル推進課となった。
	5	ごみ減量等市民懇話会を計6回開催した。（第2回は小山町と合同）
	8	発泡スチロールの拠点回収を始める（旧清掃センター跡地）
	8	パーソナルコンピュータを小型家電回収の対象品目として追加。 また、「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」（環境省）にて小型家電回収用コンテナ4台の申請採択がされた。（H26.2供与）
	12	ごみ減量等推進審議会に対し、ごみの分別区分及び指定ごみ袋制度について答申を受ける。
26	3	ごみ減量等推進審議会から、ごみの分別区分及び指定ごみ袋制度について答申を受ける。
	11	新ごみ焼却センター試験稼働する。
	11	家庭ごみの出し方地区説明会を開始する。
	12	家庭ごみの出し方個別説明会を開始する。
	12	事業系ごみ減量ガイドブックの改訂版を市内の全事業所3,421ヶ所に送付する。
27	2	家庭用ごみ減量ガイドブックの改訂版を全世帯に配布する。
27	2	「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」を市内4団体と締結。

3 ごみ処理の状況

(1) ごみ発生量（年度別）

（単位：トン）

分別区分			26年度	25年度	24年度	23年度	22年度	
可燃ごみ	家庭系	市収集(委託)	13,834	13,672	13,735	13,605	13,551	
		市民直接搬入	171	209	220	204	220	
		生ごみ	164	167	173	167		
	事業系	事業所直接搬入	379	423	430	449	449	
		許可業者	9,791	9,806	9,498	9,296	9,464	
		許可業者 生ごみ	334	281	414	404		
		自衛隊3駐屯地	96	100	118	*67	*80	
小計			24,769	24,658	24,588	24,192	23,764	
不燃ごみ	家庭系	市収集(直営)	697	622	654	696	694	
		市民直接搬入	72	95	57	51	37	
		店舗回収	4	4	3	1		
	事業系	事業所直接搬入	1	1	1	4	2	
		許可業者	30	29	31	28	27	
		自衛隊3駐屯地	0	0	0	0	0	
		小計			804	751	746	780
粗大ごみ	家庭系	市収集(直営)	37	35	28	29	32	
		市民直接搬入	826	780	825	825	796	
	小計			863	815	853	854	828
資源ごみ	家庭系	市収集	直営	0	0	0	0	0
			委託	2,259	2,727	3,217	3,619	3,828
		市民直接搬入		104	61	31	21	15
		店舗回収		182	190	191	186	194
	事業系	事業所直接搬入		14	13	13	13	16
		許可業者		0	0	0	0	0
		自衛隊3駐屯地		24	29	32	34	36
小計			2,583	3,020	3,484	3,873	4,089	
有害ごみ	家庭系	市収集(直営)		25	28	24	27	28
	小計			25	28	24	27	28
合計	家庭系	市収集	直営	759	685	706	752	754
			委託	16,257	16,566	17,125	17,391	17,379
		市民直接搬入		1,173	1,145	1,133	1,101	1,068
		店舗回収		186	194	194	187	194
	小計			18,375	18,590	19,158	19,431	19,395
	事業系	事業所直接搬入		394	437	444	466	467
		許可業者		10,155	10,116	9,943	9,728	9,491
		自衛隊3駐屯地		120	129	150	101	116
	小計			10,669	10,682	10,537	10,295	10,074
合計			29,044	29,272	29,695	29,726	29,469	

*は演習部隊の搬入量が含まれている。

1人1日当たり排出量

区分 年度	人 口 (人)	1人1日当たり 排出量(グラム)
平成22年度	90,150	924
平成23年度	90,178	934
平成24年度	90,063	942
平成25年度	89,585	932
平成26年度	89,283	928

※人口は外国人登録数を含み、須釜の人口は除く。

※排出量は、ごみ発生量(p101)に資源回収団体による資源回収量(p106)を加えたもの。

※21年度までの人口は各年度4月1日現在を使用、22年度から10月1日現在の人口を使用する。

4 ごみ減量に関する取組み

(1) 生ごみ処理容器等購入事業補助金交付制度

ごみの減量化及び資源化を図るため、生ごみ処理容器等を購入する者に対し、補助金を交付するものです。

補助の対象は、生ごみを堆肥化するための容器又は生ごみの水分を機械的に除去し、当該生ごみを減量化若しくは堆肥化するための機械です。

生ごみ処理容器等購入事業補助金の額(平成27年4月1日現在)

区分	生ごみ処理容器	生ごみ処理機械
一般世帯	購入費の2分の1以内 限度額4,000円 1回に2個分まで申請可能	購入費の2分の1以内 限度額30,000円 5年につき1台申請可能

生ごみ処理容器等設置数 (単位:基)

区分 年度	生ごみ処理容器		電動生ごみ処理機		合 計
	コンポスト (H1から補助)	水切りバケツ (H6から補助)	家庭用 (H11から補助)	事業用 (H22まで補助)	
平成1~21年度	2,693	4,152	1,327	11	8,183
平成22年度	3	23	51	2	79
平成23年度	3	15	22		40
平成24年度	4	6	17		27
平成25年度	8	4	29		41
平成26年度	7	2	24		33
合 計	2,718	4,202	1,470	13	8,403

※事業所及び共同設置者への補助は平成23年度から廃止。

(2) マイバッグ持参率

平成20年度ごみ減量大作戦実行委員会において、「レジ袋削減に向けた取組み」が協議、承認され、平成20年9月からレジ袋無料配布中止（有料化）を実施しています。

市内レジ袋無料配布中止協力店（18店舗）マイバッグ持参率

年度 \ 区分	持参率
平成22年度	84.6%
平成23年度	85.5%
平成24年度	85.0%
平成25年度	85.9%
平成26年度	85.7%

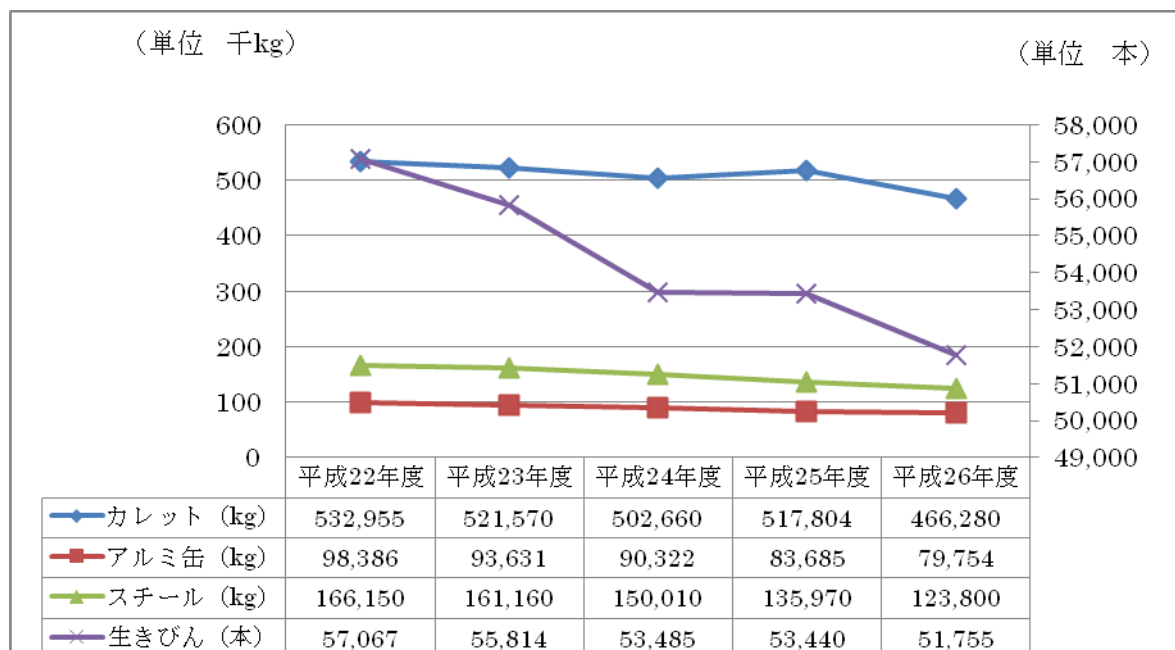
* 平成20年9月実施時の起算率 82.8%

5 ごみ資源化の状況

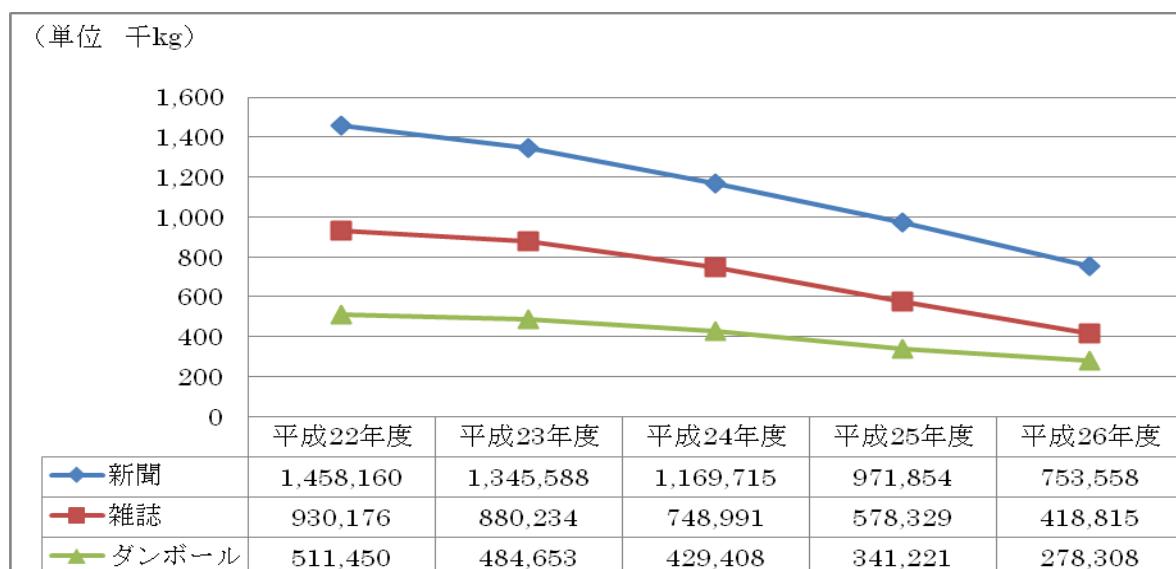
(1) 資源ごみの再資源化実績

市では次のものを資源として回収し、再資源化をしています。

① ビン・缶



② 古紙



③ ペットボトル・トレイ・発泡スチロール

年度	区分	ペットボトル	トレイ	発泡スチロール	合計
		資源化量 (kg)	資源化量(kg)	資源化量(kg)	資源化量(kg)
平成22年度		193,320	8,415	—	201,735
平成23年度		188,690	8,313	—	197,003
平成24年度		183,500	8,058	—	191,558
平成25年度		186,980	8,038	290	195,308
平成26年度		183,680	5,930	1,000	190,610

※発泡スチロールは平成25年8月から、リサイクル推進課で試行回収（無料）を開始

④ 使用済小型家電（拠点回収）※資源ごみとしての区分 (単位：kg)

年度	区分	リサイクルセンター	粗大処理場	合計
平成24年度		9,390	—	9,390
平成25年度		16,510	26,480	42,990
平成26年度		15,760	63,010	78,770

※平成24年10月から、リサイクルセンターで試行回収（無料）を開始

※平成25年8月から、粗大処理場で試行回収（無料）を開始

⑤ 使用済小型家電（施設回収）※不燃ごみとしての区分 (単位：kg)

年度	区分	処分量
平成24年度		52,420
平成25年度		95,080
平成26年度		87,370

※平成24年10月から、前処理施設・粗大処理場で職員が分別した小型家電

(2) 資源ごみ以外の再資源化実績

その他、市では不燃ごみや粗大ごみ・有害ごみとして収集したごみのうち、資源化が可能なものについては次のとおり再資源化しています。

① 収集ごみの再資源化実績

(単位：k g)

区分		年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
鉄	鉄くず		162,095	167,570	231,040	208,420	316,625
	鉄(ごみ混じり)		196,830	193,140	105,960	142,650	81,220
アルミ	アルミ		4,235	4,635	11,495	19,830	45,480
	アルミ(ごみ混じり)		22,890	21,050	15,290	27,550	9,460
銅			13,270	14,070	11,610	7,690	10,020
モーター			0	1.360	0	0	0

② 有害ごみ(乾電池)

年度	区分	処分量(kg)
平成 22 年度		26,070
平成 23 年度		25,860
平成 24 年度		23,870
平成 25 年度		21,980
平成 26 年度		22,420

③ 使用済蛍光管(拠点回収)

年度	区分	処分量(kg)
平成 23 年度		830
平成 24 年度		3,350
平成 25 年度		3,920
平成 26 年度		4,440

※平成 24 年 8 月から回収箇所を 4 箇所増設し、全 16 箇所回収

※平成 25・26 年度各 1 箇所増設し、全 18 箇所回収

6 資源回収団体による資源ごみ回収

ごみの再資源化、環境美化及び資源の有効利用に対する市民の意識高揚を図るため、御殿場市内の地域住民で組織する団体が実施する資源回収に対し奨励金を交付しています。

(単位：kg)

年度	区分	団体数	カン	ビン	古紙	古布	牛乳P	合計
平成 22 年度		86	21,084	861	815,705	14,570	94,000	946,220
平成 23 年度		88	27,121	429	957,352	14,156	101,107	1,100,165
平成 24 年度		84	31,691	492	1,125,247	18,653	107,846	1,283,929
平成 25 年度		91	29,274	469	1,023,998	18,450	116,460	1,188,651
平成 26 年度		90	30,370	475	1,138,168	15,538	18,872	1,203,423

※資源回収奨励金は、10 円/kg

7 ごみ収集

(1) ごみの収集体系

家庭からごみ集積所及び指定場所へ排出されるごみ（一般廃棄物）は、市が回収し、事業所から排出されるごみ（事業系一般廃棄物）は、事業所の責任において処理をします。

ごみの種類		排出先	収集回数等	収集	処理料有無
可燃ごみ	可燃	集積所	週2回	委託	一部無料(指定袋制)
	生ごみ (一部地域)	集積所			無料
不燃ごみ	不燃	集積所	月2回	直営	一部無料(指定袋制)
	蛍光管	拠点回収	随時	委託	無料
	小型家電				
資源ごみ	ビン	集積所	月2回	委託	無料
	缶				
	古紙				
	ペットボトル	拠点回収	随時		
	トレイ				
	発泡スチロール				
粗大ごみ	自己搬入分	粗大処理場	月～金 最終日曜日	—	有料
	出張収集	軒先	電話予約制	直営	有料
有害ごみ	乾電池等	集積所	月2回	直営	無料
処理困難物	テープ類	拠点回収	随時	委託	無料

(2) ごみ集積場設置数

ごみの排出場所は指定されたごみ集積所となっています。ごみ集積所は利用者及び区長からの要望により調査、確認の後、設置、移動及び廃止をしており、その管理はごみ集積所を利用している皆様に自主管理をお願いしています。

ごみ集積所は、年々増加傾向にあります。アパート・マンション及び分譲地等の増加によるものが主なものとなっています。

(単位：箇所)

年 度	年度当初	増	減	移動	年度末
平成 22 年度	1,096	8	3	4	1,101
平成 23 年度	1,101	4	2	9	1,103
平成 24 年度	1,103	7	0	15	1,110
平成 25 年度	1,110	7	2	6	1,115
平成 26 年度	1,115	6	0	11	1,121

(3) 粗大ごみ出張収集

粗大ごみの運搬手段がない家庭を対象に、電話による事前予約により粗大ごみの出張収集（軒先回収）を行っています。

区分 年度	出張日数 (日)	件数 (件)	収集重量 (kg)	処理手数料 (円)
平成 22 年度	208	563	31,640	1,712,100
平成 23 年度	218	568	28,910	1,544,200
平成 24 年度	227	565	27,600	1,483,600
平成 25 年度	223	665	35,040	1,879,400
平成 26 年度	212	615	36,560	1,955,400

8 不法投棄

ごみは、市内の様々な場所に不法に投棄されることがありますが、これらの処理については、不法投棄者、土地の管理者又は市が実施しています。

(単位：件)

区分 年度	不法投棄発見数	市処理数	不法投棄者処理数
平成 22 年度	191	188	3
平成 23 年度	186	186	0
平成 24 年度	161	158	3
平成 25 年度	158	155	3
平成 26 年度	106	102	4

9 河川清掃

住宅周辺の川や道路の清掃は、環境美化活動の一環として市内各区の年間事業活動の一つに組み込んでいただき実施しています。

環境美化活動を実施した区に対して、回収ごみを施設に搬入した年間出動車両数に応じて、予算の範囲内で報奨金を交付しています。

区分 年度	年間出役延べ人数 (人)	年間出動車両数 (台)
平成 22 年度	34,155	286
平成 23 年度	29,617	258
平成 24 年度	34,744	283
平成 25 年度	28,704	289
平成 26 年度	30,183	251

10 道路上における動物の死体処理件数

道路上における動物の死体はごみとしての取扱いとなり、市が収集をしています。処理については、一時保管をした後、専門業者へ処分を委託しています。

(単位：件)

区分 年度	処理数
平成 22 年度	334
平成 23 年度	357
平成 24 年度	441
平成 25 年度	437
平成 26 年度	476

1 1 墓地、埋葬等に関する許可

市及び法人に対し、墓地等の経営の許可・変更の許可・廃止の許可個人に対し、廃止の許可をしています。

(単位：件)

区分 年度	経営許可	変更許可	廃止許可
平成 22 年度	0	2	2
平成 23 年度	0	0	4
平成 24 年度	0	1	3
平成 25 年度	0	2	6
平成 26 年度	0	0	4

1 2 犬の登録

犬の飼い主には、法律により飼い犬の登録が義務付けられています。これは、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止及び撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的としています。

犬の登録頭数は次のとおりです。

(単位：頭)

区分 年度	犬の登録頭数	新規の犬登録頭数
平成 22 年度	5,623	333
平成 23 年度	5,638	424
平成 24 年度	5,373	405
平成 25 年度	5,119	446
平成 26 年度	4,951	424

1 3 廃棄物処理施設

(1) 御殿場市リサイクルセンター

【施設の目的】

- ① 資源ごみの集荷場所（ビン、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶）
- ② 集荷された資源ごみの選別及び圧縮等による再生原料化

【施設概要】

- ① 所在地 御殿場市神場 1 8 6 2 - 2
- ② 敷地面積 4,459.84 m²（駐車場等用地 1,414 m²を含む）
- ③ 建物

ア 資源ごみ選別設備棟（鉄骨造一部 2 階建て）	861.84 m ²
イ 事務所（鉄骨造 2 階建て）	66.93 m ²
ウ 資源物倉庫（鉄骨造 2 階建て）	41.12 m ²
- ④ 設備機器・車両等

ア ビン選別ライン 1 ライン	ペットボトル選別と併用
処理能力 ビン	2 t / h
	ペットボトル 0.5 t / h（プレス物 30 個）
イ 缶選別ライン 1 ライン	
処理能力 鉄	2 t / h（プレス物 7.5 個）
	アルミ 0.4 t / h（プレス物 7.5 個）
ウ トラックスケール 秤量 10 トン	目量 10kg 載台 2m×4.5m
エ 作業車両等 フォークリフト ショベルローダー	各 1 台
- ⑤ 供用開始 平成 6 年 2 月

【処理方法】

- ① ビン
回収及び搬入されたコンテナからリターナブルビン（生きビン）約 11 種類（ビールビン・ウイスキー・一升ビン等 67 品目）を引き抜き、種類ごとにケースに収めます。
その後のワンウェイビンは、ベルトコンベアーに載せ、色別の担当者（無色・茶・緑・黒）の目視と手により各ヤードに落下させ、カレットにします。
- ② ペットボトル（平成 8 年 7 月稼動、平成 15 年 8 月減容機更新）
回収ボックスから回収されたペットボトルをベルトコンベアーに載せ、手選別でゴミや蓋、中身のあるもの、汚れている物を取り除き、減容機により概ね 8 分の 1 に圧縮梱包します。
- ③ 缶
回収及び搬入された缶を、ベルトコンベアーに載せ、磁選機を通して、スチール缶を抜き取りした後に渦電流を利用したアルミ選別機によりアルミ缶とゴミを選別します。

【処理実績】

①搬入量

(単位：k g)

区分		年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ビン	集積所（委託収集）		673,190	659,860	635,640	616,950	605,840
	市民直接搬入		4,080	4,650	5,170	6,470	9,080
	声かけごみ収集		540	540	790	750	550
	事業所直接搬入		10,530	8,680	8,800	10,210	11,420
	自衛隊		3,010	2,300	2,620	1,620	660
	その他		—	—	790	0	0
	計		691,350	676,030	653,020	636,000	627,550
缶	集積所（委託収集）		254,110	244,410	232,250	217,120	202,210
	市民直接搬入		10,210	16,240	16,340	10,460	10,850
	声かけごみ収集		150	210	300	300	190
	事業所直接搬入		4,610	4,180	3,950	1,610	1,550
	自衛隊		21,740	20,310	19,560	16,890	14,830
	その他		60	0	300	0	0
	計		290,880	285,350	272,400	246,380	229,630
ペットボトル	拠点（委託収集）		185,860	177,360	183,060	181,930	175,220
	市民直接搬入		630	700	790	860	810
	事業所直接搬入		680	240	660	830	710
	自衛隊		11,670	10,730	9,830	10,850	8,760
	その他		0	10	10	0	0
	計		198,840	189,040	194,350	194,470	185,500
合計			1,181,070	1,150,420	1,119,770	1,076,850	1,042,680

②処理及び資源化出荷量

ア ビン（生きビン）

年度	区分	処分量（本）	売却額（円）
平成 22 年度		57,067	187,535
平成 23 年度		55,814	181,382
平成 24 年度		53,485	171,418
平成 25 年度		53,440	173,041
平成 26 年度		51,755	164,390

イ ビン（カレット）

区分 年度	有価処分		委託処理分			
	無色（k g）	売却額（円）	茶（k g）	緑（k g）	黒（k g）	処分委託料（円）
平成 22 年度	264,385	264,385	179,350	68,120	21,100	915,120
平成 23 年度	257,525	257,525	172,435	73,170	18,440	912,970
平成 24 年度	248,680	248,680	165,340	69,440	19,200	881,720
平成 25 年度	238,860	238,860	147,170	73,180	18,430	862,430
平成 26 年度	237,740	237,740	149,280	64,160	15,100	789,220

ウ ペットボトル

年度 \ 区分	処分量（k g）	売却額（円）
平成 22 年度	193,320	4,888,373
平成 23 年度	188,690	9,680,634
平成 24 年度	183,500	8,170,885
平成 25 年度	186,980	8,570,901
平成 26 年度	183,680	9,929,301

エ 缶

区分 年度	アルミ缶		スチール缶	
	処分量（k g）	売却額（円）	処分量（k g）	売却額（円）
平成 22 年度	98,386	4,427,370	166,150	1,661,500
平成 23 年度	93,631	5,617,860	161,160	2,095,080
平成 24 年度	90,322	5,419,320	150,010	1,950,130
平成 25 年度	83,685	5,021,100	135,970	1,767,610
平成 26 年度	79,754	4,785,240	123,800	1,609,400

オ 残渣処分

（単位：k g）

年度 \ 区分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合計
平成 22 年度	3,020	34,360	2,460	39,840
平成 23 年度	2,410	32,890	7,460	42,760
平成 24 年度	2,570	33,980	5,380	41,930
平成 25 年度	3,310	28,190	4,530	36,030
平成 26 年度	4,650	23,890	3,140	31,680

- ※ 可燃ごみ（ペットボトルの蓋やラベル等）は、焼却センターへ搬入します。
- ※ 不燃ごみ（陶磁器類、プレスされずに落ちた金属類等）は、一般廃棄物最終処分場前処理施設へ搬入し、不燃ごみとして再処理します。
- ※ 粗大ごみ（ペットボトル搬入時のビニール袋）は、粗大場へ搬入します。

(2) 御殿場市粗大廃棄物処理場

【施設の目的】

- ① 家庭から排出される粗大ごみの受入れ
- ② 粗大ごみの選別や解体による資源化
- ③ 破砕等による他の施設が受け入れ可能な処理

【施設概要】

- ① 所在地 御殿場市神場 2 5 3 6 - 2 2
- ② 敷地面積 9, 5 0 0 m² (ストックヤード 2 8 0 m²)
- ③ 主要機器・什器車両等
 - ア 3軸ロール式破砕機 1基 処理能力 4. 3 1 t / 日 (5 h)
 - イ トラックスケール 2基 (出入各1基)
秤量 20 トン 目量 10 k g 載台 2.7m×5.4m
 - ウ 作業車両等 ショベルローダー 1台 フロンガス回収機 2台
- ④ 供用開始 平成 18 年 9 月 1 日

【処理方法】

処理場に搬入される粗大ごみは、車両ごとの積載重量を計量後、性状（可燃、不燃、金属類、解体品等）や品物（自転車、バイク、ベッドマットレス、除湿機等）により決めた場所へ仕分けて集積します。

可燃性粗大ごみは、破砕処理した後にサーマルリサイクル施設へ搬送します。不燃性粗大ごみは、選別や破砕処理した後に最終処分場前処理施設に搬出します。解体は、ドライバーやカッター等を使い、手作業で分解して可燃と不燃、金属（鉄、アルミ、銅、モーター等）等に選別します。選別された金属類等は、再資源原料として業者に引取り依頼します。

【処理実績】

① 搬入量

(単位：k g)

区分		年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自己搬入	不燃		1, 750	3, 210	1, 250	510	300
	粗大		796, 130	824, 730	825, 240	780, 010	825, 870
出張収集			31, 640	28, 910	27, 600	35, 040	36, 560
集積所不適回収			8, 490	6, 780	6, 150	6, 150	5, 660
不法投棄回収等			13, 820	13, 700	7, 930	10, 280	7, 850
減免搬入	個人減免		580	30	870	980	3, 070
	環境美化活動		62, 460	76, 230	76, 770	77, 200	93, 600
	演習場内清掃		1, 060	320	540	390	890
	火災・災害		45, 890	31, 870	7, 880	68, 590	31, 210
	その他		440	1, 960	730	630	320
施設間移動	前処理		20, 750	19, 620	101, 450	103, 250	121, 180
	リサイクル		2, 460	7, 460	5, 380	4, 530	3, 140
合計			985, 470	1, 014, 820	1, 061, 790	1, 087, 560	1, 129, 650

※ 施設間移動は、一般廃棄物最終処分場前処理施設に搬入された不燃ごみのうち、破袋作業により選別された金属類等を粗大廃棄物処理場の同類のものと一緒に処分するために移動したものです。

※ 施設間移動の不詳は、不明確であった上記の移動を粗大廃棄物処理場の移転時に導入した計量システムにより明確化した結果です。

②処理後の搬出量

(単位：k g)

年度	区分	可燃ごみ	不燃ごみ	埋立ごみ	鉄屑類等	合計
平成 22 年度		795,620	111,520	15,040	182,230	1,104,410
平成 23 年度		836,790	97,850	19,410	190,675	1,144,725
平成 24 年度		769,970	81,980	15,560	257,575	1,124,175
平成 25 年度		754,090	62,580	20,480	238,020	1,075,170
平成 26 年度		797,770	62,330	16,240	268,575	1,144,915

※可燃ごみ：RDF センター及びサーマルリサイクル施設への搬出量

不燃ごみ：前処理施設への搬出量 埋立ごみ：最終処分場への搬出量

鉄屑類等：鉄類、非鉄金属類として有価物として処分した物並びに不法投棄物回収に伴うタイヤ等処分を依頼した物

※ 破砕作業時における飛散防止対策の散水や雨水の混入、ストックヤード内に保管されている未処分在庫量等により①の搬入量とは一致しません。

③鉄屑類等の処分

(単位 重量：k g 金額：円)

区分		年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
金属類	鉄屑	重量	162,095	167,570	231,040	208,420	233,595
		金額	850,995	1,407,588	1,940,736	1,750,728	2,018,257
	アルミ類 鍋・サッシ・ ホイール	重量	4,235	3,545	10,625	19,150	28,250
		金額	122,525	176,200	405,875	702,800	936,050
	銅線類	重量	10,080	9,925	7,360	4,800	6,730
		金額	151,200	347,375	257,600	168,000	740,300
原動機付 自転車	台数	21	9	0	0	0	
	金額	-55,125	-22,625	0	0	0	
その他	タイヤ 自転車	重量	2,630	3,040	3,430	2,080	1,160
		金額	-138,075	-159,600	-180,075	-109,200	-62,640
	自動車 等	本	154	207	225	0	149
		金額	-82,950	-92,137	-102,270	0	-157,464
	草刈り機	台数	36	28	45	21	58
		金額	-30,240	-23,520	-37,800	-17,640	-50,112

※ 金額のマイナス表示は、市が処分先の業者に処分料として支払いした額です。また、マイナス表示のない金額は、有価として処分業者より市へ納入された額です。

(3) 御殿場市一般廃棄物最終処分場前処理施設

【施設の目的】

- ① 不燃ごみの破碎処理による処分量の減容化
- ② 不燃ごみに含まれる鉄類、アルミ類、可燃物を取り出し、埋立て処分物の減量と資源化

【施設概要】

- ① 所在地 御殿場市板妻 8 3 4 - 1 6
- ② 建物面積 4 6 6 . 6 7 m² 延面積 8 6 5 . 3 3 m²
- ③ 主要設備機器
 - ア 破碎機 方式 衝撃剪断併用回転式（横型） 処理能力 9 t / 日（5 h）
 - イ 不燃物可燃物選別装置
 - ウ トラックスケール 1 基（秤量 30 トン 目量 10 k g 載台 3 m × 8 m）
- ④ 重機車両等 アームロール（4 トン） ホイールローダー 各 1 台
- ⑤ 供用開始 平成 12 年 4 月

【処理方法】

施設に搬入された不燃ごみは、爆発事故防止や破碎不適物除去のための破袋と選別を手作業で行い、衝撃剪断併用回転式破碎機による破碎を経て振動篩い、不燃物可燃物選別装置及び磁選機、渦電流アルミ選別機によって鉄類・アルミ類・可燃ごみ・埋立ごみの 4 種類に選別されます。

【不燃ごみの処理実績】

- ① 搬入量 (単位：k g)

区分		年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
直営 収集	収集量		638,360	645,000	607,060	579,780	656,550
	清掃		0	0	0	0	0
	不法投棄回収		0	470	0	0	0
	計		638,360	645,470	607,060	579,780	656,550
施設 間	粗大 処理場	破碎	36,310	26,640	26,460	27,400	26,490
		解体	75,210	71,210	55,520	35,180	35,840
	リサイクルセンター		34,360	32,890	33,980	28,190	23,890
	計		145,880	130,740	115,960	90,770	86,220
市民 直接	有料		120	0	0	0	0
	無料		35,880	49,020	54,810	93,460	69,940
	減免		0	0	0	0	0
	声かけごみ収集		880	1,110	1,670	1,470	1,740
	計		36,880	50,130	56,480	94,930	71,680
事業	有料		0	0	0	0	0
	無料		0	0	0	0	0
	計		0	0	0	0	0

収集運搬許可業者	24,250	26,940	22,770	23,270	24,890
自衛隊		0	60	0	0
河川清掃等	1,260	450	3,150	30	0
合 計	846,630	853,730	805,480	788,780	839,340

②処理後の搬出量（機械選別量）

（単位：k g）

年度 \ 区分	鉄類	アルミ類	可燃ごみ	埋立ごみ	搬出量合計
平成 22 年度	133,550	22,870	90,110	537,230	783,760
平成 23 年度	125,100	21,060	83,220	523,500	752,880
平成 24 年度	105,960	15,290	85,680	483,620	690,550
平成 25 年度	71,760	10,320	81,260	402,620	565,960
平成 26 年度	81,220	9,460	92,010	440,660	623,350

※ 搬入量と搬出量合計は、水分やホッパー内貯蔵時間差等により一致しません。（手選別分除く）

【ライターの処理】

不燃ごみと一緒にごみ集積所へ排出される使い捨てライターは、収集後、手作業によるガス抜きを行い、前処理施設において再処理します。

【処理実績】

搬入量

（単位：k g）

区分 \ 年度		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
搬入	直営	3,150	2,940	2,250	2,220	2,190

【廃乾電池の処理】

不燃ごみと一緒に、ごみ集積所へ排出される廃乾電池は、収集後、収集運搬業者所定のドラム缶に収納し、貨物車の積載重量に達した程度の本数を取りまとめて処分委託します。

（単位：k g）

区分 \ 年度		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
搬入量	直 営	27,330	26,700	23,640	27,390	24,690
	市 民	310	80	90	370	130
	事 業 者	0	0	0	0	0
	自 衛 隊	60	0	140	0	20
	計	27,700	26,780	23,870	27,760	24,840
搬 出 量		26,070	25,860	24,360	21,980	22,420
処理委託費（円）		2,354,121	1,710,639	1,534,680	1,500,135	1,549,669

※ 秤の目量の許容範囲（四捨五入等）や搬出前の一時保管等により搬入量と搬出量は、一致しません。

(4) 廃棄物処理手数料徴収事務

リサイクルセンターと粗大廃棄物処理場は、搬入されるごみの計量とともに、御殿場市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第42条1項1号から3号までの廃棄物処理手数料の現金徴収事務を行っています。

【処理実績】

① 廃棄物処理手数料賦課徴収

区分 年度	1 市民自ら搬入し市が 処分する場合		2 市が収集し運搬した 場合（粗大ごみ出張収集）		3 再生可能な事業系一般 廃棄物を市が処分する場合	
	件数（件）	収納額（円）	件数（件）	収納額（円）	件数（件）	収納額（円）
平成22年度	14,446	17,243,300	563	1,712,100	93	167,900
平成23年度	15,467	17,773,700	568	1,544,200	87	140,100
平成24年度	15,772	17,716,600	565	1,483,600	88	143,100
平成25年度	15,373	16,658,400	665	1,879,400	76	134,100
平成26年度	16,747	17,682,200	615	1,955,400	85	145,300

※ 自衛隊・許可業者等にかかる後納分は、含まれていません。

②加算処理手数料（1項2号ウ適用分）

（単位 台数：台 手数料：円）

区分	年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		台数				
机 （@300円）	台数	1	1	4	0	0
	手数料	300	300	1,200	0	0
マットレス （@300円）	台数	0	1	1	1	0
	手数料	0	300	300	300	0
ガス湯沸し機 （@300円）	台数	7	8	3	2	1
	手数料	2,100	2,400	900	600	300
流し台 （@300円）	台数	5	1	1	0	0
	手数料	1,500	300	300	0	0
トレーニング器具 （@300円）	台数	42	49	46	29	22
	手数料	12,600	14,700	13,800	8,700	6,600
電子レンジ （@500円）	台数	406	379	197	37	3
	手数料	203,000	189,500	98,500	18,500	1,500
もちつき機 （@500円）	台数	40	34	25	9	2
	手数料	20,000	17,000	12,500	4,500	1,000
ベットマット （@500円）	台数	357	383	391	375	460
	手数料	178,500	191,500	195,500	187,500	230,000
複写機 （@500円）	台数	3	2	0	1	0
	手数料	1,500	1,000	0	500	0
ワードプロセッサ （@500円）	台数	0	1	0	0	0
	手数料	0	500	0	0	0
オルガン （@500円）	台数	23	21	25	18	14
	手数料	11,500	10,500	12,500	9,000	7,000
自転車 （@500円）	台数	1,097	926	1,022	1,041	1,064
	手数料	548,500	463,000	511,000	520,500	532,000
滑り台 （@500円）	台数	0	0	0	0	0
	手数料	0	0	0	0	0
ブランコ （@500円）	台数	2	0	0	0	0
	手数料	1,000	0	0	0	0
除湿機 （@500円）	台数	473	430	446	428	489
	手数料	236,500	215,000	223,000	214,000	244,500
電気温水器 （@1,000円）	台数	0	1	0	0	0
	手数料	0	1,000	0	0	0
マッサージ機 （@1,000円）	台数	44	42	76	44	67
	手数料	44,000	42,000	76,000	44,000	67,000
原動機付自転車 （@1,000円）	台数	7	4	6	7	6
	手数料	7,000	4,000	6,000	7,000	6,000
太陽熱温水器 （@1,000円）	台数	0	4	1	4	5
	手数料	0	4,000	1,000	4,000	5,000
前処理を要する物 （@500円）	台数	0	0	0	0	0
	手数料	0	0	0	0	0
合計	台数	2,507	2,287	2,244	1,996	2,133
	手数料	1,268,000	1,157,000	1,152,500	1,019,100	1,100,900

※ 本表の手数料は、前表の廃棄物処理手数料に含みます。

※ パソコンは、日本全国を処理区域とする広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物となり、有限責任中間法人パソコン3R推進センターが事業者に認定され、市は、16年度より処理を行わないこととなった。

1 4 一般廃棄物最終処分施設

(1) 御殿場市一般廃棄物最終処分場

【施設概要】

- ① 所在地 御殿場市板妻 8 3 4 - 1 6
- ② 敷地面積 3 4, 8 8 0 m²
- ③ 使用開始 平成 12 年 4 月
- ④ 処分期間 約 15 年間 (当初計画)
- ⑤ 付帯施設 浸出水処理施設
地下水観測用井戸 2 箇所 (内 1 本は施設用井戸水と兼用)
- ⑥ 重機車両等 ブルドーザー バックホウ キャリーダンプ 各 1 台
- ⑦ 埋立処分地
 - ア 埋立方式 セル&サンドイッチ
 - イ 構造 遮水シート全面二重張構造
 - ウ 埋立て面積 8, 4 0 0 m²
 - エ 埋立て容量 3 2, 4 7 1 m³

【処理実績】

① 埋立量

ア 埋立処分容量 (単位 : m³)

年 度	埋立て残容量
平成 22 年度	22, 506. 4
平成 23 年度	20, 571. 1
平成 24 年度	20, 442. 8
平成 25 年度	19, 725. 7
平成 26 年度	19, 329. 0

※ 平成 1 8 年度より実測量を開始

イ 埋立処分重量

(単位 : トン)

年 度	前処理施設	粗大処理場	焼却灰	計	覆土
平成 22 年度	537. 23	15. 04	81. 76	634. 03	385. 0
平成 23 年度	523. 50	19. 41	59. 72	602. 63	546. 0
平成 24 年度	483. 62	15. 56	58. 48	557. 66	0
平成 25 年度	402. 62	20. 48	56. 77	479. 87	1, 629. 0
平成 26 年度	440, 66	16, 24	53, 19	510, 09	272. 0

(2) 御殿場市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設

【施設概要】

- ① 処理方法 接触ばっき方式＋高度処理
- ② 処理能力 40 m³/日
- ③ 調整槽 1,000 m³
- ④ 建物面積 714.29 m² 延面積 811.25 m²
- ⑤ 処理水質 (基準値及び測定結果)

(単位：mg/ℓ)

項目	基準値(省令)	市が定める基準	処 理 水	
			最大	最小
水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6	8.1	7.5
生物化学的酸素要求量	60 mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	0.7	0.5
化学的酸素要求量	90 mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	2.6	0.6
浮遊物質	60 mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	1.0	1.0
全窒素	120mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	3.7	2.2

(3) 新大野原不燃物最終処分場

【施設概要】

- ① 所在地 御殿場市神場2536-22他
- ② 供用期間 平成2年10月～平成19年1月31日
- ③ 埋立面積 14,056 m²

【現在の状況】

平成19年1月31日付け埋立処分終了届出書提出済み

【今後の対応】

排出ガス等のデータ蓄積及び推移状況を観て安定化または減衰傾向を確認した後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物最終処分場廃止確認審査に付す。

御 殿 場 市 の 環 境

平成 2 6 年度版
第 3 7 号

発行 平成 2 7 年 9 月
御殿場市萩原 4 8 3
御殿場市環境課
(TEL) 0550-83-1603
(FAX) 0550-83-1685

この冊子は、再生紙を利用しています。